

都城広域定住自立圏共生ビジョン

平成22年3月3日

宮崎県都城市

目次

本編

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項 | 1 |
| 1. 定住自立圏の名称 | 1 |
| 2. 圏域を構成する市町 | 1 |
| 3. 定住自立圏共生ビジョンの名称 | 1 |
| 4. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間 | 1 |
| 第2章 都城圏域の広域行政への取組 | 2 |
| 1. 都城圏域の概要 | 2 |
| 2. 広域行政への取組 | 3 |
| 第3章 都城広域定住自立圏構想への取組 | 5 |
| 1. 定住自立圏構想の概要と特色 | 5 |
| 2. 都城広域定住自立圏構想 | 7 |
| 第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方 | 12 |
| 第4章-1 生活機能の強化に係る政策分野 | 12 |
| 1. 圏域の現状と課題 | 12 |
| 2. 課題解決に向けた施策のあり方 | 19 |
| 第4章-2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興） | 20 |
| 1. 圏域の現状と課題 | 20 |
| 2. 課題解決に向けた施策のあり方 | 24 |
| 第4章-3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 | 25 |
| 1. 圏域の現状と課題 | 25 |
| 2. 課題解決に向けた施策のあり方 | 30 |
| 第5章 都城広域定住自立圏の将来像 | 31 |
| 第6章 政策分野別の事業計画 | 32 |
| 第6章-1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系 | 32 |
| 1. 生活機能の強化に係る政策分野 | 32 |
| 2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 | 33 |
| 3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 | 33 |
| 第6章-2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画 | 34 |
| 1. 医療（広域救急医療） | 34 |
| 2. 産業振興 | 47 |
| 第6章-3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画 | 51 |
| 1. 道路等の交通インフラの整備 | 51 |
| 2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進 | 53 |
| 3. 定住促進 | 55 |
| 第6章-4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業計画 | 59 |
| 1. 行政人材の育成 | 59 |
| 2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備 | 61 |
| 3. 民間人材の育成及び推進体制の整備 | 65 |
| 実施事業一覧 | 67 |

資料編

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 定住自立圏推進要綱 | 81 |
| 2. 中心市宣言書 | 93 |
| 3. 定住自立圏形成協定 | 98 |
| 4. 生活機能（医療）の強化に関する政策分野関連資料 | 99 |

本 編

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1. 定住自立圏の名称

都城広域定住自立圏

2. 圏域を構成する市町

宮崎県

都城市、三股町

鹿児島県

曾於市、志布志市

3. 定住自立圏共生ビジョンの名称

都城広域定住自立圏共生ビジョン

4. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

第2章 都城圏域の広域行政への取組

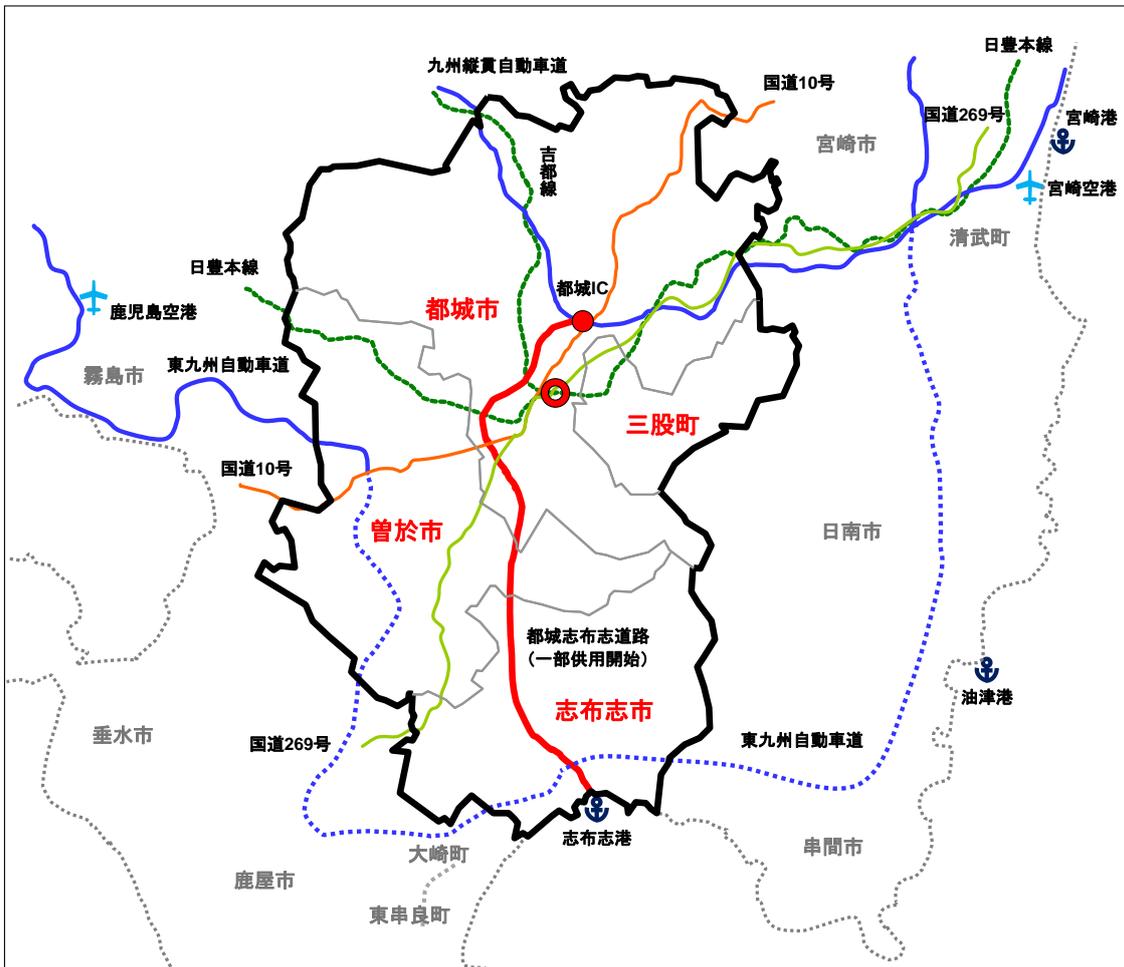
1. 都城圏域の概要

都城市、三股町、曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443k㎡、人口約27万人を有する南九州の中核をなす圏域(以下、「都城圏域」という。)を形成している。

都城市は、宮崎県の南西部の広大な都城盆地に位置し、鉄道2路線、高速道路、国道及び地方道が整備されているほか、40km圏内には志布志港、油津港に加え宮崎、鹿児島の両空港があり、交通の要衝として栄えてきた。隣接する三股町は、古くから都城市との連携による産業振興等、広域連携によるまちづくりを推進してきた。また、鹿児島県東部に位置する曾於市は、鹿児島県にありながら曾於市役所から都城市役所までは約15分の距離にあり、都城市とは経済的にも強い繋がりを持つ。

同じく鹿児島県東部に位置する志布志市は、国内有数の畜産地域である南九州地域の海の玄関として機能し、中核国際港湾・重要港湾である志布志港を核に陸海交通の要衝として発展している。

これまで、主に国道10号や国道269号あるいは飯野松山都城線等で結ばれていたこの都城圏域は、圏域の縦貫道路である「都城志布志道路」の完成時には約30分で結ばれることになり、東九州自動車道の整備とあわせ、さらなる緊密な結びつきを持つ圏域となる。



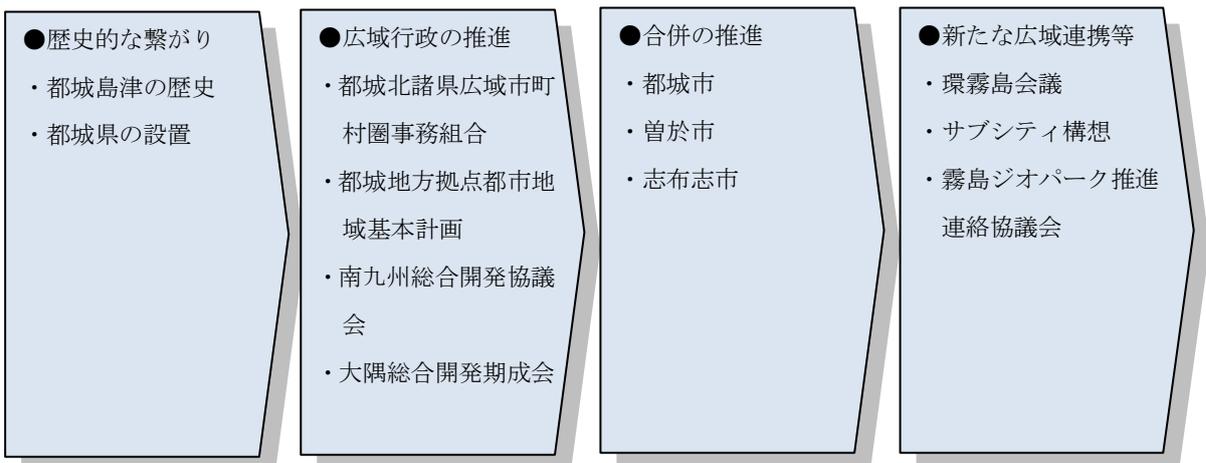
2. 広域行政への取組

都城市は、鎌倉時代から版籍奉還までの約6世紀の間、都城島津家により治められ、その所領は最大時には、都城圏域はもちろん、日南市や串間市まで及んでいた。また、明治4年の廃藩置県により、大隅半島全域から霧島市や宮崎市までをその範囲とする都城県が設置されるなど、都城圏域は、歴史と経済を共有しながら発展してきた。

都城市（旧都城市・山之口町・高城町・山田町・高崎町）と三股町は、昭和45年に「都城北諸県広域市町村圏事務組合」を設置し、消防・救急医療・ごみ処理等の事務を広域的に処理してきた。また、昭和53年からは、日南市、串間市、小林市、高原町、野尻町、曾於市、志布志市及び大崎町とともに「南九州総合開発協議会」を組織し、九州自動車道や都城志布志道路の整備推進に取り組み、平成5年には、「都城地方拠点都市地域基本計画」を策定し、都城市及び三股町の課題に対応してきた。

その後、平成18年の合併により「都城北諸県広域市町村圏事務組合」は解散し、新たに「都城・三股広域行政推進協議会」を設置している。

曾於市（末吉町・財部町・大隅町）と志布志市（松山町・志布志町・有明町）は、昭和46年、鹿屋市、垂水市、大崎町、肝付町、錦江町、南大隅町及び東串良町とともに「大隅広域市町村圏協議会」を設置し、大隅地域の総合的な振興整備を図るため、広域市町村圏計画を策定し事業を実施してきた。昭和53年には、「南九州総合開発協議会」に参加し、南九州地域の産業・経済・文化の発展のため、県境を越えた幅広い連携を図ってきた。さらに、昭和62年には、「大隅広域市町村圏協議会」を「大隅総合開発期成会」に発展させ、大隅地域の総合的な開発、施策の推進に取り組んでいる。その後、合併により平成17年に曾於市が、平成18年には志布志市が誕生した。



また、新たな広域の連携のありかたとして、平成19年には、都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、霧島市及び曾於市で「環霧島会議」を発足させ、観光や環境、防災など県境を越えた幅広い連携を図っている。さらに、都城市では、広域的な視点から宮崎自

動車道都城 IC 周辺を「南九州経済圏のリーディングゾーン（戦略的振興拠点地域）」と位置づけ、そのポテンシャルを最大限に活かす「サブシティ構想」を推進している。平成 20 年には、環霧島会議を母体とした「霧島ジオパーク推進連絡協議会」を設立し、霧島山の世界ジオパーク認定に向けた活動にも取り組んでいる。

第3章 都城広域定住自立圏構想への取組

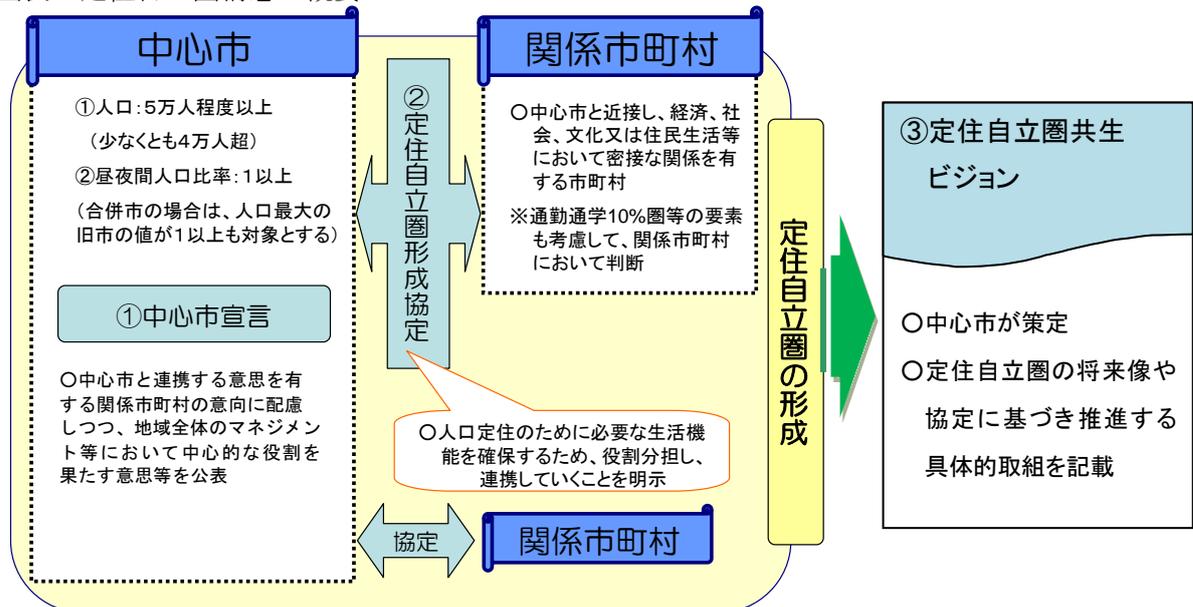
1. 定住自立圏構想の概要と特色

前述した広域行政への取組のなかで、巡り合った新たな連携制度が定住自立圏構想である。これは、地方ばかりでなく三大都市圏においても人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出する必要性から推進される施策であり、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接な繋がりをもつ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図るものであり、以下の手順により推進されることになる。

- ①中心市は、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を表明した「中心市宣言書」を作成し、公表する。
- ②中心市と、それに近接し、経済的・社会的に密接な関係を持つ関係市町村とが、連携する具体的な事項を含んだ協定書を締結することで「定住自立圏」が形成される。
- ③協定書に記載した連携する具体的な事項の実施計画である「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、定住自立圏構想を推進する。

この定住自立圏構想は、平成の大合併後における中心的な地域活性化施策であるが、市町村合併のように行政区域の変更を伴うものではなく、広域連合のように参加団体のすべての合意を要するものでもなく、より柔軟にかつ短期的に課題解決に向けた具体的事業に取り組める点に特徴がある。また、圏域における現実的な課題解決のための事業の実施を目的としている点で、将来的な構想を重視する市町村合併とは大きく異なる施策である。

図表 定住自立圏構想の概要



※定住自立圏同士の連携も考えられる。

(1) 定住自立圏形成協定の概要

1) 定住自立圏形成協定の定義

中心市宣言を行った中心市と関係市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、それぞれの市町村において議会の議決を経て定められる協定。

2) 定住自立圏形成協定に規定すべき事項

定住自立圏形成協定を締結する市町村名称のほか、目的、基本方針に加え、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、以下の政策分野において具体的に連携を図っていくことを規定する。

○生活機能の強化に係る政策分野

医療・福祉・教育・土地利用・産業振興

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通・道路等の交通インフラの整備・地域内外住民との交流・移住促進 等

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材の育成・圏域内市町村の職員等の交流 等

(2) 定住自立圏共生ビジョンの概要

1) 定住自立圏共生ビジョンの定義

策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経て、関係市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったもの。

2) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

①定住自立圏及び市町村の名称

②定住自立圏の将来像

③定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく取組を記載する。

④定住自立圏共生ビジョンの期間

2. 都城広域定住自立圏構想

(1) 都城市の中心市宣言

都城市は、平成20年10月に、この定住自立圏構想の先行実施団体に選定されたことを受け、平成21年4月には、広域救急医療体制の整備充実、それに必要な交通ネットワークとなる地域高規格道路「都城志布志道路」の整備促進及び圏域の人材育成を3つの柱とする中心市宣言を行った。

○中心市宣言の主な内容

生活機能強化のための取組

- ・広域救急医療体制の整備・充実

結びつきやネットワークの強化のための取組

- ・地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進

圏域マネジメント能力の強化のための取組

- ・宣言中心市等における人材の育成
- ・圏域内市町の職員等の交流
- ・その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携

(2) 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき

この中心市宣言の主要テーマである医療分野及び都市基盤分野を始めとした都城市と三股町、曾於市及び志布志市との結びつきは深く、概観すると次のとおりである。

1) 医療分野

医療分野での結びつきとしては、2市1町の疾病患者の都城市内の医療機関への流入状況があるが、延べ入院患者数では、三股町の入院患者のうち76.2%が都城市内の医療機関を受診しており、曾於市でも50.6%と半数に及んでいる。

【図表 2市1町の住民の延べ入院患者数と都城市への流入患者数】

| | 総数 | | | 都城市への 流入率 |
|------|-------|-----------------|------------------|--------------|
| | | 都城市の 医療機関を受診 | 都城市外の 医療機関を受診 | |
| 三股町 | 2,750 | 2,095 | 655 | 76.2% |
| 曾於市 | 8,215 | 4,153 | 4,062 | 50.6% |
| 志布志市 | 5,529 | 561 | 4,968 | 10.1% |

出典：各市町の国保レセプト（H20年11月度。但し、曾於市についてはH21年5月度）

また、救急医療では、平成20年（平成20年1月～12月）に都城市消防局と大隅曾於地区消防組合が搬送した疾病の救急患者総数9,720人のうち、都城救急医療センターと都城市郡医師会病院の2施設で、22.7%を受け入れている。

2) 都市基盤分野

都市基盤分野では、供用が一部開始されている地域高規格道路「都城志布志道路」があげられる。本道路は、宮崎自動車道の都城 IC と、中核国際港湾にも指定され、国内の大都市はもとより中国、韓国、台湾といったアジア諸外国等との海の玄関口である志布志港を結ぶ延長約 40km、設計速度時速 60～80km の自動車専用道路であり、物流の効率化はもちろん、市街地等へのアクセス道路の整備との相乗効果による交通円滑化や、救急医療体制の充実・高度医療のネットワーク化などの効果が期待されている。

3) 産業振興分野

産業振興分野での結びつきとして、自治体間の共同による地場産業の振興や雇用創出の取組があげられる。地場産業の振興事業や道の駅の運営を行う財団法人都城圏域地場産業振興センターの取組や、行政と商工団体等が連携して雇用拡大や人材育成メニューを実施している都城地域雇用創造協議会の取組などである。

4) 教育・文化分野

教育・文化分野での結びつきとして、都城市の教育・文化施設を関係市町（三股町、曾於市、志布志市）の住民が利用している点があげられる。都城市総合文化ホールの「MJ 友の会」の会員数や都城市立図書館の利用登録者数、保育所・保育園広域入所受託児童数を見ると、次のとおりである。

【図表 各種教育・文化施設における市町別登録・利用数】

(単位：人)

| | 宮崎県 | | 鹿児島県 | | その他 |
|----------------------|--------|-------|-------|------|-----|
| | 都城市 | 三股町 | 曾於市 | 志布志市 | |
| 都城市総合文化ホール「MJ友の会」会員数 | 1,051 | 82 | 39 | 5 | 50 |
| 都城市立図書館利用登録者数 | 38,144 | 1,985 | 1,418 | - | - |
| 保育所・保育園広域入所受託児童数 | 5,093 | 115 | 80 | 2 | 21 |

平成 21 年 2 月現在

5) 人口流動分野

地域別の通勤通学状況を見ると、下表のとおり、三股町の就業者・通学者（自宅従業者を除く）のうち、都城市へは約 6 割が通勤・通学し、曾於市では同 2 割強となっている。日常の人口流動に見る都城市と関係市町との結びつきが強い。

【図表 都城市への通勤通学割合】

| | 常従業者・通学者数 (人) (15歳以上) | | 都城市への就業・ 通学者数 (人) c | 通勤通学割合 d=c/(a-b)*100 |
|------|--------------------------|---------------|---------------------------|-------------------------|
| | a | うち自宅従業者数 b | | |
| 三股町 | 13,084 | 1,780 | 6,791 | 60.1 % |
| 曾於市 | 22,875 | 6,950 | 3,750 | 23.5 % |
| 志布志市 | 18,732 | 5,058 | 268 | 2.0 % |

出典：平成 17 年国勢調査

（3）定住自立圏形成協定の締結

中心市である都城市と、関係市町である三股町、曾於市及び志布志市は、定住自立圏を形成するため、関係市町との協議を経た定住自立圏形成協定を各議会へ提案し、その議決を経て、平成21年10月に都城市と2市1町の間で1対1の協定を締結した。

この協議にあたっては、中心市である都城市の考えを示すとともに、構成市町の関係者の意見を広く反映させる必要があるため、3市1町共有の協議テーブルである「都城広域定住自立圏協議会」を設け、都城市北諸県郡医師会や曾於郡医師会をはじめ、宮崎大学医学部、国立病院機構都城病院、各議会、宮崎県及び鹿児島県など、多くの関係者の参加のもとで検討を進めた。



合同締結式（平成21年10月6日）

（4）定住自立圏形成協定の概要

定住自立圏形成協定の策定において、医師不足など救急医療を取り巻く厳しい環境への対応が求められている中、救急医療は、人がこの圏域に安心して住むために必要な基礎的インフラであり、広域的な取組が必要であるという点で一致した。

さらに、医師会をはじめとする関係者や関係市町との協議を重ねた結果、救急医療の拠点施設の整備充実ばかりでなく、他の医療機関との連携の在り方、医療情報の電子化、医師をはじめとする医療従事者の育成及び県境を越えた救急搬送体制の構築など広がりを見せた。

都城志布志道路についても同様に、それを活用した産業の振興や雇用創出、歴史や自然などの地域資源を活用した観光や交流の推進など広がりをもった議論となった。

また、圏域マネジメント能力の強化については、行政人材の育成だけでなくNPO等の活動支援や民間活力によるまちづくりなどにも取り組むこととした。

(5) 定住自立圏形成協定の具体的内容

3つの政策分野に関して、定住自立圏形成協定に記載した取組の内容は次のとおりである。

○ 生活機能の強化に係る政策分野

1) 医療

(ア) 医療資源の高度化

i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院（以下「救急医療拠点施設」という。）等の整備又は充実

- ・ 圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。

ii) 夜間救急診療体制等の充実

- ・ 夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。

iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保

- ・ 関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

iv) 圏域医療の情報化の推進

- ・ 関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立及び圏域住民への医療サービスの向上に資するため、医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。

(イ) 医療連携の充実

- ・ 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。

(ウ) 災害時の対応

- ・ 関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センターの機能を確保しつつ、相互連携を構築する。

(エ) 圏域における搬送体制の構築

- ・ 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。

2) 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

- ・ 都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。

○ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1) 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

- ・ 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。
- ・ 雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセシビリティの向上を図る。

2) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

- ・ 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

3) 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

- ・ 都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。

○ 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

1) 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

- ・ 圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。

2) 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

- ・ 圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人や地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等の活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

3) 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

- ・ 民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。

第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方

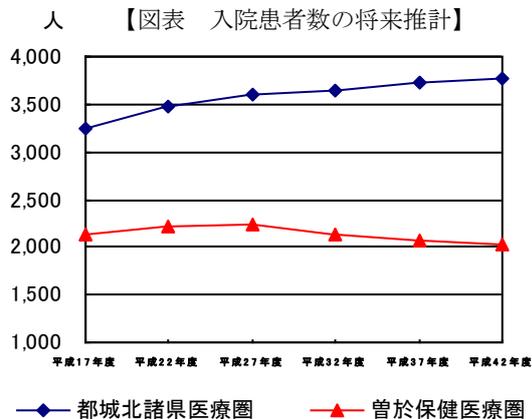
第4章-1 生活機能の強化に係る政策分野

1. 圏域の現状と課題

(1) 3市1町の現状

①将来推計人口の推移と将来推計患者数の推移

- ・ 都城北諸県医療圏、曾於保健医療圏における将来推計人口は、少子高齢化が進み、人口全体は減少し、75歳以上の人口構成比は年々高くなる。
- ・ 病気にかかりやすい高齢者が増加するため、外来患者・入院患者の将来推計は、人口減少と比例しないと推計される。高齢者割合の高い入院患者数は、都城北諸県医療圏では、平成42年度まで増加し、曾於保健医療圏では、平成17年度から平成27年度にかけて増加するが、その後は、減少すると推計される。(曾於保健医療圏が27年度以降減少するのは、人口減少の影響の方が大きいため。)
- ・ この圏域において、患者数が増加すると予測されるものは、高齢化の影響を受けて、脳血管疾患や心疾患を含む循環器系疾患である。



【図表 平成18～20年の各医療機関の救急患者数の割合】

| | 平成18年 (割合) | 平成19年 (割合) | 平成20年 (割合) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 都城救急医療センター | 11.6% | 12.8% | 12.5% |
| 藤元早鈴病院 | 10.8% | 9.8% | 10.7% |
| 都城市郡医師会病院 | 12.0% | 11.3% | 10.2% |
| 海老原記念病院外傷救急センター | 0.0% | 4.5% | 7.6% |
| 独立行政法人国立病院機構都城病院 | 7.1% | 5.1% | 4.2% |
| 曾於郡医師会立病院 | 4.4% | 4.1% | 3.6% |
| びろろの樹脳神経外科(救急告示) | 1.5% | 3.5% | 3.5% |
| 森山内科・外科クリニック | 4.0% | 3.1% | 3.4% |
| 昭南病院 | 4.2% | 3.6% | 2.9% |
| 大隅鹿屋病院 | 2.7% | 2.4% | 2.8% |
| その他 | 41.8% | 39.9% | 38.6% |

出典 都城市消防局、大隅曾於地区消防組合 「消防データ」

出典 人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」、厚生労働省調査

②救急搬送患者動態

- ・ 平成20年において、都城市消防局と大隅曾於地区消防組合が搬送した救急患者数は9,720人であるが、そのうち都城救急医療センターと都城市郡医師会病院に22.7%が搬送されている。
- ・ 大隅曾於地区消防組管内において、7時から19時までに搬送された救急患者数のうち、15.4%が曾於郡医師会立病院、5.8%が都城市郡医師会病院に搬送され、19時から翌朝7時の間では19.3%が曾於郡夜間急病センター、15.1%が都城救急医療センターへ搬送されている。

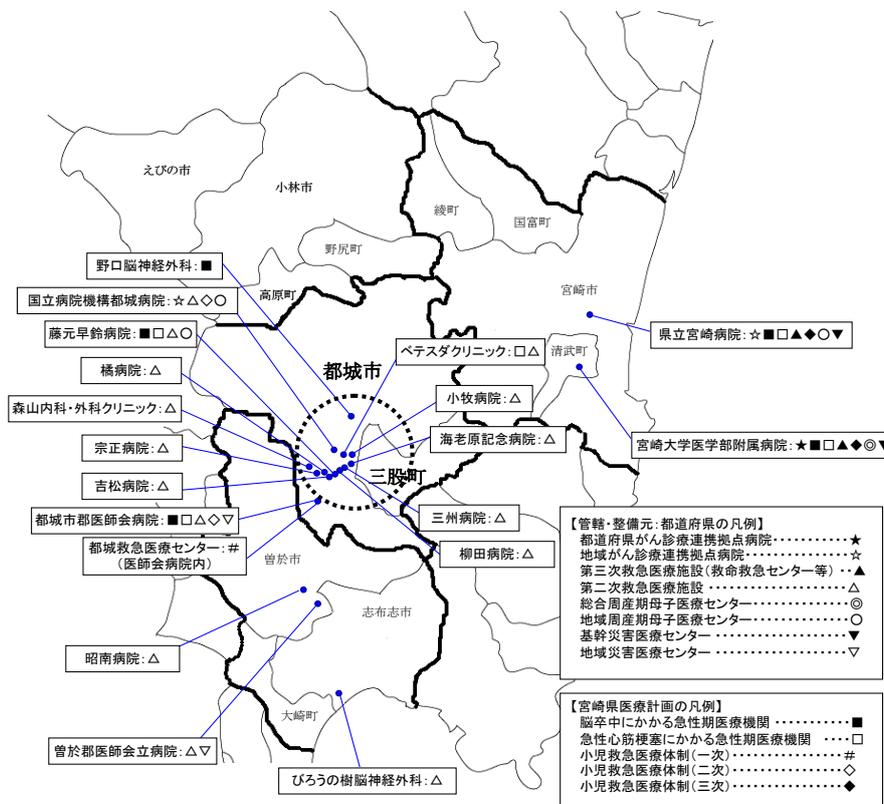
③地域における医療供給状況

ア 病院稼働状況

a. 救急告示病院等の状況

- ・ 都城北諸県医療圏の4疾病5事業に係る病院、曾於保健医療圏の救急告示病院は以下のとおり。(4疾病とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病であり、5事業とは、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療)
- ・ 救急告示施設の中で最も北に位置しているのが国立病院機構都城病院、南に位置しているのは、びろうの樹脳神経外科となる。

【図表 3市1町の病院マップ】



b. 救急医療体制

都城北諸県医療圏、曾於保健医療圏の救急医療提供体制は以下のとおりであり、都城北諸県医療圏へ医療機能が集積している。

【図表 都城北諸県医療圏、曾於保健医療圏の救急医療提供体制】

| 区分 | 初期救急 | 二次救急 | 三次救急 |
|----------|-----------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 都城北諸県医療圏 | 都城救急医療センター 在宅当番医制 | 都城市郡医師会病院 国立病院機構都城病院 他10施設 | 県立宮崎病院 県立延岡病院 宮崎大学医学部附属病院(救急部) |
| 曾於保健医療圏 | 曾於郡夜間急病センター 在宅当番医制 | 曾於郡医師会立病院 他2施設 | 鹿児島市立病院救命救急センター |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成20年3月

c. 小児救急医療体制

- ・ 都城北諸県医療圏、曾於保健医療圏の小児救急医療体制は下記の表のとおりである。
- ・ 曾於保健医療圏では深夜帯には二次小児救急における入院患者を受け入れる体制がなく、鹿児島県保健医療計画では、小児救急医療の二次拠点病院として、県民健康プラザ鹿屋医療センターとともに国立病院機構都城病院、都城市郡医師会病院があげられている。

【図表 都城北諸県及び曾於保健医療圏の小児救急医療体制】

| 医療圏 | 初期 | | | 二次 | 三次 |
|----------|----|------------|----|-------------------------|-----------------------|
| | 休日 | 準夜 | 深夜 | | |
| 都城北諸県医療圏 | △ | 都城救急医療センター | | 国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 | 宮崎大学医学部附属病院 県立宮崎病院 |

注) 準夜帯は、概ね19時から23時、深夜帯は概ね23時から翌日の7時である。

初期休日の欄の△は、在宅当番医で、小児科医のほか他科の医師も含めて対応している。

| 医療圏 | 一般小児医療 | 入院医療 | 地域の拠点病院 | 三次 |
|---------|--------|------|--|---|
| 曾於保健医療圏 | 4診療所 | — | 県民健康プラザ鹿屋医療センター 国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 | 鹿児島大学病院 鹿児島市立病院 宮崎大学医学部附属病院 県立宮崎病院 |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成20年3月

d. 周産期救急医療体制

- ・ 地域周産期母子医療センターとして都城北諸県医療圏には国立病院機構都城病院、藤元早鈴病院の2施設がある。
- ・ 曾於保健医療圏には県民健康プラザ鹿屋医療センターがある。

【図表 周産期救急医療】

| 医療圏 | 周産期医療圏 | 地域周産期母子医療センター | 総合周産期母子医療センター |
|----------|--------|----------------------|---------------|
| 都城北諸県医療圏 | 県西地区 | 国立病院機構都城病院 藤元早鈴病院 | 宮崎大学医学部附属病院 |
| 曾於保健医療圏 | — | 県民健康プラザ鹿屋医療センター | 鹿児島市立病院 |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成20年3月

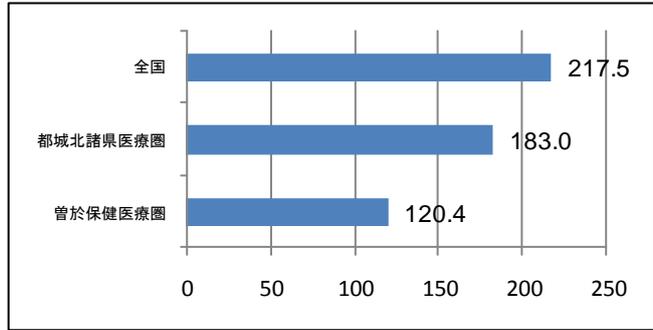
e. 診療所の近況

- ・ 都城北諸県医療圏の有床診療所数、診療所病床数は2003年から2007年にかけて減少傾向にあり、逆に無床診療所は増加傾向にある。既存の有床診療所が無床診療所へ転換しており、急性期病院からの転院先が確保できなくなる状況も考えられる。

イ. 人員体制（医師数）

- ・ 人口10万人対の医師数をみると、都城北諸県医療圏が183.0人、曾於保健医療圏が120.4人と、全国値217.5人を下回っている。
- ・ 人口10万人対の診療科別医師数をみると、都城北諸県医療圏における循環器科医師のように全国値を上回っている数値もある（都城：10.4人、全国値：7.4人）が、小児科医師は都城北諸県医療圏7.8人、曾於保健医療圏4.5人と、両地域とも全国値11.5人を大きく下回っている。

【図表 人口10万人対医師数】 (単位：人)



【図表 人口10万対診療科別医師数】 (単位：人)

| | 全国 | 都城北諸県医療圏 ① | 曾於保健医療圏 ② | ①+② |
|-------|------|------------|-----------|------|
| 内科 | 55.2 | 45.7 | 51.1 | 47.4 |
| 呼吸器科 | 3.1 | 2.1 | - | 1.4 |
| 消化器科 | 8.4 | 6.8 | 7.9 | 7.1 |
| 循環器科 | 7.4 | 10.4 | 4.5 | 8.6 |
| 小児科 | 11.5 | 7.8 | 4.5 | 6.8 |
| 精神科 | 9.8 | 18.2 | 6.8 | 14.6 |
| 外科 | 16.9 | 20.8 | 12.5 | 18.2 |
| 整形外科 | 14.8 | 12.5 | 7.9 | 11.0 |
| 脳神経外科 | 4.9 | 6.2 | 5.7 | 6.1 |
| 心臓血管 | 2.0 | 0.5 | - | 0.4 |
| 産婦人科 | 7.5 | 7.3 | 2.3 | 5.7 |
| 産科 | 0.4 | 1.0 | - | 0.7 |
| 婦人科 | 1.3 | 0.5 | 1.1 | 0.7 |
| 泌尿器科 | 4.8 | 5.7 | 1.1 | 4.3 |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画

ウ. 情報システムの導入状況

平成20年時点の情報システムの導入状況は以下のとおりである。

- ・ 都城北諸県医療圏については、オーダーリングを導入している病院数は同圏内の10.3%であり、電子カルテを導入している病院はない。
- ・ 曾於保健医療圏については、オーダーリング、電子カルテともに導入している病院はない。

【図表 情報システムの導入状況】

| 導入状況 | 電子カルテ | オーダーリング | PACS | RIS | 3D画像システム | 動画像ネットワークシステム |
|----------|-------|---------|------|------|----------|---------------|
| 都城北諸県医療圏 | 0.0% | 10.3% | 6.9% | 0.0% | 20.7% | 0.0% |
| 曾於保健医療圏 | 0.0% | 0.0% | 9.1% | 9.1% | 9.1% | 0.0% |

出典：電子カルテ&PACS 白書（2007-2008）

PACS：膨大な量の医用画像をフィルムの代わりに、デジタル画像としてデータベース化し、必要に応じてその画像を転送、表示することができるシステムである。

RIS：主に放射線部門関連の情報システムのことを指す。機能には、患者登録、予約、診断結果登録、薬品、フィルム等の管理、統計など、多岐にわたる。

④災害医療の状況

a. 災害医療体制

- ・ 災害時における救急患者の受け入れや被災地の医療機関の支援等を行うために、宮崎・鹿児島両県は、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターを指定している。
- ・ 都城北諸県医療圏においては都城市郡医師会病院が、曾於保健医療圏においては曾於郡医師会立病院が地域災害医療センターに指定されている。

【図表 宮崎・鹿児島両県の災害医療体制】

| 区 分 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|------------|-------------------------|------------------------|
| 基幹災害医療センター | 2か所 | 1か所 |
| | 県立宮崎病院 宮崎大学附属病院 | 鹿児島市立病院 |
| 地域災害医療センター | 9か所 | 10か所 |
| | うち都城北諸県医療圏 都城市郡医師会病院 | うち曾於保健医療圏 曾於郡医師会立病院 |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画

- ・ 災害拠点病院の設置目的は、以下の機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保することにある。
 - ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
 - ② 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
 - ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
 - ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能

b. 災害人員体制

- ・ 宮崎県、鹿児島県ともに医療計画においてDMATの整備が求められており、都城市郡医師会病院の設立した都城DMATは、現在人員不足のため活動を限定しているという状況にある。

⑤広域救急搬送

a. 救急救命士数

- ・ 平成20年における人口10万人対救急救命士数は都城市消防局約19人、大隅曾於地区消防組合約31人と全国値約17人を上回っている。

b. 消防拠点数・救急車数の状況

- ・ 平成20年における人口10万人対消防拠点数、救急自動車数をみると、都城市消防局は2.1拠点、3.6台、大隅曾於地区消防組合は3.4拠点、6.8台、全国値3.8拠点、4.6台である。

(2) 各アンケートの状況

都城市郡医師会病院等（都城救急医療センター、都城市郡医師会病院及び都城健康サービスセンター）の医療従事者、地域医療連携機関及び圏域住民に対して実施したアンケート結果は以下の通りである。

ア 特に充実すべき医療体制

- ・ 都城市郡医師会病院等の医療従事者及び地域医療連携機関とも、救急医療、地域医療ネットワーク（病病連携・病診連携）及び小児医療としている。曾於保健医療圏では、小児医療を充実すべきとする割合が、都城北諸県医療圏より高い。
- ・ 地域住民アンケートでは、救急医療及び高いレベルの医療機関との連携を充実すべきとしている。

イ 地域医療連携に必要な事項

- ・ 都城市郡医師会病院等の医療従事者は、医療レベルの更なる向上（専門スタッフの確保等）、医療情報の電子化及びネットワーク化の推進としているが、地域連携医療機関は、中核医療機関の高度医療機器の充実（共同利用の推進）、紹介・逆紹介の徹底とそのシステムの確立及び紹介した患者の情報（検査結果、経過等）の把握も重要としている。
- ・ 曾於保健医療圏の地域連携医療機関では、医療圏を越えた連携体制の構築の割合が高い。

ウ 連携時に他の医療機関の情報として欲しいもの

- ・ 医療機関ごとの診療内容や診療実績の割合が高い。

エ 医療圏ごとの救急医療体制で特に充実すべきもの

- ・ 安定的な救急医療用ベッドの確保、医療機関相互の機能分担による役割の明確化及び救急医療に従事する者の拡充としている。
- ・ 曾於保健医療圏では、初期夜間救急体制の更なる充実の割合が高くなっている。

オ 救急医療に対する不安（圏域住民）

- ・ 夜間や休日の救急体制に不安があると同時に、圏域の救急医療体制がどのようになっているかという情報が不足しているという割合が高い。

(3) 圏域における課題

3市1町の取組の状況やアンケートの結果を踏まえ、医療分野における圏域の課題は、次の4点に整理される。

①医師不足に伴う救急医療・一般医療への影響

- ・ 都城北諸県医療圏と曾於保健医療圏における傷病分類別の将来推計入院患者数をみても循環器の入院患者数は多く、増加傾向を示しており、今後の救急医療提供体制の充実が求められる。
- ・ 新医師臨床研修制度等の影響による医師不足は深刻で、都城北諸県医療圏、曾於保健医療圏とも全国平均を下回っている。特に曾於保健医療圏においてはそれが顕著であり、鹿児島県保健医療計画では、小児科・産科における都城北諸県医療圏との連携など、二次医療圏や県境を越えた広域的な対応のできる体制の整備を求めている。

②救急医療施設・機能の偏在

- ・ 脳卒中や急性心筋梗塞に対応できる施設、小児救急医療施設、周産期母子医療センター等は、都城北諸県医療圏に医療施設が集中していることから、圏域住民への等しい安心安全の確保が求められている。
- ・ 都城北諸県医療圏においても、小児科と周産期との連携の強化など医療資源の効率的連携の構築が必要である。
- ・ 救急医療施設を効率よく稼働させるため、急性期を脱した患者の転院先の確保など周辺の関連施設との連携機能を充実する必要がある。
- ・ 圏域での機能分担を踏まえた広域救急医療体制の構築のためには、医療情報の共有など医療連携のための基盤整備も必要である。連携医療機関としては、紹介した患者の情報の迅速、詳細な報告・返信のシステム構築も求めている。

③災害医療体制充実の必要性

- ・ 宮崎県医療計画及び鹿児島県保健医療計画において都城市郡医師会病院及び曾於郡医師会立病院は地域災害医療センターとしての役割を求められ、それにふさわしい体制の整備が必要である。
- ・ 大規模災害や感染症発生時には、県境を越えた協力体制の構築も重要となる。

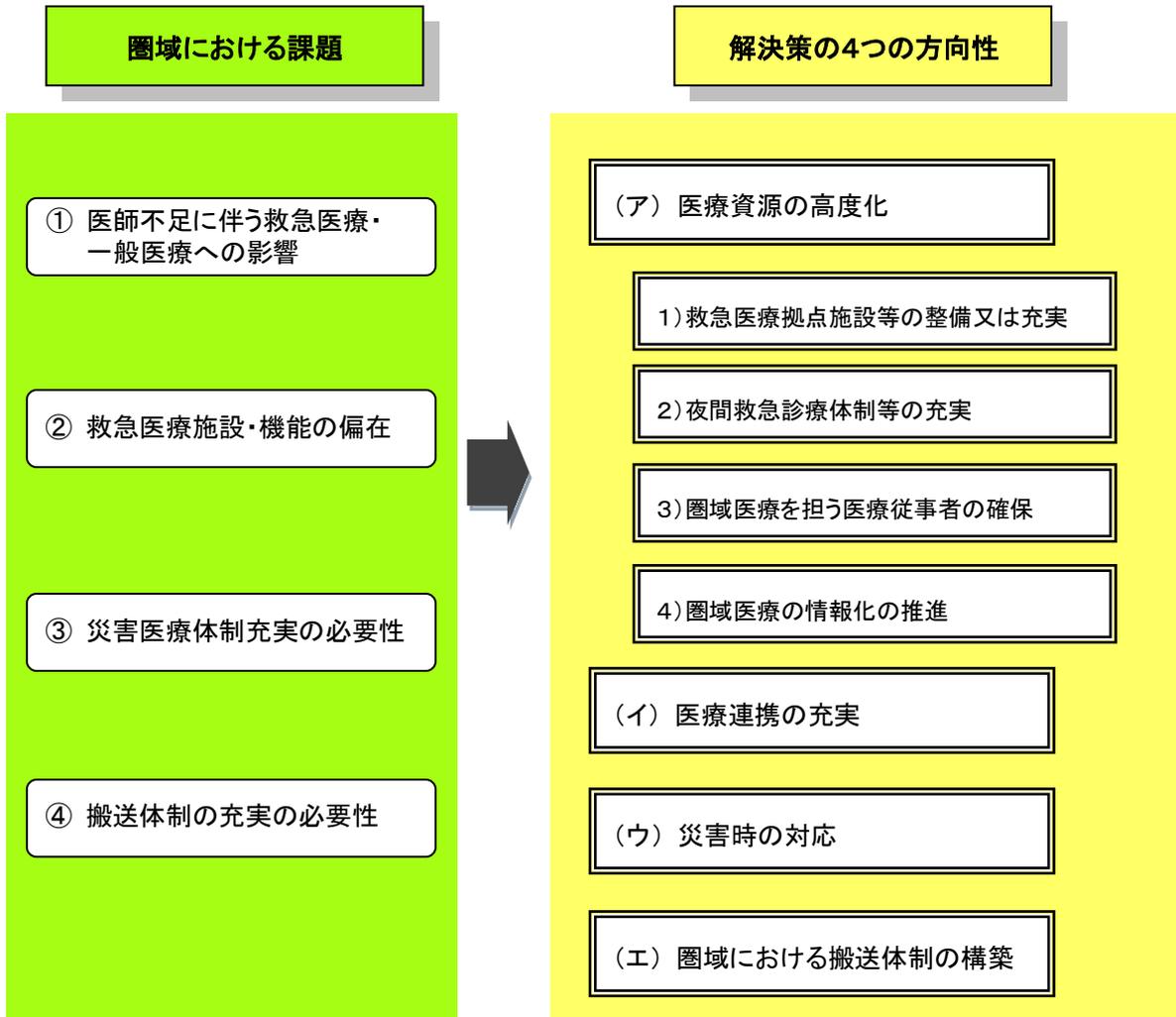
④搬送体制の充実の必要性

- ・ 災害時にも対応できる広域的な搬送体制を構築する必要がある。
- ・ 救急救命士の確保やDMA Tの再編等に必要な人的・物的な整備が必要である。

2. 課題解決に向けた施策のあり方

(1) 課題解決に向けた施策の方向性

圏域における課題の解決のためには、「医療資源の高度化」、「医療連携の充実」、「災害時の対応」及び「圏域における搬送体制の構築」の4つの方向性が考えられる。



第4章-2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）

1. 圏域の現状と課題

(1) 3市1町の現状

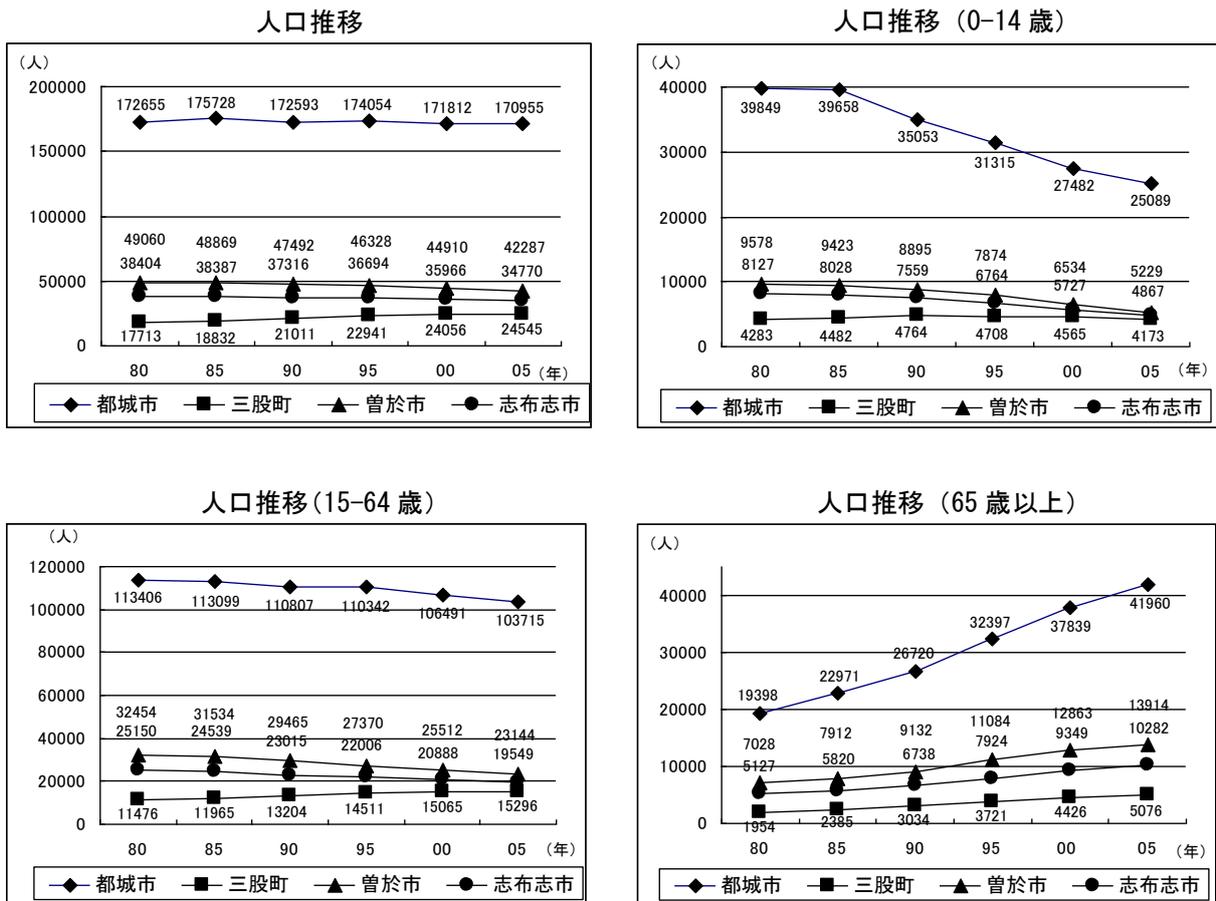
圏域内の3市1町における結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（産業振興を含む）に関する現状は次のとおりである。

①人口動態

3市1町の人口推移をみると、三股町が増加している以外は、総じて人口減少基調にある（都城市は微減）。

- ・ 65歳以上の高齢者は、3市1町とも大幅に増加しているが、0-14歳の若年者及び15-64歳の生産年齢人口についてみると、三股町を除いて減少している。

【図表 3市1町の人口動態】



出典 人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」、厚生労働省調査

②地域経済の現状

- 工業統計の従業者数をみると、志布志市でほぼ横這いであるのを除くと、総体的に減少傾向にある。事業所数については、志布志市、曾於市で横這い、都城市、三股町で減少傾向にある。製造品出荷額等は、都城市、志布志市は、増加傾向にあるが、三股町は減少、曾於市が横這いという状況である。
- 都城市は、サブシティ構想における雇用創出ゾーンとして「都城インター工業団地」の整備計画を策定し、電子・精密関連産業、バイオ関連産業の集積を目指している。

【図表 3市1町の従業者数・事業所数・製品出荷額等】

従業者数

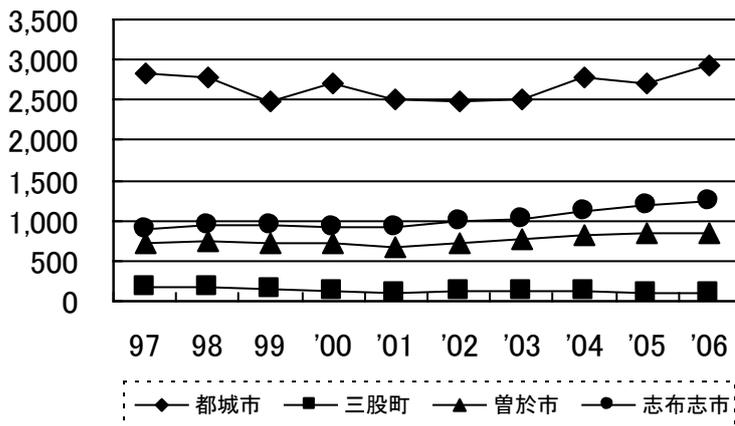
| 年度 | 97 | 98 | 99 | '00 | '01 | '02 | '03 | '04 | '05 | '06 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 都城市 | 13,002 | 12,627 | 12,360 | 12,245 | 11,806 | 11,981 | 11,721 | 11,493 | 11,640 | 11,575 |
| 三股町 | 1,517 | 1,385 | 1,188 | 1,025 | 970 | 977 | 993 | 927 | 999 | 873 |
| 曾於市 | 3,044 | 2,853 | 2,693 | 2,745 | 2,462 | 2,441 | 2,452 | 2,438 | 2,408 | 2,360 |
| 志布志市 | 1,952 | 2,079 | 2,074 | 2,193 | 2,131 | 2,082 | 2,041 | 1,994 | 2,114 | 2,053 |

事業所数

| 年度 | 97 | 98 | 99 | '00 | '01 | '02 | '03 | '04 | '05 | '06 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 都城市 | 374 | 379 | 363 | 357 | 336 | 326 | 332 | 297 | 309 | 339 |
| 三股町 | 77 | 77 | 74 | 65 | 58 | 59 | 59 | 53 | 53 | 53 |
| 曾於市 | 72 | 91 | 87 | 95 | 86 | 80 | 87 | 85 | 85 | 77 |
| 志布志市 | 72 | 87 | 79 | 90 | 88 | 81 | 76 | 72 | 97 | 87 |

製造品出荷額等

億円



出典 経済産業省工業統計調査

- 都城圏域は日本有数の食料供給基地であり（全国市町村別農業産出額の2位：都城市、13位：曾於市、うち畜産は1位：都城市、4位：曾於市、12位：志布志市（「農林水産統計」H18））、志布志港における外貿の取扱貨物量の約8割が畜産飼料用穀物類である。
- 志布志港は、税関、入国管理、検疫機能を備えた九州唯一の中核国際港湾として、また、日本有数の農畜産地帯への飼料供給基地として発展しているが、外貿に関しては、総額は伸びているものの輸入超過という状況にある。

③生活サービス（特に交通サービス）の現状

- ・ この圏域では、人口（住民基本台帳）100人当たりの自動車（乗用車）保有台数が全国平均を大きく上回っており（H18年で都城市 54.0台、三股町 54.3台、曾於市 51.8台、志布志市 51.4台、全国平均 44.9台/100人）、日常生活において、自動車に強く依存している。
- ・ 都城市内に多くの大型小売店舗、医療施設及び高等教育機関が集積し、利用動向も集中している（H16年の小売年間販売額は、都城市 1,870億円、三股町 165億円、曾於市 319億円、志布志市 248億円と人口割合に比べて都城市の販売額が大きい）。

④集客・交流サービスの現状

- ・ 都城市、三股町の観光客に占める県内客の割合は、宮崎市や宮崎県平均と比較してもかなり高くなっている（観光客に占める県内客の割合は、都城市 87.6%、三股町 86.8%、宮崎市 54.9%（H19））。志布志市、曾於市についても同様の傾向があり、県外客も惹きつける魅力づくりが求められる。
- ・ スポーツキャンプ・合宿の受入は、好調な伸びを示している。その理由としては、地元の関係者を介した紹介や既に合宿経験のある団体からの推薦、韓国等の高校・大学による長期合宿の実施、官民による積極的な誘致活動の成果等があげられる。

（2）圏域における課題

圏域内の3市1町の現状を踏まえ、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（産業振興を含む）における圏域の課題は以下のとおり整理される。

①少子・高齢化の進展と人口減少

少子・高齢化に伴う人口減少が、この圏域においても進展している。その結果として、圏域の地域経済全体が収縮し、以下②～⑤の課題を誘発する根本的な要因となっている。

- ・ 地域の魅力度向上による人材誘致、人材の地域への定着化（定住）のための生活基盤の整備、企業立地による産業振興などの施策に、総合的に取り組む必要がある。

②生産年齢人口の減少による生産性の低下

特に生産年齢人口の減少が産業分野での生産性の低下につながっているが、有効求人倍率も低迷しており、生産年齢人口を中心とする人材の受け皿としての雇用創出が大きな課題となっている。

- ・ 新たな雇用を創出し、生産年齢人口を確保し、産業分野での生産性を向上させるためには、地域資源を活かした魅力ある企業誘致基盤整備も必要である。
- ・ 企業立地のためには、空港や港湾という圏域資源の活用はもちろん、物流拠点や生産拠点等へのアクセス性の向上など企業活動のための環境を充実させるとともに、企業立地の優遇制度の拡充等を通じて、その推進を図ることも必要である。

③地域経済の停滞

①②の要因に加え、平成20年秋の世界同時不況のあおりを受け、内・外需の減退が急速に進んだこともあり、圏域全体の地域経済が停滞している。

- ・ 農畜産物や工業製品等の物流を効率化・高度化することが必要であるにもかかわらず、道路事情（圏域の連携にもつながる縦のアクセス）が立ち遅れていることから、地域高規格道路等の整備による物流の効率化・高度化を図ることが求められている。

④生活ニーズに対するサービスの停滞（特に交通サービスについて）

この圏域は経済的な生活圏域を同じくし、都城市を中心に、九州縦貫自動車道や国道・主要地方道が整備されているが、圏域の連携を促進する縦の交通アクセスの整備が進んでいない。また、幹線道路では、交通混雑が深刻化して通学路が危険にさらされ、都城市から曾於市への大動脈である国道10号は、台風等の大雨によって冠水による通行止めとなるなど、災害に弱い一面を持つ。

- ・ 都城と志布志港、さらに九州縦貫自動車道と東九州自動車道を地域高規格道路で連結することにより、地域連携の強化を図るとともに、医療施設や商業施設などの都市機能の共有を容易にすることのできる環境整備を進める必要がある。

⑤人材のさらなる流出

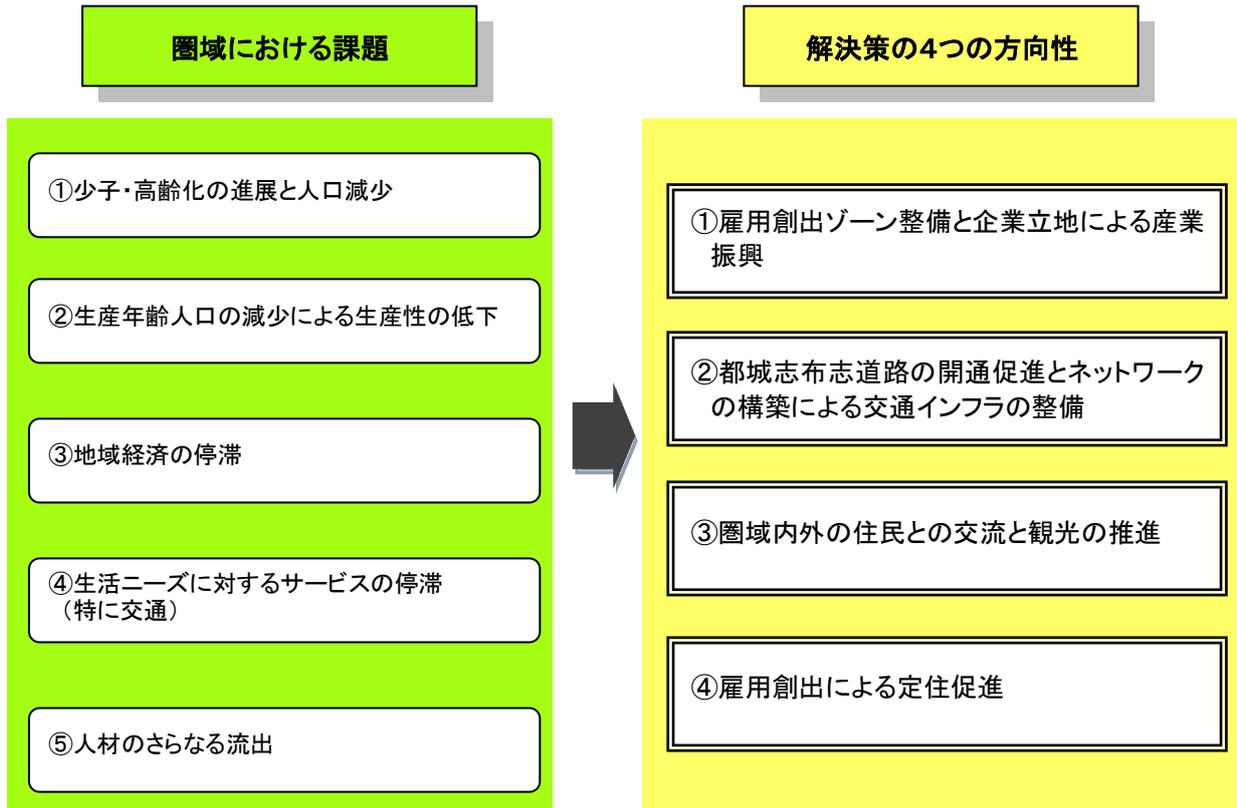
④のサービスの停滞が、人材のさらなる流出、人口減少につながるおそれがある。

- ・ ①～④に記した取組に加えて、観光振興などによる人材誘致（集客・交流人口の拡大）も必要である。
- ・ 観光拠点間の連携を図り、広域観光地域としての魅力度を高め、滞在期間の長期化、往來のリピーター化も図る必要がある。
- ・ 定住者を受け入れるための住宅整備も求められる。

2. 課題解決に向けた施策のあり方

(1) 課題解決に向けた施策の方向性

前述の圏域における課題解決のためには、①雇用創出ゾーン（工業団地）の整備と企業立地による産業振興、②都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築による交通インフラの整備、③圏域内外の住民との交流と観光の推進、④雇用創出による定住促進、の4つの方向性が考えられる。



なお、都城志布志道路を活用した産業振興は、定住自立圏構想における3つの政策分野の分類においては「生活機能の強化に係る政策分野」に属するものであるが、他の事業との密接な関連性があるため、本章では政策分野「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」に記載した。

第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1. 圏域の現状と課題

(1) 3市1町の現状

圏域内の3市1町における地域づくり活動の状況及び地域づくり人材の育成や活動支援施策に関する現状は次のとおりである。

①都城市

ア. 行政人材の育成状況

a. 新都市人材育成基本方針の策定と職員研修の実施

人材を育てるための研修や人事管理等における諸施策の基本的方向性を示すため、「新都市人材育成基本方針」を平成19年4月に策定し、①職場管理、②職員研修、③人事管理の3つを柱とした人材育成システムの構築を進めている。

イ. 地域活動人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. NPO法人や市民活動団体の活動状況

都城市にはNPO法人が31法人あり、福祉分野での活動団体が多い。福祉のほか、子育て、環境、歴史文化、スポーツ等が活動テーマとなっている。

また、多数の市民活動団体が、福祉、社会教育、まちづくり、文化、芸術、スポーツ、環境保全及び子育てなどの分野において活動を展開している。

b. 新たな住民自治組織の立ち上げ

中学校区を地域コミュニティの範囲とした、新たな住民自治組織「まちづくり協議会」を設置し、地域のまちづくりに関する予算・執行の権限や財源を移譲するとともに、地域ごとに職員を配置して、地域づくりを進めることとしている。

c. 指定管理者の状況

指定管理者制度を活用し、市内3施設をNPO法人が運営を行っている。

ウ. 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. 財団法人都城圏域地場産業振興センター

都城圏域（都城市、三股町）の37業種の事業者の加盟のもと、三股町と連携して、地場産業の振興事業を実施している。「技の見学館」や「道の駅」都城では、焼酎や都城茶、都城大弓などの地場産品の情報発信や販売促進を行っている。

b. 社団法人霧島工業クラブ

都城圏域の事業者が都城工業高等専門学校を核とした交流を深めるとともに、産学官の相互協力により、技術の研究・開発拠点づくりや技術交流、高付加価値製品の開発促進を目的とした事業を実施している。

c. 都城地域雇用創造協議会

都城市と三股町の行政、商工団体、有識者等が参画し、「地域資源を活かしたアンチエイジング都市の創造による雇用創出」プロジェクトとして、①雇用拡大メニュー、②人材育成メニュー、③就職促進メニューの3本の柱で事業を実施している。

d. 新ブランド開発研究会

平成19年7月に発足した同研究会は、南九州大学、宮崎大学のほか、各種研究・開発センター、都城圏域地場産業振興センター、農業生産法人等が参画し、地域資源を活かした産学官連携による都城市のブランド品目の確立を目指している。

e. 都城まちづくり株式会社（第3セクター）

中心市街地活性化の先導的役割を担い、市民の生活文化の向上とコミュニティづくりの実現を目的として、平成6年4月に設立された。地域の個人・団体の活動の場の提供、講演会や音楽会等の企画実施及び商店街イベントの企画指導等を実施している。

f. 都城盆地博覧会「ボンパク」

地元民間企業や地域活動団体、個人が多数参加し、市内各地で約1ヶ月間に亘って各種体験プログラムや交流イベントなどを実施している。

②三股町

ア. 行政人材の育成状況

a. 職員研修の概要

外部の専門研修機関の活用により、主に階層別研修や地方自治法、行政法、民法の法令セミナーを実施し、職員の知識・スキルの獲得を図っている。

イ. 地域活動人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. NPO法人の活動状況

三股町にはNPO法人が6法人あり、いずれも福祉分野を主たる活動分野としている。

b. がんばる地域づくり応援事業

地域づくりの新たな担い手の発掘、住民と行政との協働体制づくり、地域の個性の発揮を目的として、地域づくり事業を推進する団体に補助金を交付している。

ウ. 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. 異業種連携推進事業

三股町物産館「よかもんや」を利用する農林商工業者やJA、行政、地域住民等が連携し、それぞれがもつアイデア、情報、技術等をリンクさせて新商品開発等を実施している。

b. 財団法人都城圏域地場産業振興センター

都城市と連携して、道の駅運営、地場製品の紹介のほか、地場産業振興事業として、新製品開発、人材育成、異業種交流等を実施している。

c. 都城地域雇用創造協議会

都城市と連携して、行政、商工団体、有識者等の参画のもと、地域雇用促進のための人材育成プログラム等を実施している。

③曾於市

ア. 行政人材の育成状況

a. 職員研修の概要

外部の専門研修機関の活用により、主に階層別研修や税財政に関する研修のほか、法令実務研修を実施して、職員の知識・スキルの獲得を図っている。

イ. 地域活動人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. NPO法人の活動状況

曾於市にはNPO法人が7法人あり、福祉、医療、教育などの分野で活動している。

b. 「曾於元気だそお」ふるさと事業

公民館活動の活性化を目的として、校区公民館が行う地域活性化や校区内美化活動、郷土芸能の伝承、少子化対策、青少年育成等に関する事業に対して補助金を交付している。

ウ. 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. 曾於市ブランド確立推進事業

曾於市ブランド推進協議会及び同協議会のプロジェクトチームを立ち上げ、行政、JA、森林組合、商工団体、生産者の参画のもと、認証制度の運用によるブランド品目づくり、新商品開発等を実施している。

④志布志市

ア. 行政人材の育成状況

a. 職員研修の概要

階層別研修や法令実務研修のほか、企画力・創造力開発研修、公共マーケティング研修、ファシリテータースキル研修などの個別研修等を実施している。

イ. 地域活動人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. NPO法人の活動状況

志布志市にはNPO法人が7法人あり、地域FM事業を行うNPO法人のほか、地域活性化に向けた提言活動を行うまちづくりNPO等がある。

b. 志布志市NPO等連絡協議会

福祉、まちづくり、防災、地域情報発信（放送）等をテーマに個々に活動していたNPO法人等が横の繋がりをもって情報交換を図り、団体や地域の活性化に繋げるため、協議会を設置し活動を実施している。

c. ふるさとづくり委員会事業

地区公民館を単位とする市内21地区中20地区のそれぞれに「ふるさとづくり委員会」を設置し、そこで策定した「地域活性化プラン」に基づき補助金を交付して、自己決定・自己責任のもとでの地域づくりを支援している。

d. 共生・協働・自立推進事業

地域づくり団体やNPO等の市民団体、自治会等が地域の課題解決に向け自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助金を交付している。

ウ. 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

a. 志布志湾岸エリア活性化協議会

串間市、志布志市の青年会議所、行政、観光協会、商工会及び大崎町商工会で組織する協議会で、志布志湾岸エリアの活性化につながる講演やセミナー等を実施している。

b. 大隅の國やっちく松山藩

地域づくりの行動隊として「やっちく会（大隅の國やっちく松山藩）」を設置し、やっちく秋の陣まつり及び交流事業（国際青少年音楽祭等）を実施している。

(2) 圏域における課題

3市1町の取組の現状を踏まえ、圏域マネジメント分野における圏域の課題を整理すると次のとおりである。

①行政人材の育成

- ・圏域内の自治体の相互の強みを連携させた一体的な地域づくりの実施
圏域内の各自治体が有する地域資源を相互に連携させ、一体的な魅力ある地域づくりを支える行政人材の育成が求められる。
- ・圏域内の自治体の強みを活かした地域課題の克服に向けた取組の実施
事務事業等の効率化や高度化など、地域課題の解決に向けた課題解決方策の立案能力強化が求められる。
- ・新たな連携施策の実現に向けた取組の実施
新たな連携施策を立案する柔軟な発想力や課題にチャレンジする実行力が求められる。

②地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

- ・地域活動団体の運営能力の向上等を通じた地域活動の充実
福祉や環境、子育て、教育、文化・芸術、まちづくり等の多様な分野における市民活動団体やNPO法人等、多数の団体の継続・発展を促す取組が求められる。
- ・新たな公共分野での担い手の発掘・育成及び活動の継続・発展に向けた取組の実施
自治体と協働し、新たなサービスを実施する団体の発掘・育成及び活動の継続・発展を促す取組が求められる。
- ・地域の自治力向上に向けた取組の実施
住民生活に直結する多様な地域課題に対応するため、地域住民の結束と自ら考え自ら解決する仕組みづくり・体制づくりが求められる。

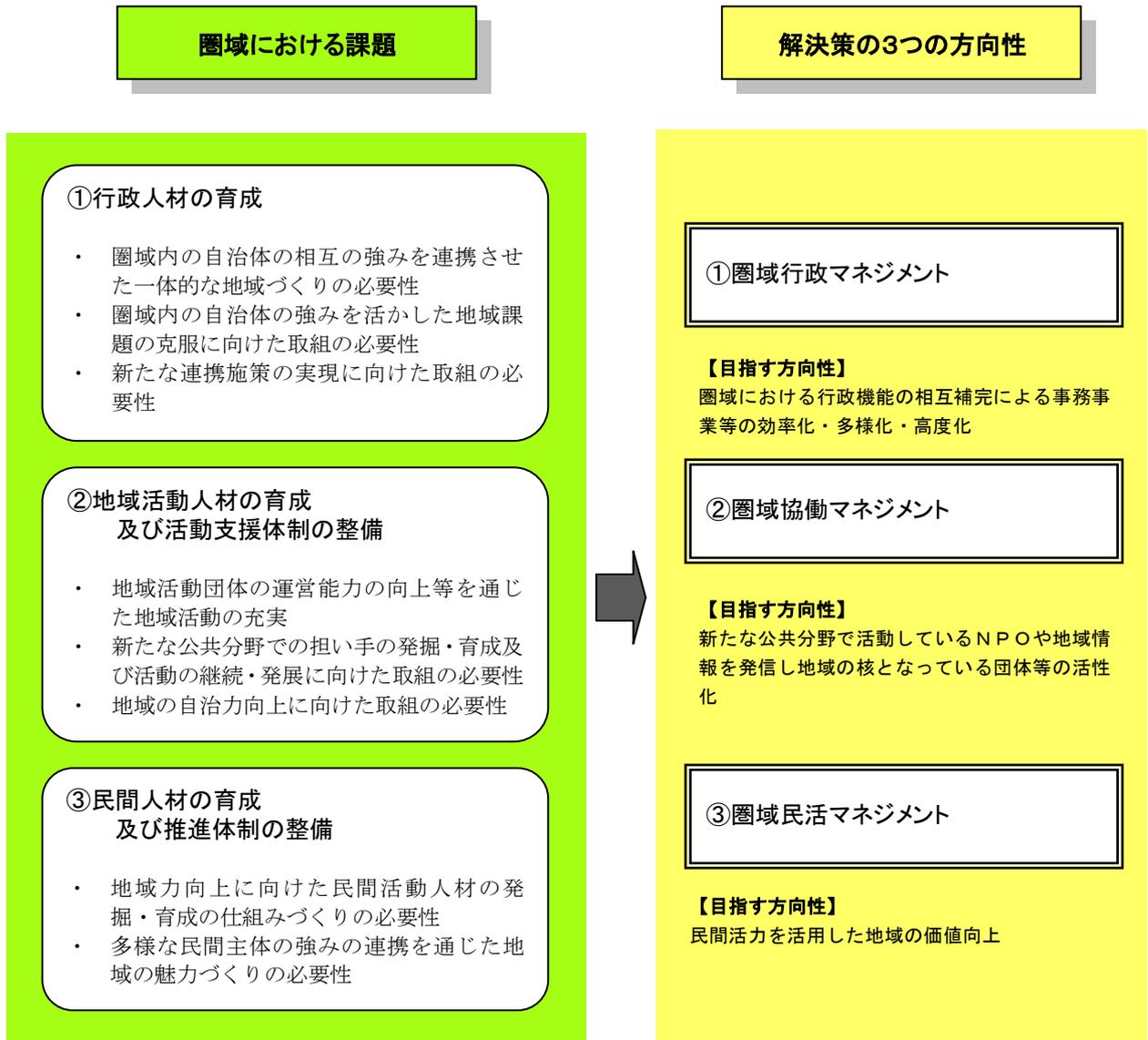
③民間人材の育成及び推進体制の整備

- ・地域力向上に向けた民間活動人材の発掘・育成の仕組みづくりの実施
知識・経験、技能を有した活動意欲の高い人材の発掘・育成が求められる。
- ・多様な民間主体の強みの連携を通じた地域の魅力づくりの促進
民間活動人材や地元企業、NPO法人等が連携し、相互の強みを活かして地域資源の発掘・活用を図るなど地域の魅力による地域価値の向上が求められる。

2. 課題解決に向けた施策のあり方

(1) 課題解決に向けた施策の方向性

圏域における課題解決のためには、自治体間の連携により行政機能の相互補完を図る「①圏域行政マネジメント」、地域活動団体相互の連携や行政との連携を図る「②圏域協働マネジメント」、民間活力の活用による地域力向上を図る「③圏域民活マネジメント」の3つの方向性が考えられる。

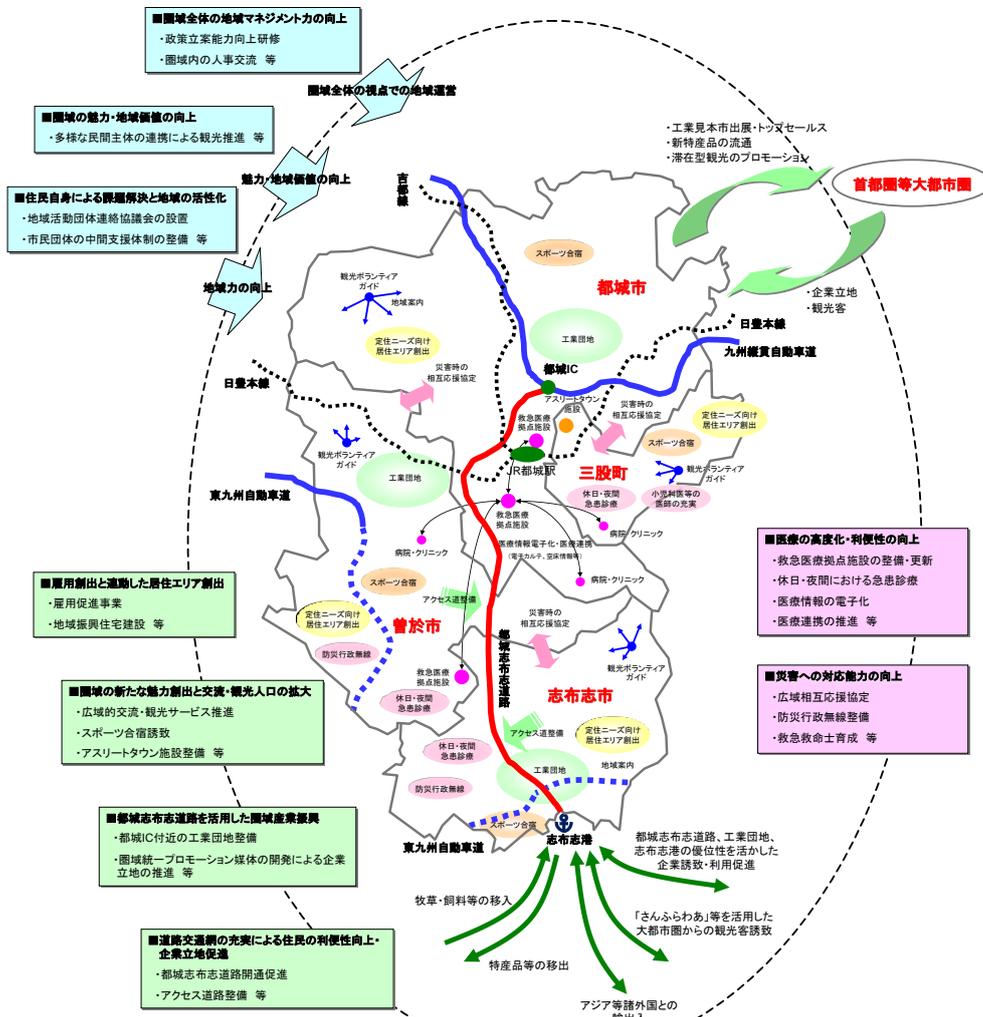


第5章 都城広域定住自立圏の将来像

一 集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏 一

歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域的かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指します。

【将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】

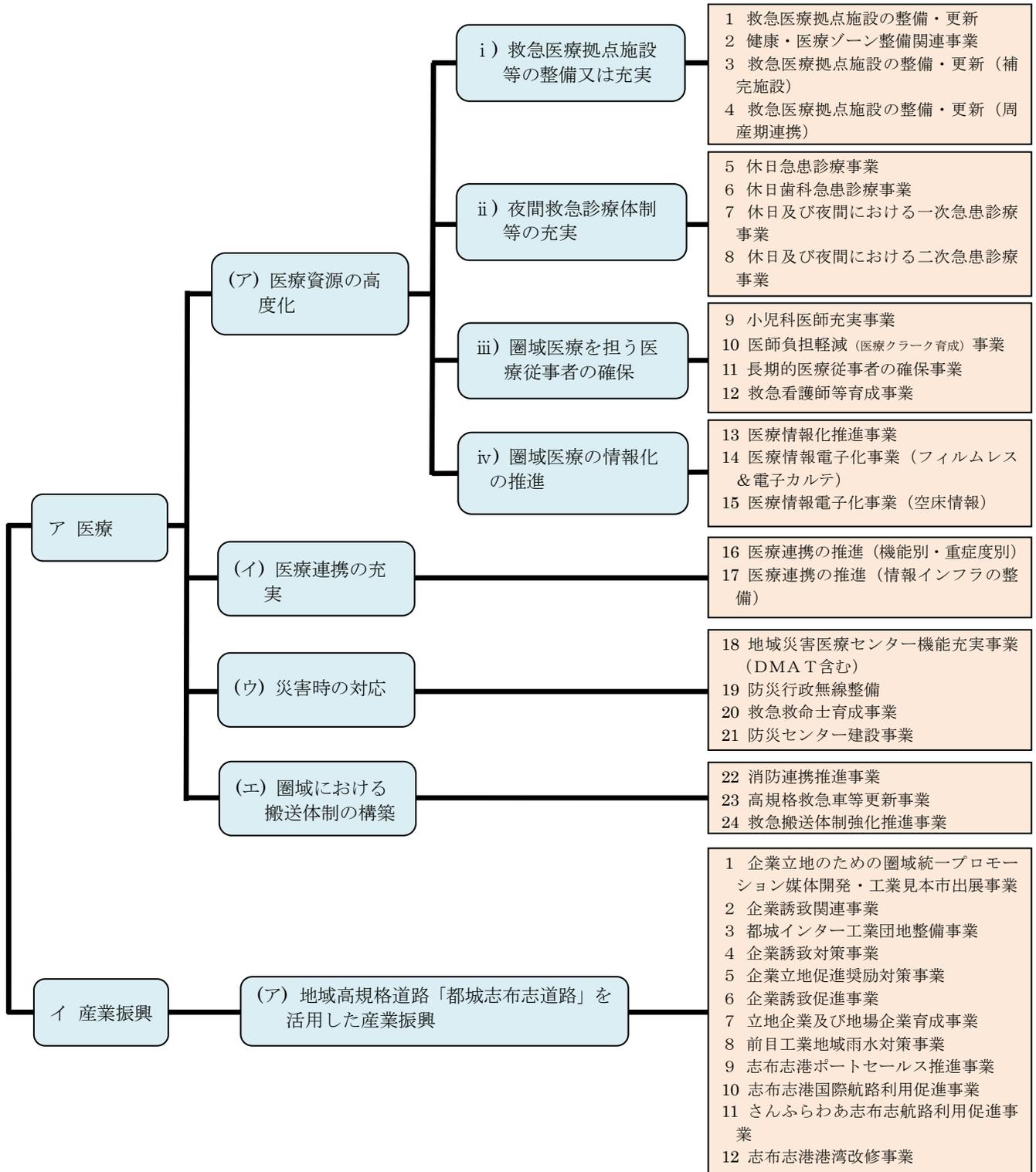


そこでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政とNPOや民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開されていく。

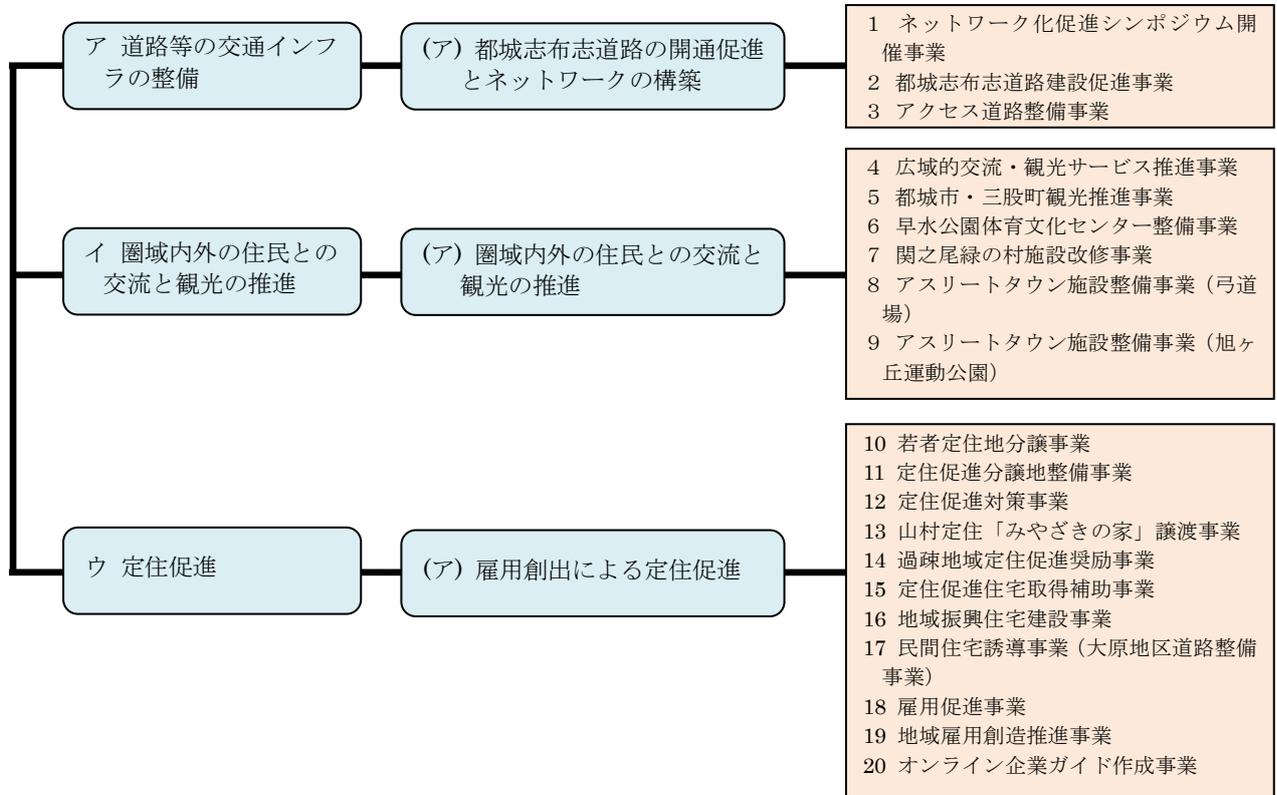
第6章 政策分野別の事業計画

第6章-1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系

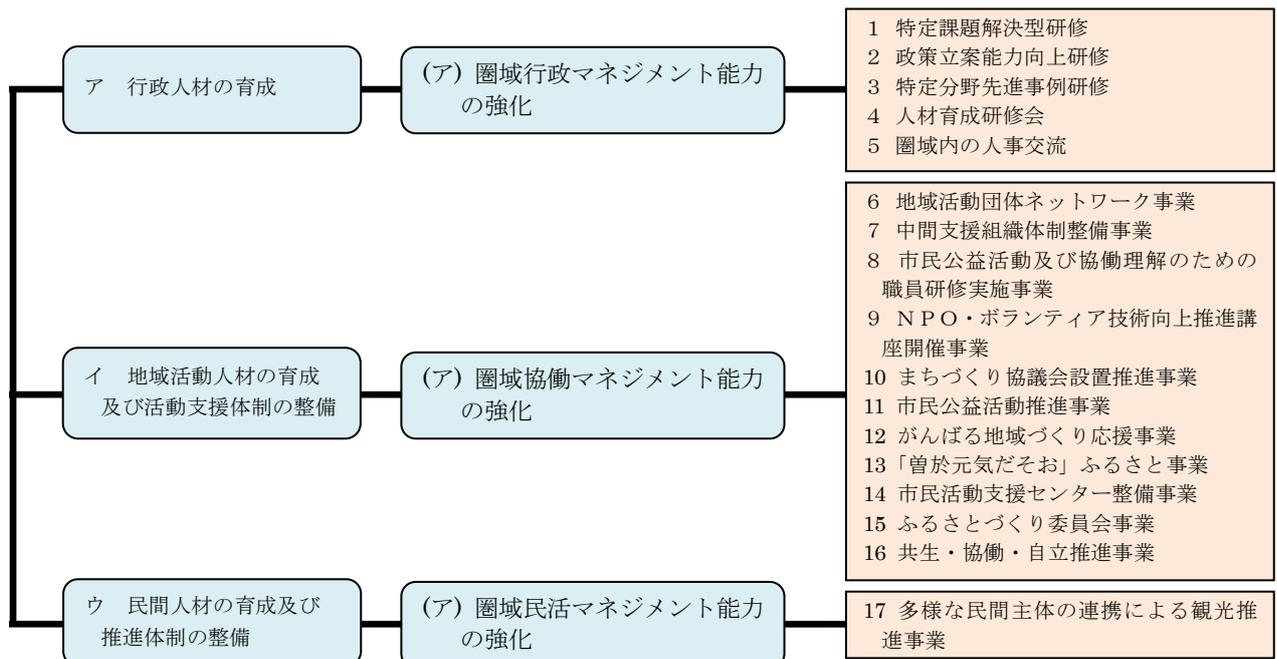
1. 生活機能の強化に係る政策分野



2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野



3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野



第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画

1. 医療（広域救急医療）

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 | | ア 医療（広域救急医療） | |
|---|--|-----------------------|--|
| (ア) 医療資源の高度化（i 救急医療拠点施設等の整備又は充実） | | | |
| 協定の内容 | 取組の内容 圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。 | | |
| | 都城市（甲）の役割 圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。 | | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲の行う救急医療拠点施設の整備充実については、甲と協議の上これを支援する。（三股町） 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。（曾於市・志布志市） | | |
| 実施事業 | 事業NO | 事業名 | |
| | 1 | 救急医療拠点施設の整備・更新 | |
| | 2 | 健康・医療ゾーン整備関連事業 | |
| | 3 | 救急医療拠点施設の整備・更新（補完施設） | |
| | 4 | 救急医療拠点施設の整備・更新（周産期連携） | |
| 事業の実施により期待される効果 <ul style="list-style-type: none"> 圏域の救急医療の拠点施設は、都城市郡医師会病院及び都城救急医療センターであり、救急搬送率はこの圏域全体の約25%を占めているが、施設の老朽化が進んでいる。施設の整備更新により、施設老朽化への対応はもちろん、施設の高度化も図られ医師にとっても魅力ある施設となる。 また、曾於郡医師会立病院や都城病院の整備により圏域の救急医療の拠点施設の一体的な高度化も図られ、連携機能の強化も期待できる。 <p>※ 都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターの整備については、都城市において平成21年度から22年度にかけて基本構想・基本計画を策定中であり、事業年度や規模等の詳細はその計画によることになる。</p> | | | |

| | | | | | | |
|--|---------------|--------|----------------|--|--------|----------------|
| 事業NO | 1 | 事業名 | 救急医療拠点施設の整備・更新 | | 実施主体 | 都城市、都城市北諸県郡医師会 |
| 事業概要 圏域の救急医療の拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターについて、施設の老朽化へ対応するとともに、救急医療の拠点としてふさわしい整備を行う。 | | | | 役割分担 都城市は都城市北諸県郡医師会と連携して事業を進め、三股町は都城市と協議の上それを支援する。 | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 計画策定の後に事業費を確定 | | | | | |
| 特定財源 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|--------|----------------|--------|----------------------|--------|-----|
| 事業NO | 2 | 事業名 | 健康・医療ゾーン整備関連事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 健康・医療ゾーンの基本構想・基本計画の策定委託料等 | | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 8,142 | 8,142 | | | | | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---------------------------|--------|----------------------|--------|--|--------|--------|
| 事業NO | 3 | 事業名 | 救急医療拠点施設の整備・更新（補完施設） | | | 実施主体 | 曾於郡医師会 |
| 事業概要 補完施設（曾於郡医師会立病院）の整備充実のために、医療資源の情報化を進めるとともに、医療機器・施設の整備を行う。 ・フィルムレス化（平成23年度） ・超音波検査機器の更新等 | | | | | 役割分担 曾於郡医師会は救急医療の補完施設としてふさわしい施設整備を行う。 | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 91,000 | 12,250 | 78,750 | | | | |
| 特定財源 | 共同利用施設整備補助金、広域救急医療整備事業補助金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|----------|--------|-----------------------|--------|--|--------|------------|
| 事業NO | 4 | 事業名 | 救急医療拠点施設の整備・更新（周産期連携） | | | 実施主体 | 国立病院機構都城病院 |
| 事業概要 周産期医療の中核を担う病院として情報化の推進を図るとともに、周産期医療の機能強化により、さらなる医療レベルの向上を図る。 ・手術室・中材整備 ・周産期情報システム整備 | | | | | 役割分担 国立病院機構都城病院は、周産期医療の拠点施設としてふさわしい施設整備を行う。 | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 730,334 | 13,000 | 717,334 | | | | |
| 特定財源 | 地域医療再生基金 | | | | | | |

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 | | ア 医療（広域救急医療） | |
|--|---|--------------------|--|
| (ア) 医療資源の高度化（ii 夜間救急診療体制等の充実） | | | |
| 協定の内容 | 取組の内容 夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。 | | |
| | 都城市（甲）の役割 甲の行う休日急患診療体制、 <u>歯科休日急患診療体制</u> 及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。（下線部は三股町のみ） | | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲の維持する休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。（三股町） 甲の維持する休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。（曾於市・志布志市） | | |
| 実施事業 | 事業NO | 事業名 | |
| | 5 | 休日急患診療事業 | |
| | 6 | 休日歯科急患診療事業 | |
| | 7 | 休日及び夜間における一次急患診療事業 | |
| | 8 | 休日及び夜間における二次急患診療事業 | |
| 事業の実施により期待される効果 複合的な救急診療事業により圏域における24時間365日切れ目のない救急医療体制を構築できる。また、圏域の初期救急医療の後方支援病院である都城市郡医師会病院の施設整備により二次救急医療の高度化に加え、圏域における高度医療機器の共同利用等も推進できる。 | | | |

| 事業NO | 5 | 事業名 | 休日急患診療事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|-------------|------------------------------------|--------|----------|--|--------|--------|-----|
| 事業概要 | 休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。 | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 111,805 | 22,361 | 22,361 | 22,361 | 22,361 | 22,361 | |
| 特定財源 | 休日急患診療事業費負担金（関係市町負担金：三股町、曾於市、志布志市） | | | | | | |

| 事業NO | 6 | 事業名 | 休日歯科急患診療事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|-------------|-----------------------------------|--------|------------|---|--------|--------|-----|
| 事業概要 | 休日歯科急患診療事業を都城市北諸県郡歯科医師会に委託して実施する。 | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、三股町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 12,330 | 2,466 | 2,466 | 2,466 | 2,466 | 2,466 | |
| 特定財源 | 歯科休日急患診療事業費負担金（関係市町負担金：三股町） | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|---------|--------------------|--|---------|---------|-----|
| 事業NO | 7 | 事業名 | 休日及び夜間における一次急患診療事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 都城救急医療センターにおける休日及び夜間の一次急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 1,275,100 | 255,020 | 255,020 | 255,020 | 255,020 | 255,020 | |
| 特定財源 | 救急医療施設等事業費負担金（関係市町負担金：三股町、曾於市、志布志市） | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|--------|--------------------|---|--------|--------|-----|
| 事業NO | 8 | 事業名 | 休日及び夜間における二次急患診療事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 休日及び夜間における二次急患診療事業を実施するため、都城市北諸県郡医師会に病院群輪番制補助金を交付。 | | | | 役割分担 都城市は補助金を支払い、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 413,105 | 82,621 | 82,621 | 82,621 | 82,621 | 82,621 | |
| 特定財源 | 救急医療施設等事業費負担金（関係市町負担金：三股町、曾於市、志布志市） | | | | | | |

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療（広域救急医療） | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------|-----|---|-----------|----|--------------------|----|---------------|----|------------|
| (ア) 医療資源の高度化（iii 圏域医療を担う医療従事者の確保） | | | | | | | | | | | |
| 協定の内容 | 取組の内容 関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。 | | | | | | | | | | |
| | 都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。 | | | | | | | | | | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。（三股町） 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。（曾於市・志布志市） | | | | | | | | | | |
| 実施事業 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業NO</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>小児科医師充実事業</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>医師負担軽減（医療クラーク育成）事業</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>長期的医療従事者の確保事業</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>救急看護師等育成事業</td> </tr> </tbody> </table> | 事業NO | 事業名 | 9 | 小児科医師充実事業 | 10 | 医師負担軽減（医療クラーク育成）事業 | 11 | 長期的医療従事者の確保事業 | 12 | 救急看護師等育成事業 |
| | 事業NO | 事業名 | | | | | | | | | |
| | 9 | 小児科医師充実事業 | | | | | | | | | |
| | 10 | 医師負担軽減（医療クラーク育成）事業 | | | | | | | | | |
| 11 | 長期的医療従事者の確保事業 | | | | | | | | | | |
| 12 | 救急看護師等育成事業 | | | | | | | | | | |
| 事業の実施により期待される効果 小児科医師の確保による小児医療の充実により、宮崎・鹿児島両県の医療計画の求める小児救急医療提供体制が構築できる。また、医療クラークの導入により医師の負担の軽減が図られ、災害支援看護師の育成により圏域の救急医療のレベルアップが期待される。 | | | | | | | | | | | |

| 事業NO | 9 | 事業名 | 小児科医師充実事業 | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
|---|--------|--------|-----------|---|--------|--------|------------|
| 事業概要 圏域において不足する小児科部門を充実させ、より高度の小児医療の提供ができる体制を、救急医療拠点施設の整備に併せ整える。 ・小児科医3名の増 | | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は大学病院と連携して小児科医師の確保を図る。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 75,000 | | | | 37,500 | 37,500 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 10 | 事業名 | 医師負担軽減（医療クラーク育成）事業 | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
|--|------|---------------|--------------------|------------------------------------|--------|--------|------------|
| 事業概要 都城市郡医師会病院に3名の医療クラークを育成することにより、医師の負担を軽減する。 ・平成22年度 1名 ・平成23年度 2名 | | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 795 | 265 | 530 | 0 | 0 | 0 | |
| 特定財源 | | 広域救急医療整備事業補助金 | | | | | |

| 事業NO | 11 | 事業名 | 長期的医療従事者の確保事業 | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
|---|---------------|--------|---------------|---|--------|--------|------------|
| 事業概要 中高生等に対する職業（医師、看護師等）としての医療を体験してもらい、その素晴らしさを伝え、長期的な視点からの医療従事者の確保を図る。 ・講演会、視察研修の実施 | | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は事業を実施し、都城市及び関係市町はその実施に協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 1,000 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | |
| 特定財源 | 広域救急医療整備事業補助金 | | | | | | |

| 事業NO | 12 | 事業名 | 救急看護師等育成事業 | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
|--|---------------|--------|------------|---|--------|--------|------------|
| 事業概要 災害支援看護師を育成するため、都城・北諸地区の災害看護推進委員会を中心とした災害時の適切な看護のための研修等を実施し、災害看護師教育備品等の整備も併せて行う。2年目以降はより広域的な研修活動に移行する。 | | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は推進組織の整備を行い、事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 4,600 | 4,200 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 特定財源 | 広域救急医療整備事業補助金 | | | | | | |

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療（広域救急医療） | |
|--|---|
| (ア) 医療資源の高度化（iv 圏域医療の情報化の推進） | |
| 協定の内容 | 取組の内容 関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。 |
| | 都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化による医療機関相互の医療情報連携を進める。 |
| | 関係市町（乙）の役割 関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進める。（全関係市町） |
| 実施事業 | 事業NO |
| | 13 |
| | 14 |
| | 15 |
| 事業名 | |
| 医療情報化推進事業 | |
| 医療情報電子化事業（フィルムレス&電子カルテ） | |
| 医療情報電子化事業（空床情報） | |
| 事業の実施により期待される効果 医療情報化の推進により医療の高度化と効率化が図られるとともに、圏域における医療ネットワークの構築が可能となる。また、夜間における空きベッドや医師等の情報を電子化することにより、効率的な搬送と迅速な医療行為の実施が可能となる。 | |

| 事業NO | 13 | 事業名 | 医療情報化推進事業 | | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
|----------------|---|---------------|---------------|--|---------------|---------------|------|------------|
| 事業概要 | 救急医療拠点施設における電子カルテ等の医療情報化を効率的に推進するための検討を行う。 ・検討委員会 ・電子カルテ導入支援等 | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は検討組織を立ち上げ、情報化の推進を図る。 | | | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | | |
| | 10,650 | 10,650 | | | | | | |
| 特定財源 | 広域救急医療整備事業補助金 | | | | | | | |

| 事業NO | 14 | 事業名 | 医療情報電子化事業（フィルムレス&電子カルテ） | | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
|----------------|---|---------------|-------------------------|---|---------------|---------------|------|------------|
| 事業概要 | フィルムレス化による読影環境の高度化と電子カルテの導入による圏域病院やクリニックとの連携強化を図る。 ・フィルムレス化（平成22年度） ・電子カルテ（平成23～24年度） | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は広域的な視点から、事業を実施する。 | | | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | | |
| | 493,031 | 93,031 | 160,000 | 240,000 | | | | |
| 特定財源 | 広域救急医療整備事業補助金、地域医療再生基金 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--------|--------|-----------------|--|--------|--------|------------|
| 事業NO | 15 | 事業名 | 医療情報電子化事業（空床情報） | | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 |
| 事業概要 夜間における空床・医師の情報の共有化システムの構築により、 夜間救急時の受入体制の効率化を図る。 ・空きベッド情報管理システム導入事業 | | | | 役割分担 都城市北諸県郡医師会は検討委員会での検討結果を 踏まえ事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 10,000 | | | | 10,000 | | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療（広域救急医療） | | | | | | | |
|--|--|------|-----|----|-------------------|----|--------------------|
| (イ) 医療連携の充実 | | | | | | | |
| 協定の内容 | 取組の内容 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。 | | | | | | |
| | 都城市（甲）の役割 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、関係機関とともに医療連携体制を構築する。 | | | | | | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。（全関係市町） | | | | | | |
| 実施事業 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業NO</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>医療連携の推進（機能別・重症度別）</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>医療連携の推進（情報インフラの整備）</td> </tr> </tbody> </table> | 事業NO | 事業名 | 16 | 医療連携の推進（機能別・重症度別） | 17 | 医療連携の推進（情報インフラの整備） |
| | 事業NO | 事業名 | | | | | |
| 16 | 医療連携の推進（機能別・重症度別） | | | | | | |
| 17 | 医療連携の推進（情報インフラの整備） | | | | | | |
| 事業の実施により期待される効果 医療情報の電子化に加え、関係機関による医療連携の検討テーブルを設置することにより、幅広い医療連携が可能となり、多様化・高度化する広域の救急医療ニーズに対応することができる。 | | | | | | | |

| 事業NO | 16 | 事業名 | 医療連携の推進（機能別・重症度別） | | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 | |
|----------------|---|---------------|-------------------|---|---------------|---------------|--|
| 事業概要 | 都城市北諸県郡医師会及び国立病院機構都城病院を中心として曾於郡医師会・歯科医師会・看護師会・薬剤師会等を含んだ検討組織を立ち上げ、医療連携の推進を図る。また、災害時における広域相互応援協定についても検討を行う。 | | | 役割分担 | | | |
| | | | | 都城市北諸県郡医師会は検討組織を立ち上げ、関係機関との緊密な連携を図る。その他の関係機関はこれに協力する。 | | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 450 | 150 | 150 | 50 | 50 | 50 | |
| 特定財源 | 広域救急医療整備事業補助金 | | | | | | |

| 事業NO | 17 | 事業名 | 医療連携の推進（情報インフラの整備） | | 実施主体 | 志布志市 | |
|----------------|--|---------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 事業概要 | 地域間の情報格差是正及び高度情報化に対応するため、市内全域に光ファイバー回線による情報通信基盤の整備を行う。 | | | 役割分担 | | | |
| | | | | 志布志市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 4,633,801 | 4,633,801 | | | | | |
| 特定財源 | 地域情報通信基盤整備推進交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金 | | | | | | |

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療（広域救急医療） | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|------|----|--------------------------|----|----------|----|-----------|----|------------|
| (ウ) 災害時の対応 | | | | | | | | | | | |
| 協 定 の 内 容 | <p>取組の内容 関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。</p> | | | | | | | | | | |
| | <p>都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲及び乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 計画的な救急救命士の育成を行う。（下線部は三股町のみ）</p> | | | | | | | | | | |
| | <p>関係市町（乙）の役割 甲とともに甲及び乙の区域の地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。 甲の行う救急救命士の育成について協力する。（三股町） 関係機関と連携して、乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的な救急救命士の育成を行う。（曾於市・志布志市）</p> | | | | | | | | | | |
| 実 施 事 業 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業 NO</th> <th style="width: 85%;">事業 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18</td> <td>地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19</td> <td>防災行政無線整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td>救急救命士育成事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21</td> <td>防災センター建設事業</td> </tr> </tbody> </table> | 事業 NO | 事業 名 | 18 | 地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む） | 19 | 防災行政無線整備 | 20 | 救急救命士育成事業 | 21 | 防災センター建設事業 |
| | 事業 NO | 事業 名 | | | | | | | | | |
| | 18 | 地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む） | | | | | | | | | |
| | 19 | 防災行政無線整備 | | | | | | | | | |
| 20 | 救急救命士育成事業 | | | | | | | | | | |
| 21 | 防災センター建設事業 | | | | | | | | | | |
| <p>事業の実施により期待される効果 地域災害医療センターの機能充実により、災害時のより高度でスムーズな対応が可能になるとともに、年次計画的な救急救命士の育成により高度な知識・技術にもとづいた救命措置による救命率の向上が期待できる。また、曾於市と志布志市の防災行政無線整備と防災センター建設により、圏域南部の災害への対応能力の向上が図られる。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業NO | 18 | 事業名 | 地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む） | 実施主体 | 都城市北諸県郡医師会 | |
|---|---------------|--------|--------------------------|--------|------------|--------|
| 事業概要 | | | 役割分担 | | | |
| DMA Tの再編や感染症も含めた対応など地域災害医療センターにふさわしい機能の充実を図る。 ・DMA T研修 5名（平成22年度） ・災害拠点用備品（エアテントほか）購入（平成23年度） | | | 都城市北諸県郡医師会は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 10,514 | 514 | 10,000 | | | |
| 特定財源 | 広域救急医療整備事業補助金 | | | | | |

| 事業NO | 19 | 事業名 | 防災行政無線整備 | | | 実施主体 | 曾於市、志布志市 |
|---|--------------|--------|----------|--------------------------------------|---------|---------|----------|
| 事業概要 防災行政無線のデジタル化等により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に対応できる体制を構築する。 ① 防災行政無線整備事業（曾於市）（平成22～25年） ② 防災行政無線整備事業（志布志市）（平成23～26年度） | | | | 役割分担 曾於市と志布志市はそれぞれ事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 934,154 | 13,000 | 88,131 | 285,425 | 374,393 | 173,205 | |
| 特定財源 | 合併特例事業債（①、②） | | | | | | |

| 事業NO | 20 | 事業名 | 救急救命士育成事業 | | | 実施主体 | 都城市、大隅曾於地区消防組合 |
|--|--------|--------|-----------|--|--------|--------|----------------|
| 事業概要 年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。 ① 都城市（平成22～26年度） ② 大隅曾於地区消防組合（平成22～26年度） | | | | 役割分担 都城市と大隅曾於地区消防組合はそれぞれ事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 60,865 | 12,173 | 12,173 | 12,173 | 12,173 | 12,173 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 21 | 事業名 | 防災センター建設事業 | | | 実施主体 | 曾於市、志布志市 |
|--|--------------|---------|------------|--------------------------------------|--------|--------|----------|
| 事業概要 災害等対策の中核施設として消防署や自主防災組織の訓練等の機能を持つ防災センターを建設する。 ・用地取得、設計（平成22年度） ・建設（平成23年度） ① 曾於市 ② 志布志市 | | | | 役割分担 曾於市と志布志市はそれぞれ事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 934,920 | 234,920 | 700,000 | | | | |
| 特定財源 | 合併特例事業債（①、②） | | | | | | |

| (1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療 (広域救急医療) | |
|---|--|
| (エ) 圏域における搬送体制の構築 | |
| 協定の内容 | 取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。 |
| | 都城市(甲)の役割 甲の区域における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と協力して圏域における搬送体制を構築する。また、緊急時の搬送機能を確保するために、救急車の適切な利用等について啓発を行う。(下線部は曾於市及び志布志市のみ) |
| | 関係市町(乙)の役割 甲の行う圏域の搬送体制の構築に協力し、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。(三股町) 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域の搬送体制を構築するとともに、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。(曾於市・志布志市) |
| 実施事業 | 事業NO |
| | 22 消防連携推進事業 |
| | 23 高規格救急車等更新事業 |
| | 24 救急搬送体制強化推進事業 |
| 事業の実施により期待される効果 高規格救急車の整備に加え、県境を越えたより広域的な搬送体制が構築できる。また、患者等搬送事業(民間救急タクシーの利用促進等)により、緊急時の救急車の確保を可能とする。 | |

| 事業NO | 22 | 事業名 | 消防連携推進事業 | | | | 実施主体 | 全市町、大隅曾於地区消防組合 |
|---------|--|--------|----------|--------|---|--------|------|----------------|
| 事業概要 | 他の広域相互応援協定と連携を図りつつ、県境を越えた搬送協力体制について検討し、相互の搬送に関する応援協定を締結し、より広域の搬送体制を構築する。 | | | | 役割分担 都城市は検討組織を立ち上げ、関係機関との緊密な連携を図る。関係市町と大隅曾於地区消防組合はこれに協力する。 | | | |
| 事業費(千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | | |
| | 31 | 31 | | | | | | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | | |

| 事業NO | 23 | 事業名 | 高規格救急車等更新事業 | | | | 実施主体 | 都城市、大隅曾於地区消防組合 |
|---------|--|--------|-------------|--------|-------------------------------------|--------|------|----------------|
| 事業概要 | より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に導入・更新する。 ① 都城市(平成22~26年度) ② 大隅曾於地区消防組合 ・曾於市、志布志市(平成23年度) | | | | 役割分担 都城市と大隅曾於地区消防組合はそれぞれ事業を実施する。 | | | |
| 事業費(千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | | |
| | 220,000 | 32,000 | 92,000 | 32,000 | 32,000 | 32,000 | | |
| 特定財源 | 合併特例事業債(①)、緊急消防援助隊設備整備費補助金(①)、防災基盤整備事業債(①)、消防・防災施設整備事業債(①)、過疎対策事業債(②)、救急医療ネットワーク構築負担金(②) | | | | | | | |

| 事業NO | 24 | 事業名 | 救急搬送体制強化推進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|--|-------------|---------------|---------------|--|---------------|---------------|-----|
| 事業概要 患者等搬送事業による患者搬送の推進と適正な救急車の利用についての啓発を行う。 ・患者等搬送事業推進補助事業（平成22～23年度） ・救急車適正利用推進事業 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町及び大隅曾於地区消防組合は事業に協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 5,575 | 2,315 | 2,315 | 315 | 315 | 315 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

2. 産業振興

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

| | | |
|---|---|-----------------------------------|
| 協定の内容 | 取組の内容 都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。 | |
| | 都城市（甲）の役割 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圏域の産業振興や雇用創出を図るとともに、 <u>乙と協力した企業誘致活動に取り組む。企業誘致活動及び志布志港の利用促進活動に乙と協力して取り組む。</u> （二重下線部は、三股町及び曾於市のみで下線部は志布志市のみ） | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲と連携して、圏域内への企業誘致活動に取り組む。（三股町） 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組む。（曾於市） 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組むとともに、志布志港の利用促進を図るポートセールス等を実施する。（志布志市） | |
| 実施事業 | 事業 NO | 事業名 |
| | 1 | 企業立地のための圏域統一プロモーション媒体開発・工業見本市出展事業 |
| | 2 | 企業誘致関連事業 |
| | 3 | 都城インター工業団地整備事業 |
| | 4 | 企業誘致対策事業 |
| | 5 | 企業立地促進奨励対策事業 |
| | 6 | 企業誘致促進事業 |
| | 7 | 立地企業及び地場企業育成事業 |
| | 8 | 前目工業地域雨水対策事業 |
| | 9 | 志布志港ポートセールス推進事業 |
| | 10 | 志布志港国際航路利用促進事業 |
| | 11 | さんふらわあ志布志航路利用促進事業 |
| 12 | 志布志港港湾改修事業 | |
| 事業の実施により期待される効果 圏域が連携してプロモーション活動を行うことにより、より魅力的な地域としてのPRが可能となり、圏域内への企業立地の促進が図られるとともに、志布志港の活用により、海外を視野に入れたよりグローバルな取組も可能となる。また、都城 IC 付近の雇用創出ゾーン整備、志布志港のポートセールスや施設整備等により雇用創出、物流の活性化による産業振興はもちろん、都城志布志道路の整備に伴う「30分通勤エリア」の形成による定住の促進等も図られる。 | | |

| | | | | | | | |
|--|---------|--------|---------------------------------------|--|--------|--------|-----|
| 事業NO | 1 | 事業名 | 企業立地のための圏域統一プロモーション 媒体開発・工業見本市出展事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 圏域全体の統一的なパンフレットやDVD等のプロモーション 媒体を開発するとともに、大都市圏での工業見本市などへの出展 等を行う。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は作成に協力し、 都城市とともに出展する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 10,257 | 1,977 | 2,760 | 2,760 | 2,760 | | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------|--------|----------|-----------------------|--------|--------|------|
| 事業NO | 2 | 事業名 | 企業誘致関連事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
| 事業概要 関西及び福岡方面等で企業家を招き、企業誘致セミナーを行う。 | | | | 役割分担 志布志市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 11,994 | 2,986 | 2,252 | 2,252 | 2,252 | 2,252 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--------------|---------|------------------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業NO | 3 | 事業名 | 都城インター工業団地整備事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や 電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備する。 ・用地取得費、建物補償費等（平成22年度） | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 515,150 | 515,150 | 事業の進捗に応じて予算化を行う。 | | | | |
| 特定財源 | 内陸工業用地等造成事業債 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--------|--------|----------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業NO | 4 | 事業名 | 企業誘致対策事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 企業と迅速に立地交渉を進めるためのトップセールスを行う。また、 既に立地した大型コールセンターに対しては、オペレーター 養成を支援する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 11,365 | 2,273 | 2,273 | 2,273 | 2,273 | 2,273 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 5 | 事業名 | 企業立地促進奨励対策事業 | | | 実施主体 | 全市町 |
|--|---------|---------|--------------|----------------------|---------|---------|-----|
| 事業概要 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 ① 都城市（平成22～26年度） ② 三股町（平成22～26年度） ③ 曾於市（平成22～26年度） ④ 志布志市（平成22～26年度） | | | | 役割分担 各市町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 669,604 | 136,600 | 139,664 | 129,538 | 131,901 | 131,901 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 6 | 事業名 | 企業誘致促進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|-------|--------|----------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 企業誘致アドバイザー、県企業誘致コーディネーター及び宮崎県企業立地推進局からの情報入手を積極的に行い、企業誘致を促進する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,748 | 548 | 550 | 550 | 550 | 550 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 7 | 事業名 | 立地企業及び地場企業育成事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|---------|--------|----------------|---|--------|--------|-----|
| 事業概要 立地企業及び地場企業を対象に、志布志港活用の推進及び地域産業の振興をテーマとしたセミナーを開催する。 ・平成22年は事業検討・平成23年度以降に事業実施 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町は関連団体等に対する周知も含めてセミナーの開催に協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 3,856 | 0 | 964 | 964 | 964 | 964 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 8 | 事業名 | 前目工業地域雨水対策事業 | | | 実施主体 | 三股町 |
|--|----------|--------|--------------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 都城志布志道路を活かした前目地区工業地域内の企業立地を図るための雨水対策事業を行う。 | | | | 役割分担 三股町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 40,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 5,000 | |
| 特定財源 | 地域活性化事業債 | | | | | | |

| 事業NO | 9 | 事業名 | 志布志港ポートセールス推進事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|--|--------|--------|-----------------|--------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 「志布志港ポートセミナー」の開催や荷主・船会社訪問活動等の実施による、志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を図る「志布志港ポートセールス推進協議会」及び「志布志港湾振興協議会」の負担金。 | | | | 役割分担 志布志市は両協議会に対する負担金を拠出する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 10,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 10 | 事業名 | 志布志港国際航路利用促進事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|---|--------|--------|----------------|-------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 「蘇州號」モニターツアー、食品輸出コンテナ助成金の交付や荷主等訪問活動により、航路の維持発展を図る「志布志港国際航路利用促進協議会」の負担金。 | | | | 役割分担 志布志市は協議会に対する負担金を拠出する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 18,000 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 11 | 事業名 | さんふらわあ志布志航路利用促進事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|--|---------|--------|-------------------|-------------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 各種利用促進助成金の交付、船舶給水料助成等により、「さんふらわあ」の利用促進を図る「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会」への補助金及び「鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会」の負担金。 | | | | 役割分担 志布志市は両協議会に対する負担金及び補助金を拠出する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 125,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 12 | 事業名 | 志布志港港湾改修事業 | | | 実施主体 | 鹿児島県 |
|--|---------|---------|------------|--------------------------------|---------|---------|------|
| 事業概要 志布志港の施設整備を行い、利便性を向上し、志布志港の利用促進を図るための港湾施設の整備改修に係る負担金。 | | | | 役割分担 志布志市は鹿児島県に対する負担金を拠出する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 691,609 | 120,197 | 171,794 | 133,206 | 133,206 | 133,206 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

第6章-3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画

1. 道路等の交通インフラの整備

| (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 道路等の交通インフラの整備 | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------|-----|---|---------------------|---|---------------|---|------------|
| (ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築 | | | | | | | | | |
| 協定の内容 | 取組の内容 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。 雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。 | | | | | | | | |
| | 都城市（甲）の役割 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。 | | | | | | | | |
| | 関係市町（乙）の役割 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、甲と連携し、実施する。（三股町・曾於市） 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム及びポートセミナー等を、甲と連携し、実施する。（志布志市） 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道（町道）を整備する。（全関係市町） | | | | | | | | |
| 実施事業 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業NO</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ネットワーク化促進シンポジウム開催事業</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>都城志布志道路建設促進事業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>アクセス道路整備事業</td> </tr> </tbody> </table> | 事業NO | 事業名 | 1 | ネットワーク化促進シンポジウム開催事業 | 2 | 都城志布志道路建設促進事業 | 3 | アクセス道路整備事業 |
| | 事業NO | 事業名 | | | | | | | |
| | 1 | ネットワーク化促進シンポジウム開催事業 | | | | | | | |
| | 2 | 都城志布志道路建設促進事業 | | | | | | | |
| 3 | アクセス道路整備事業 | | | | | | | | |
| 事業の実施により期待される効果 都城志布志道路の整備により、物流交通の効率化と企業立地や定住の促進はもちろん、救急医療拠点施設への搬送時間短縮、中心市の都市機能活用、地域間交流の活性化等が図られる。また、その必要性を啓発するためのシンポジウムの開催等により圏域住民の早期完成に向けた機運が醸成されるとともに、アクセス道路の整備によりその有効活用が図られる。 | | | | | | | | | |

| 事業NO | 1 | 事業名 | ネットワーク化促進シンポジウム開催事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|-------------|---|--------|---------------------|---------------------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 | 都城志布志道路の建設促進大会を圏域住民も対象としたシンポジウム形式で開催する。 | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町はその企画・開催に協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 800 | | 800 | | | | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 2 | 事業名 | 都城志布志道路建設促進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|-------------|---|--------|---------------|---|--------|--------|-----|
| 事業概要 | 都城志布志道路の建設促進の機運醸成を図るため看板設置や懸垂幕の掲示を行う。 ・懸垂幕4か所（平成22年度） ・看板2か所（平成22～23年度） | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町はその作成や設置等についての協力を行う。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,400 | 1,400 | 1,000 | | | | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 3 | 事業名 | アクセス道路整備事業 | | | 実施主体 | 全市町 |
|---|--|---------------|---------------|---|---------------|---------------|-----|
| 事業概要 都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市(町)道を整備する。 | | | | 役割分担 各市町は区域内において都城志布志道路へのアクセス向上を目的とした道路整備を行う。 | | | |
| ①神之山・高木線外1線(都城市：平成23～26年度) ②島津紅茶園・切寄線(三股町：平成22～26年度) ③三股駅小鷲巣線(三股町：平成22～23年度) ④高才餅原市場線(三股町：平成23年度) ⑤蓼池南三原3号線(三股町：平成23～26年度) ⑥高松・丸山線(曾於市：平成22～26年度) ⑦森田北線(曾於市：平成23～24年度) ⑧西蓑原線(曾於市：平成22年度) ⑨橋野・住吉線(曾於市：平成22年度) ⑩市道27号吉村山ノ口1号線(志布志市：平成22～25年度) ⑪市道58号町原弓場ヶ尾線(志布志市：平成22～26年度) | | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 1,171,700 | 216,700 | 225,000 | 230,000 | 280,000 | 220,000 | |
| 特定財源 | 地方道路整備事業債(①)、地域活力基盤創造交付金(②)、地域活性化事業債(②・③・⑤)、合併特例事業債(⑥)、過疎対策事業債(⑦・⑧・⑨・⑩)、地方特定道路整備事業債(⑪) | | | | | | |

2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

| | | |
|---|--|-------------------------|
| 協定の内容 | 取組の内容 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。 | |
| | 都城市（甲）の役割 圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観光並びに圏域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図る。 | |
| | 関係市町（乙）の役割 乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。（三股町・曾於市） 定期フェリー航路の活用など、乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。（志布志市） | |
| 実施事業 | 事業NO | 事業名 |
| | 4 | 広域的交流・観光サービス推進事業 |
| | 5 | 都城市・三股町観光推進事業 |
| | 6 | 早水公園体育文化センター整備事業 |
| | 7 | 関之尾緑の村施設改修事業 |
| | 8 | アスリートタウン施設整備事業(弓道場) |
| | 9 | アスリートタウン施設整備事業（旭ヶ丘運動公園） |
| 事業の実施により期待される効果 圏域の観光資源のネットワーク化を図ることで、より魅力的な観光メニューの開発やプロモーション活動が可能となり、観光需要の掘り起こしによる観光客の増加や圏域内外の住民との交流促進を図ることができる。また、固有の地域資源を活用した体験型観光やスポーツ観光等を推進することにより、多様な観光ニーズにも対応することができる。 | | |

| | | | | | | | |
|---|-------------|---------------|------------------|---|---------------|---------------|--|
| 事業NO | 4 | 事業名 | 広域的交流・観光サービス推進事業 | | 実施主体 | 都城市 | |
| 事業概要 志布志港も含めた圏域の資源を活用した観光のネットワーク化、スポーツ観光や体験型観光の促進、受け入れ態勢の整備を行う。また、共通パンフレット等を作成し、プロモーション活動を実施する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町はパンフレットの作成等に協力する。 | | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 3,232 | 1,532 | 650 | 550 | 250 | 250 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-------------|---------------|---------------|--------------------------------------|---------------|---------------|--|
| 事業NO | 5 | 事業名 | 都城市・三股町観光推進事業 | | 実施主体 | 都城市、三股町 | |
| 事業概要 都城市及び三股町の歴史や文化、豊かな自然等の地域資源を活用して、通過型観光から滞在型観光への転換を図るための観光商品等を開発する。 | | | | 役割分担 都城市と三股町とは連携して事業を実施する。 | | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 20,000 | 2,800 | 10,000 | 7,200 | | | |
| 特定財源 | 宮崎県リゾート振興基金 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---------|--------|------------------|--------|--------|--------|
| 事業NO | 6 | 事業名 | 早水公園体育文化センター整備事業 | 実施主体 | 都城市 | |
| 事業概要 | | | 役割分担 | | | |
| 圏域の拠点的屋内体育施設である早水公園体育文化センターの耐震補強工事を行い、利用者の安全性向上とスポーツ観光における利用促進を図る。 | | | 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 42,000 | 16,800 | 25,200 | | | |
| 特定財源 | 合併特例事業債 | | | | | |

| | | | | | | |
|--|----------|--------|--------------|--------|--------|--------|
| 事業NO | 7 | 事業名 | 関之尾緑の村施設改修事業 | 実施主体 | 都城市 | |
| 事業概要 | | | 役割分担 | | | |
| 圏域の観光拠点であり、「霧島ジオパーク構想」においても貴重な地質遺産とされている「関之尾の滝と甌穴郡」を有する関之尾緑の村の施設整備を行う。 | | | 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 26,135 | 26,135 | | | | |
| 特定財源 | 地域活性化事業債 | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|--------|---------------------|--------|--------|--------|
| 事業NO | 8 | 事業名 | アスリートタウン施設整備事業(弓道場) | 実施主体 | 三股町 | |
| 事業概要 | | | 役割分担 | | | |
| 弓道競技者の交流と競技力の向上を図るとともに、大会等を誘致するため弓道場を整備する。 | | | 三股町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 109,401 | | 109,401 | | | |
| 特定財源 | 林業・木材産業構造改革事業費補助金(木造公共施設整備等事業)、地域活性化事業債 | | | | | |

| | | | | | | |
|--|----------|--------|-------------------------|--------|--------|--------|
| 事業NO | 9 | 事業名 | アスリートタウン施設整備事業(旭ヶ丘運動公園) | 実施主体 | 三股町 | |
| 事業概要 | | | 役割分担 | | | |
| 圏域内外の陸上競技者等の参加によるジョギング大会やその他屋外イベント等の開催、スポーツ選手のキャンプや合宿の誘致のために、旭ヶ丘運動公園内の陸上競技場を整備するとともに、野球場の内・外野フェンスを衝撃吸収フェンスに改良する。 | | | 三股町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 55,380 | | | 18,900 | 36,480 | |
| 特定財源 | 地域活性化事業債 | | | | | |

3. 定住促進

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

| | | |
|---|--|----------------------|
| 協定の内容 | 取組の内容 都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。 | |
| | 都城市（甲）の役割 都城志布志道路を活かした通勤圏の形成が可能な雇用創出ゾーンの整備及び乙と連携した雇用創出活動により、圏域への定住を誘導する。 | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲と連携した雇用創出活動を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。（全関係市町） | |
| 実施事業 | 事業NO | 事業名 |
| | 10 | 若者定住地分譲事業 |
| | 11 | 定住促進分譲地整備事業 |
| | 12 | 定住促進対策事業 |
| | 13 | 山村定住「みやざきの家」譲渡事業 |
| | 14 | 過疎地域定住促進奨励事業 |
| | 15 | 定住促進住宅取得補助事業 |
| | 16 | 地域振興住宅建設事業 |
| | 17 | 民間住宅誘導事業（大原地区道路整備事業） |
| | 18 | 雇用促進事業 |
| | 19 | 地域雇用創造推進事業 |
| | 20 | オンライン企業ガイド作成事業 |
| 事業の実施により期待される効果 きめ細かい定住事業の実施により、圏域内への定住促進が図られ、雇用創出により生じる新たな定住ニーズへの対応も可能となる。 | | |

| | | | | | | | |
|--|------|--------|-----------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業NO | 10 | 事業名 | 若者定住地分譲事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 山村地域における若年層の域外流出を抑制し、Uターン者等の定住ニーズに対応するため、3地区15区画の宅地を分譲する。 笛水地区5区画、江平地区7区画、縄瀬地区3区画 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 11 | 事業名 | 定住促進分譲地整備事業 | | | 実施主体 | 曾於市 |
|---|-------------|---------|-------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。 財部地区 40区画 | | | | 役割分担 曾於市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 231,863 | 201,863 | 30,000 | | | | |
| 特定財源 | 定住促進事業国庫補助金 | | | | | | |

| 事業NO | 12 | 事業名 | 定住促進対策事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|---|------|--------|----------|------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。 3団地 6区画 | | | | 役割分担 志布志市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 13 | 事業名 | 山村定住「みやざきの家」譲渡事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|--|--------|--------|------------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 山村地域における定住を促進し、もって国土の保全と地域の活性化に資するために建設し、住民に賃貸する山村定住「みやざきの家」に一定期間居住し、定住の意思がある住民にこれを譲渡する。 7団地 23戸 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 18,575 | 3,715 | 3,715 | 3,715 | 3,715 | 3,715 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 14 | 事業名 | 過疎地域定住促進奨励事業 | | | 実施主体 | 三股町 |
|--|--------|--------|--------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 町内の人口減少地区を対象に、転入転居、住宅取得に対して奨励金を支給し、定住を図る。 新築または住宅取得奨励 3年間で80万円 転入転居奨励 扶養する小学生の人数に応じて10万円～20万円 | | | | 役割分担 三股町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 41,700 | 8,340 | 8,340 | 8,340 | 8,340 | 8,340 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 15 | 事業名 | 定住促進住宅取得補助事業 | | | 実施主体 | 曾於市 |
|---|--------|--------|--------------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 区域内への転入者の住宅取得に対して助成金を支給する。 新築30万円、中古購入20万円 | | | | 役割分担 曾於市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 10,000 | 10,000 | | | | | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 16 | 事業名 | 地域振興住宅建設事業 | | | 実施主体 | 曾於市 |
|---|---------|--------|------------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 地域の要望等を踏まえて、新規転入者、若者世帯が居住できるよう、新たな宅地、賃貸住宅を提供し地域の活性化を推進する。 建設戸数 各年10戸 | | | | 役割分担 曾於市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 109,000 | 54,500 | 54,500 | | | | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 17 | 事業名 | 民間住宅誘導事業(大原地区道路整備事業) | | | 実施主体 | 三股町 |
|---|----------|--------|----------------------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 雇用創出による定住ニーズに対応する生活環境を高めるための道路整備を実施する。 大原地区定住促進を図るため区域内道路の整備を行う。 L=1210m W=6.0m | | | | 役割分担 三股町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 40,000 | | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| 特定財源 | 地域活性化事業債 | | | | | | |

| 事業NO | 18 | 事業名 | 雇用促進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|-------|--------|--------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 雇用の促進のため、関係機関との連携を図りつつ、人材を求める圏域内企業と求職者、新規学卒者を支援するため、就職説明会を開催する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,040 | 408 | 408 | 408 | 408 | 408 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 19 | 事業名 | 地域雇用創造推進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|-------------------|--------|------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 都城市・三股町における雇用機会の創出を図る「地域雇用創造推進事業」として、①雇用拡大メニュー、②人材育成メニュー、③就職促進メニューを実施する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 10,000 | 5,000 | 5,000 | | | | |
| 特定財源 | 地域雇用創造推進事業貸付金元金収入 | | | | | | |

| 事業NO | 20 | 事業名 | オンライン企業ガイド作成事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|----------------------|--------|----------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 雇用促進のための情報源となるインターネットでの「オンライン企業ガイド」の整備を行う。また、求職者と求人企業とが直接やりとりできる「就職マッチングシステム」の活用推進を図る。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 4,906 | 2,453 | 2,453 | | | | |
| 特定財源 | 緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金 | | | | | | |

第6章-4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業計画

1. 行政人材の育成

| (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ア 行政人材の育成 | |
|--|---|
| (ア) 圏域行政マネジメント能力の強化 | |
| 協定の内容 | 取組の内容 圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。 |
| | 都城市（甲）の役割 乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。 |
| | 関係市町（乙）の役割 甲と連携して職員の育成を推進するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。（全関係市町） |
| 実施事業 | 事業NO |
| | 1 |
| | 2 |
| | 3 |
| | 4 |
| | 5 |
| 事業の実施により期待される効果 構成市町における横断的な職員研修や人事交流を実施することで、圏域市町の連携が強化される。また、研修を活用した圏域共通の行政課題の解決等を通じて、圏域全体に視点を置いた住民の役に立つ人材、めまぐるしく変化する時代に対応できる人材の育成を図ることができる。 | |

| 事業NO | 1 | 事業名 | 特定課題解決型研修 | | | 実施主体 | 都城市 |
|----------------|---|---------------|---------------|---------------|--|---------------|-----|
| 事業概要 | 圏域全体に共通する行政課題を掘り起こし、グループワーク等を通じて解決策を見いだす。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。 | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 3,845 | 769 | 769 | 769 | 769 | 769 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 2 | 事業名 | 政策立案能力向上研修 | | | 実施主体 | 都城市 |
|----------------|--|---------------|---------------|---------------|--|---------------|-----|
| 事業概要 | 圏域の住民が安心して暮らせるような政策を立案する能力を養うとともに、圏域を牽引する人材の育成研修を行う。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。 | | |
| 事業費（千円） | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,190 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 3 | 事業名 | 特定分野先進事例研修 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|---------|--------|------------|--|--------|--------|-----|
| 事業概要 各種政策の先進事例を調査・研究するとともに、最新情報の収集に努め、圏域にとって有益な事業導入について検討・提唱する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,700 | | 675 | 675 | 675 | 675 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 4 | 事業名 | 人材育成研修会 | | | 実施主体 | 都城市 |
|---|---------|--------|---------|--|--------|--------|-----|
| 事業概要 講師を招聘して地域づくりの先進的事例やノウハウを学び、圏域の人材育成、資質の向上を図る。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は企画・運営に協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,935 | 587 | 587 | 587 | 587 | 587 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| 事業NO | 5 | 事業名 | 圏域内の人事交流 | | | 実施主体 | 全市町 |
|--|------|--------|----------|--|--------|--------|-----|
| 事業概要 圏域における行政機能の相互補完及び人材育成を目的として人事交流を行う。 | | | | 役割分担 各市町は圏域内の人事交流について検討し、実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

| (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------------|------|---|----------------|---|--------------|---|--------------------------|---|------------------------|----|----------------|----|------------|----|---------------|----|-----------------|----|----------------|----|--------------|----|--------------|
| (ア) 圏域協働マネジメント能力の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協定の 内容 | <p>取組の内容 圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>都城市（甲）の役割 特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。 乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>関係市町（乙）の役割 甲の体制作りを協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。 甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。（全関係市町）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施 事業 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業 NO</th> <th style="width: 85%;">事業 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>地域活動団体ネットワーク事業</td></tr> <tr><td>7</td><td>中間支援組織体制整備事業</td></tr> <tr><td>8</td><td>市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業</td></tr> <tr><td>9</td><td>NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業</td></tr> <tr><td>10</td><td>まちづくり協議会設置推進事業</td></tr> <tr><td>11</td><td>市民公益活動推進事業</td></tr> <tr><td>12</td><td>がんばる地域づくり応援事業</td></tr> <tr><td>13</td><td>「曾於元気だそお」ふるさと事業</td></tr> <tr><td>14</td><td>市民活動支援センター整備事業</td></tr> <tr><td>15</td><td>ふるさとづくり委員会事業</td></tr> <tr><td>16</td><td>共生・協働・自立推進事業</td></tr> </tbody> </table> | 事業 NO | 事業 名 | 6 | 地域活動団体ネットワーク事業 | 7 | 中間支援組織体制整備事業 | 8 | 市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業 | 9 | NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業 | 10 | まちづくり協議会設置推進事業 | 11 | 市民公益活動推進事業 | 12 | がんばる地域づくり応援事業 | 13 | 「曾於元気だそお」ふるさと事業 | 14 | 市民活動支援センター整備事業 | 15 | ふるさとづくり委員会事業 | 16 | 共生・協働・自立推進事業 |
| | 事業 NO | 事業 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 地域活動団体ネットワーク事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 中間支援組織体制整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | まちづくり協議会設置推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 市民公益活動推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | がんばる地域づくり応援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 「曾於元気だそお」ふるさと事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 市民活動支援センター整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | ふるさとづくり委員会事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 共生・協働・自立推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>事業の実施により期待される効果 中間支援体制の構築により、団体の組織体制が確立され、活動領域が広がり、住民自身による課題解決や地域の活性化、魅力向上を図ることができる。また、地域活動団体のネットワーク化や住民が自ら実施する事業への助成等により、さらなる協働の推進が図られる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---------|--------|----------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 事業NO | 6 | 事業名 | 地域活動団体ネットワーク事業 | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 | | | | 役割分担 | | |
| 圏域の市民等で構成する「地域活動団体連絡会議」を設置し、中間支援組織の役割、機能、体制に関する協議のほか、圏域内での地域活動団体のネットワーク構築を図る。 | | | | 都城市は事業を実施し、関係市町は区域内の団体の参加も含めこれに協力する。 | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 1,000 | 350 | 650 | | | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---------|--------|--------------|----------------------------------|--------|--------|-----|
| 事業NO | 7 | 事業名 | 中間支援組織体制整備事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 NPOの様々な問題、NPO法人の設立等の専門知識を持つ人材を育成し、相談体制の充実を図る。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町はこれに協力する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 8,624 | 2,317 | 2,317 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---------|--------|--------------------------|--|--------|--------|-----|
| 事業NO | 8 | 事業名 | 市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 行政職員が市民やNPOとの「協働」についての知識、理解を深める研修を継続して行い、行政側の人材育成に努める。 | | | | 役割分担 都城市は職員研修の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は研修の企画・運営に協力するとともに、その必要性に応じて職員を研修に参加させる。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 1,730 | 346 | 346 | 346 | 346 | 346 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---------|--------|------------------------|---|--------|--------|-----|
| 事業NO | 9 | 事業名 | NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 NPO法人やその他の市民団体向けの講座を実施し、より活動が円滑になるよう支援する。 | | | | 役割分担 都城市は講座の企画・運営を行い、事業を実施する。関係市町は講座の企画・運営に協力するとともに、区域内の住民や地域活動団体等に対する周知を行う。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 2,480 | 496 | 496 | 496 | 496 | 496 | |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--------|--------|----------------|----------------------|--------|--------|-----|
| 事業NO | 10 | 事業名 | まちづくり協議会設置推進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
| 事業概要 地域力向上と住民自治の強化を図るために、中学校区を単位としてまちづくり協議会を設置する。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 75,000 | 9,000 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 11 | 事業名 | 市民公益活動推進事業 | | | 実施主体 | 都城市 |
|--|--------|--------|------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 市民の公益活動を活性化し、市民公益活動団体を育成することにより協働のまちづくりを推進する。 公募した事業案を審査し、3ヵ年を上限に事業支援 ① 自立支援型補助金 初年度：事業費の50%（上限20万円）、2年目：初年度補助額の80%、3年目：初年度補助額の50% ② 団体育成型補助金 事業費の9割（上限10万円） | | | | 役割分担 都城市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 12,640 | 2,528 | 2,528 | 2,528 | 2,528 | 2,528 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 12 | 事業名 | がんばる地域づくり応援事業 | | | 実施主体 | 三股町 |
|--|-------|--------|---------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 各種団体自らが活動する中で、地域との繋がりを強めようと活動している、または活動を始めようとしている団体へ、地域づくりのきっかけづくりとして助成を行う。 | | | | 役割分担 三股町は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 5,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 13 | 事業名 | 「曾於元気だそお」ふるさと事業 | | | 実施主体 | 曾於市 |
|--|--------|--------|-----------------|-----------------------------|--------|--------|-----|
| 事業概要 明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進するために、地域活性化に関する事業を実施する公民館に助成を行う。 | | | | 役割分担 曾於市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 33,550 | 6,710 | 6,710 | 6,710 | 6,710 | 6,710 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 14 | 事業名 | 市民活動支援センター整備事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|--|-------|--------|----------------|------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 共生・協働・自立のまちづくりを推進するために、地域づくり団体やNPOなどの市民団体へ活動拠点の提供を行う。 | | | | 役割分担 志布志市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 3,000 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 15 | 事業名 | ふるさとづくり委員会事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|---|--------|--------|--------------|------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 住民自らが地域の課題や特性を話し合い提案した住み良い地域づくりに向けた活動への助成事業。 ・ 1地区上限50万円 21地区 | | | | 役割分担 志布志市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 54,045 | 10,809 | 10,809 | 10,809 | 10,809 | 10,809 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

| 事業NO | 16 | 事業名 | 共生・協働・自立推進事業 | | | 実施主体 | 志布志市 |
|--|--------|--------|--------------|------------------------------|--------|--------|------|
| 事業概要 地域づくり団体やNPOが実施する地域活性化のための事業に対する補助を行う。 ・ 担い手育成：補助率3分の2 限度額10万円 ・ モデル事業：補助率10分の10 限度額50万円 | | | | 役割分担 志布志市は事業を実施する。 | | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| | 15,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | |
| 特定財源 | | | | | | | |

3. 民間人材の育成及び推進体制の整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

| | | |
|--|---|---------------------|
| 協定の 内容 | 取組の内容 民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。 | |
| | 都城市（甲）の役割 乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。 | |
| | 関係市町（乙）の役割 甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。（全関係市町） | |
| 実施事業 | 事業NO | 事業名 |
| | 17 | 多様な民間主体の連携による観光推進事業 |
| 事業の実施により期待される効果 観光ボランティア等の人材育成や新たな地域資源の活用等を行うことにより、民間分野における地域活動団体や企業等の多様な事業主体間の連携推進、地域活動の活性化、圏域の魅力と地域価値の向上が図られる。 | | |

| 事業NO | 17 | 事業名 | 多様な民間主体の連携による観光推進事業 | | 実施主体 | 都城市 |
|---|---------|--------|---------------------|---|--------|--------|
| 事業概要 企業や地域活動団体等が実施する新しい観光メニューの開発、地元住民による観光ボランティアガイドの育成等の活動への助成。 | | | | 役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は区域内の地域活動団体、企業等に対する周知と参加の呼びかけ等の協力を行う。 | | |
| 事業費 (千円) | 総事業費 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| | 1,050 | 150 | 300 | 200 | 200 | 200 |
| 特定財源 | 定住自立圏基金 | | | | | |

実施事業一覧

実施事業一覧(生活機能の強化に係る政策分野:医療)

(単位:千円)

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------|-----------------------|---|-------------------|---------------|----------|----------|----------|----------|-----------|------------------------------|
| 1 | 救急医療拠点施設の整備・更新 | 圏域の救急医療の拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターについて、施設の老朽化へ対応するとともに、救急医療の拠点としてふさわしい整備を行う。 | 都城市 都城市北諸県郡医師会 | 計画策定の後に事業費を確定 | | | | | | |
| 2 | 健康・医療ゾーン整備関連事業 | 健康・医療ゾーンの基本構想・基本計画の策定委託料等 | 都城市 | 8,142 | | | | | 8,142 | |
| 3 | 救急医療拠点施設の整備・更新(補完施設) | 補完施設(曾於郡医師会立病院)の整備充実のために、医療資源の情報化を進めるとともに、医療機器・施設の整備を行う。 | 曾於郡医師会 | 12,250 | 78,750 | | | | 91,000 | 共同利用施設整備補助金 広域救急医療整備事業補助金 |
| 4 | 救急医療拠点施設の整備・更新(周産期連携) | 周産期医療の中核を担う病院として情報化の推進を図るとともに、周産期医療の機能強化により、さらなる医療レベルの向上を図る。 | 国立病院機構都城病院 | 13,000 | 717,334 | | | | 730,334 | 地域医療再生基金 |
| 5 | 休日急患診療事業 | 休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。 | 都城市 | 22,361 | 22,361 | 22,361 | 22,361 | 22,361 | 111,805 | 休日急患診療事業費負担金 |
| 5 | 休日急患診療事業 | 都城市が実施する休日急患診療事業に対する負担金。 | 三股町 | (2,844) | (2,844) | (2,844) | (2,844) | (2,844) | (14,220) | |
| 5 | 休日急患診療事業 | 都城市が実施する休日急患診療事業に対する負担金。 | 曾於市 | (1,503) | (1,503) | (1,503) | (1,503) | (1,503) | (7,515) | |
| 5 | 休日急患診療事業 | 都城市が実施する休日急患診療事業に対する負担金。 | 志布志市 | (139) | (139) | (139) | (139) | (139) | (695) | |
| 6 | 休日歯科急患診療事業 | 休日歯科急患診療事業を都城市北諸県郡歯科医師会に委託して実施する。 | 都城市 | 2,466 | 2,466 | 2,466 | 2,466 | 2,466 | 12,330 | 歯科休日急患診療事業費負担金 |
| 6 | 休日歯科急患診療事業 | 都城市が実施する休日歯科急患診療事業に対する負担金。 | 三股町 | (278) | (278) | (278) | (278) | (278) | (1,390) | |
| 7 | 休日及び夜間における一次急患診療事業 | 都城救急医療センターにおける休日及び夜間の一次急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。 | 都城市 | 255,020 | 255,020 | 255,020 | 255,020 | 255,020 | 1,275,100 | 救急医療施設等事業費負担金 |
| 7 | 休日及び夜間における一次急患診療事業 | 都城市が実施する休日及び夜間における一次急患診療事業に対する負担金。 | 三股町 | (28,989) | (28,989) | (28,989) | (28,989) | (28,989) | (144,945) | |
| 7 | 休日及び夜間における一次急患診療事業 | 都城市が実施する休日及び夜間における一次急患診療事業に対する負担金。 | 曾於市 | (32,506) | (32,506) | (32,506) | (32,506) | (32,506) | (162,530) | |
| 7 | 休日及び夜間における一次急患診療事業 | 都城市が実施する休日及び夜間における一次急患診療事業に対する負担金。 | 志布志市 | (10,383) | (10,383) | (10,383) | (10,383) | (10,383) | (51,915) | |

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------|-------------------------|---|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------------------|
| 8 | 休日及び夜間における二次急患診療事業 | 休日及び夜間における二次急患診療事業を実施するため、都城市北諸県郡医師会に病院群輪番制補助金を交付。 | 都城市 | 82,621 | 82,621 | 82,621 | 82,621 | 82,621 | 413,105 | 救急医療施設等事業費負担金 |
| 8 | 休日及び夜間における二次急患診療事業 | 都城市が実施する休日及び夜間における二次急患診療事業に対する負担金。 | 三股町 | (9,084) | (9,084) | (9,084) | (9,084) | (9,084) | (45,420) | |
| 8 | 休日及び夜間における二次急患診療事業 | 都城市が実施する休日及び夜間における二次急患診療事業に対する負担金。 | 曾於市 | (11,535) | (11,535) | (11,535) | (11,535) | (11,535) | (57,675) | |
| 8 | 休日及び夜間における二次急患診療事業 | 都城市が実施する休日及び夜間における二次急患診療事業に対する負担金。 | 志布志市 | (3,461) | (3,461) | (3,461) | (3,461) | (3,461) | (17,305) | |
| 9 | 小児科医師充実事業 | 圏域において不足する小児科部門を充実させ、より高度の小児医療の提供ができる体制を、救急医療拠点施設の整備に併せ整える。 | 都城市北諸県郡医師会 | | | | 37,500 | 37,500 | 75,000 | |
| 10 | 医師負担軽減(医療クラーク育成)事業 | 都城市郡医師会病院に3名の医療クラークを育成することにより、医師の負担を軽減する。 | 都城市北諸県郡医師会 | 265 | 530 | | | | 795 | 広域救急医療整備事業補助金 |
| 11 | 長期的医療従事者の確保事業 | 中高生等に対する職業(医師、看護師等)としての医療を体験してもらい、その素晴らしさを伝え、長期的な視点からの医療従事者の確保を図る。 | 都城市北諸県郡医師会 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 1,000 | 広域救急医療整備事業補助金 |
| 12 | 救急看護師等育成事業 | 災害支援看護師を育成するため、都城・北諸地区の災害看護推進委員会を中心とした災害時の適切な看護のための研修等を実施し、災害看護師教育備品等の整備も併せて行う。2年目以降はより広域的な研修活動に移行する。 | 都城市北諸県郡医師会 | 4,200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 4,600 | 広域救急医療整備事業補助金 |
| 13 | 医療情報化推進事業 | 救急医療拠点施設における電子カルテ等の医療情報化を効率的に推進するための検討を行う。 | 都城市北諸県郡医師会 | 10,650 | | | | | 10,650 | 広域救急医療整備事業補助金 |
| 14 | 医療情報電子化事業(フィルムレス&電子カルテ) | フィルムレス化による読影環境の高度化と電子カルテの導入による圏域病院やクリニックとの連携強化を図る。 | 都城市北諸県郡医師会 | 93,031 | 160,000 | 240,000 | | | 493,031 | 広域救急医療整備事業補助金 地域医療再生基金 |
| 15 | 医療情報電子化事業(空床情報) | 夜間における空床・医師の情報の共有化システムの構築により、夜間救急時の受入体制の効率化を図る。 | 都城市北諸県郡医師会 | | | | 10,000 | | 10,000 | |
| 16 | 医療連携の推進(機能別・重症度別) | 都城市北諸県郡医師会及び国立病院機構都城病院を中心として曾於郡医師会・歯科医師会・看護師会・薬剤師会等を含んだ検討組織を立ち上げ、医療連携の推進を図る。また、災害時における広域相互応援協定についても検討を行う。 | 都城市北諸県郡医師会 | 150 | 150 | 50 | 50 | 50 | 450 | 広域救急医療整備事業補助金 |

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|----------------------|--------------------------|--|------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|------------|---|
| 17 | 医療連携の推進(情報インフラの整備) | 地域間の情報格差是正及び高度情報化に対応するため、市内全域に光ファイバー回線による情報通信基盤の整備を行う。 | 志布志市 | 4,633,801 | | | | | 4,633,801 | 地域情報通信基盤整備推進交付金 地域活性化・公共投資臨時交付金 |
| 18 | 地域災害医療センター機能充実事業(DMAT含む) | DMATの再編や感染症も含めた対応など地域災害医療センターにふさわしい機能の充実を図る。 | 都城市北諸県郡医師会 | 514 | 10,000 | | | | 10,514 | 広域救急医療整備事業補助金 |
| 19-① | 防災行政無線整備 | 防災行政無線のデジタル化等により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に対応できる体制を構築する。 | 曽於市 | 13,000 | 83,000 | 68,000 | 68,000 | | 232,000 | 合併特例事業債 |
| 19-② | 防災行政無線整備 | 防災行政無線のデジタル化等により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に対応できる体制を構築する。 | 志布志市 | | 5,131 | 217,425 | 306,393 | 173,205 | 702,154 | 合併特例事業債 |
| 20-① | 救急救命士育成事業 | 年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。 | 都城市 | 6,173 | 6,173 | 6,173 | 6,173 | 6,173 | 30,865 | |
| 20-② | 救急救命士育成事業 | 年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。 | 大隅曽於地区消防組合 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 30,000 | |
| 21-① | 防災センター建設事業 | 災害等対策の中核施設として消防署や自主防災組織の訓練等の機能を持つ防災センターを建設する。 | 曽於市 | 120,920 | 350,000 | | | | 470,920 | 合併特例事業債 |
| 21-② | 防災センター建設事業 | 災害等対策の中核施設として消防署や自主防災組織の訓練等の機能を持つ防災センターを建設する。 | 志布志市 | 114,000 | 350,000 | | | | 464,000 | 合併特例事業債 |
| 22 | 消防連携推進事業 | 他の広域相互応援協定と連携を図りつつ、県境を越えた搬送協力体制について検討し、相互の搬送に関する応援協定を締結し、より広域の搬送体制を構築する。 | 都城市 | 31 | | | | | 31 | 定住自立圏基金 |
| 23-① | 高規格救急車等更新事業 | より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に更新する。 | 都城市 | 32,000 | 32,000 | 32,000 | 32,000 | 32,000 | 160,000 | 合併特例事業債 緊急消防援助隊設備整備費補助金 防災基盤整備事業債 消防・防災施設整備事業債 |
| 23-② | 高規格救急車等更新事業 | 救急活動に支障のないよう、老朽化した高規格救急自動車等を導入する。 | 大隅曽於地区消防組合 | | 60,000 | | | | 60,000 | 過疎対策事業債 救急医療ネットワーク構築負担金 |
| 24 | 救急搬送体制強化推進事業 | 患者等搬送事業による患者搬送の推進と適正な救急車の利用についての啓発を行う。 | 都城市 | 2,315 | 2,315 | 315 | 315 | 315 | 5,575 | 定住自立圏基金 |
| 生活機能の強化に係る政策分野：医療の合計 | | | | 5,433,110 | 2,224,151 | 932,731 | 829,199 | 618,011 | 10,037,202 | |

実施事業一覧(生活機能の強化に係る政策分野:産業振興)

(単位:千円)

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------|-----------------------------------|--|------|---------|------------------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 1 | 企業立地のための圏域統一プロモーション媒体開発・工業見本市出展事業 | 圏域全体の統一したパンフレットやDVD等のプロモーション媒体を開発するとともに、大都市圏での工業見本市などへの出展等を行う。 | 都城市 | 1,977 | 2,760 | 2,760 | 2,760 | | 10,257 | 定住自立圏基金 |
| 2 | 企業誘致関連事業 | 関西及び福岡方面等で企業家を招き、企業誘致セミナーを行う。 | 志布志市 | 2,986 | 2,252 | 2,252 | 2,252 | 2,252 | 11,994 | |
| 3 | 都城インター工業団地整備事業 | 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備する。 | 都城市 | 515,150 | 事業の進捗に応じて予算化を行う。 | | | | 515,150 | 内陸工業用地等造成事業債 |
| 4 | 企業誘致対策事業 | 企業と迅速に立地交渉を進めるためのトップセールスを行う。また、既に立地した大型コールセンターに対しては、オペレーター養成を支援する。 | 都城市 | 2,273 | 2,273 | 2,273 | 2,273 | 2,273 | 11,365 | |
| 5-① | 企業立地促進奨励対策事業 | 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 | 都城市 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 500,000 | |
| 5-② | 企業立地促進奨励対策事業 | 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 | 三股町 | 11,053 | 9,664 | 6,538 | 8,901 | 8,901 | 45,057 | |
| 5-③ | 企業立地促進奨励対策事業 | 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 | 曾於市 | 22,000 | 20,000 | 13,000 | 13,000 | 13,000 | 81,000 | |
| 5-④ | 企業立地促進奨励対策事業 | 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 | 志布志市 | 3,547 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 43,547 | |
| 6 | 企業誘致促進事業 | 企業誘致アドバイザー、県企業誘致コーディネーター及び宮崎県企業立地推進局からの情報入手を積極的に行い、企業誘致を促進する。 | 都城市 | 548 | 550 | 550 | 550 | 550 | 2,748 | |
| 7 | 立地企業及び地場企業育成事業 | 立地企業及び地場企業を対象に、志布志港活用の推進及び地域産業の振興をテーマとしたセミナーを開催する。 | 都城市 | 0 | 964 | 964 | 964 | 964 | 3,856 | 定住自立圏基金 |
| 8 | 前目工業地域雨水対策事業 | 都城志布志道路を活かした前目地区工業地域内の企業立地を図るための雨水対策事業を行う。 | 三股町 | 5,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 5,000 | 40,000 | 地域活性化事業債 |
| 9 | 志布志港ポートセールス推進事業 | 「志布志港ポートセミナー」の開催や荷主・船会社訪問活動等の実施による、志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を図る「志布志港ポートセールス推進協議会」及び「志布志港湾振興協議会」の負担金。 | 志布志市 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 10,000 | |

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------------------------|-------------------|--|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|------|
| 10 | 志布志港国際航路利用促進事業 | 「蘇州號」モニターツアー、食品輸出コンテナ助成金の交付や荷主等訪問活動により、航路の維持発展を図る「志布志港国際航路利用促進協議会」の負担金。 | 志布志市 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 18,000 | |
| 11 | さんふらわあ志布志航路利用促進事業 | 各種利用促進助成金の交付、船舶給水料助成等により、「さんふらわあ」の利用促進を図る「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会」への補助金及び「鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会」の負担金。 | 志布志市 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 125,000 | |
| 12 | 志布志港港湾改修事業 | 志布志港の施設整備を行い、利便性を向上し、志布志港の利用促進を図るための港湾施設の整備改修に係る負担金。 | 志布志市 | 120,197 | 171,794 | 133,206 | 133,206 | 133,206 | 691,609 | |
| 生活機能の強化に係る政策分野：産業振興の合計 | | | | 815,331 | 360,857 | 312,143 | 314,506 | 306,746 | 2,109,583 | |

実施事業一覧(結びつきとネットワークの強化に係る政策分野)

(単位：千円)

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------|------------------------|--|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------------------------|
| 1 | ネットワーク化促進シンポジウム開催事業 | 都城志布志道路の建設促進大会を圏域住民も対象としたシンポジウム形式で開催する。 | 都城市 | | 800 | | | | 800 | 定住自立圏基金 |
| 2 | 都城志布志道路建設促進事業 | 都城志布志道路の建設促進の機運醸成を図るため看板設置や懸垂幕の掲示を行う。 | 都城市 | 1,400 | 1,000 | | | | 2,400 | 定住自立圏基金 |
| 3-① | アクセス道路整備事業(神ノ山・高木線外1線) | 都城志布志道路高木ICへのアクセス向上のため、市道神ノ山・高木線及び高木598号線の改良工事を行う。 L=600m、W=8.0~11.0m | 都城市 | | 10,000 | 20,000 | 80,000 | 80,000 | 190,000 | 地方道路等整備事業債 |
| 3-② | アクセス道路整備事業(島津紅茶園・切寄線) | 都城ICへのアクセス向上のため、町道 島津紅茶園切寄線の改良工事を行う。 L=2400m W=9.25m | 三股町 | 30,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 230,000 | 地域活性化事業債 地域活力基盤創造交付金 |
| 3-③ | アクセス道路整備事業(三股駅小鷲巢線) | 道路ネットワークの構築を図るため国道222号線と県道都城東環状線を結ぶ町道の改良工事を行う。 L=300m W=6.0m | 三股町 | 20,000 | 20,000 | | | | 40,000 | 地域活性化事業債 |
| 3-④ | アクセス道路整備事業(高才餅原市場線) | 都城ICへのアクセス向上のため、町道 高才餅原市場線の舗装工事を行う。 L=550m W=7.0m | 三股町 | | 15,000 | | | | 15,000 | |
| 3-⑤ | アクセス道路整備事業(蓼池南三原3号線) | 都城ICへのアクセス向上を図りスポーツ交流の推進のため三股町旭ヶ丘運動公園アクセス道路改良の整備を行う。 L=710m W=9.0m | 三股町 | | 10,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 70,000 | 地域活性化事業債 |

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------|---------------------------|--|------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--|
| 3-⑥ | アクセス道路整備事業(高松・丸山線) | 都城志布志道路末吉ICへのアクセス向上のため、市道高松・丸山線の舗装工事を行う。 L=450m W=7.5m | 曾於市 | 14,700 | 25,000 | 25,000 | 30,000 | 30,000 | 124,700 | 合併特例事業債 |
| 3-⑦ | アクセス道路整備事業(森田北線) | 都城志布志道路今町ICへのアクセス向上のため、市道森田北線の改良舗装工事を行う。 L=250m W=5m | 曾於市 | | 25,000 | 25,000 | | | 50,000 | 過疎対策事業債 |
| 3-⑧ | アクセス道路整備事業(西葦原線) | 都城志布志道路平塚ICへのアクセス向上のため、市道西葦原線の改良舗装工事を行う。 L=150m W=5m | 曾於市 | 16,000 | | | | | 16,000 | 過疎対策事業債 |
| 3-⑨ | アクセス道路整備事業(橋野・住吉線) | 都城志布志道路梅北ICへのアクセス向上のため、市道橋野・住吉線の改良舗装工事を行う。 L=300m W=6m | 曾於市 | 26,000 | | | | | 26,000 | 過疎対策事業債 |
| 3-⑩ | アクセス道路整備事業(市道27号吉村山ノ口1号線) | 都城志布志道路「有明北IC」へのアクセス向上のため、市道山ノ口1号線の改良及び舗装改良工事を行う。 L=1300 W=7.25m | 志布志市 | 50,000 | 30,000 | 50,000 | 50,000 | | 180,000 | 過疎対策事業債 |
| 3-⑪ | アクセス道路整備事業(市道58号町原弓場ヶ尾線) | 都城志布志道路「志布志IC」へのアクセス向上のため、市道町原弓場ヶ尾線の改良及び安全な歩道の整備を行う。 L=600 W=8.00m | 志布志市 | 60,000 | 40,000 | 40,000 | 50,000 | 40,000 | 230,000 | 地方特定道路整備事業債 |
| 4 | 広域的交流・観光サービス推進事業 | 志布志港も含めた圏域の資源を活用した観光のネットワーク化、スポーツ観光や体験型観光の促進、受け入れ態勢の整備を行う。また、共通パンフレット等を作成し、プロモーション活動を実施する。 | 都城市 | 1,532 | 650 | 550 | 250 | 250 | 3,232 | 定住自立圏基金 |
| 5 | 都城市・三股町観光推進事業 | 都城市及び三股町の歴史や文化、豊かな自然等の地域資源を活用して、通過型観光から滞在型観光への転換を図るための観光商品等を開発する。 | 都城市 | 1,400 | 5,000 | 3,600 | | | 10,000 | 宮崎県リゾート振興基金 |
| 5 | 都城市・三股町観光推進事業 | 都城市及び三股町の歴史や文化、豊かな自然等の地域資源を活用して、通過型観光から滞在型観光への転換を図るための観光商品等を開発する。 | 三股町 | 1,400 | 5,000 | 3,600 | | | 10,000 | 宮崎県リゾート振興基金 |
| 6 | 早水公園体育文化センター整備事業 | 圏域の拠点的屋内体育施設である早水公園体育文化センターの耐震補強工事を行い、利用者の安全性向上とスポーツ観光における利用促進を図る。 | 都城市 | 16,800 | 25,200 | | | | 42,000 | 合併特例事業債 |
| 7 | 関之尾線の村施設改修事業 | 圏域の観光拠点であり、「霧島ジオパーク構想」においても貴重な地質遺産とされている「関之尾の滝と甌穴郡」を有する関之尾線の村の施設整備を行う。 | 都城市 | 26,135 | | | | | 26,135 | 地域活性化事業債 |
| 8 | アスリートタウン施設整備事業(弓道場) | 弓道競技者の交流と競技力の向上を図るとともに、大会等を誘致するため弓道場を整備する。 | 三股町 | | 109,401 | | | | 109,401 | 林業・木材産業構造改革事業費補助金(木造公共施設整備等事業) 地域活性化事業債 |

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|--------------------------|-----------------------------|--|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|----------------------|
| 9 | アスリートタウン施設整備事業 (旭ヶ丘運動公園) | 圏域内外の陸上競技者等の参加によるジョギング大会やその他屋外イベント等の開催、スポーツ選手のキャンプや合宿の誘致のために、旭ヶ丘運動公園内の陸上競技場を整備するとともに、野球場の内・外野フェンスを衝撃吸収フェンスに改良する。 | 三股町 | | | 18,900 | 36,480 | | 55,380 | 地域活性化事業債 |
| 10 | 若者定住地分譲事業 | 山村地域における若年層の域外流出を抑制し、Uターン者等の定住ニーズに対応するため、3地区15区画の宅地を分譲する。 | 都城市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 11 | 定住促進分譲地整備事業 | 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。 | 曾於市 | 201,863 | 30,000 | 0 | 0 | 0 | 231,863 | 定住促進事業国庫補助金 |
| 12 | 定住促進対策事業 | 若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。 | 志布志市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 13 | 山村定住「みやざきの家」譲渡事業 | 山村地域における定住を促進し、もって国土の保全と地域の活性化に資するために建設し、住民に賃貸する山村定住「みやざきの家」に一定期間居住し、定住の意思がある住民にこれを譲渡する。 | 都城市 | 3,715 | 3,715 | 3,715 | 3,715 | 3,715 | 18,575 | |
| 14 | 過疎地域定住促進奨励事業 | 町内の人口減少地区を対象に、転入転居、住宅取得に対して奨励金を支給し、定住を図る。 | 三股町 | 8,340 | 8,340 | 8,340 | 8,340 | 8,340 | 41,700 | |
| 15 | 定住促進住宅取得補助事業 | 曾於市への転入者の住宅取得に対して助成金を支給する。 | 曾於市 | 10,000 | | | | | 10,000 | |
| 16 | 地域振興住宅建設事業 | 地域の要望等を踏まえて、新規転入者、若者世帯が居住できるよう、新たな宅地、賃貸住宅を提供し地域の活性化を推進する。 | 曾於市 | 54,500 | 54,500 | | | | 109,000 | |
| 17 | 民間住宅誘導事業(大原地区道路整備事業) | 雇用創出による定住ニーズに対応する生活環境を高めるための道路整備を実施する。 L=1210m W=6.0m | 三股町 | | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 地域活性化事業債 |
| 18 | 雇用促進事業 | 雇用の促進のため、関係機関との連携を図りつつ、人材を求める圏域内企業と求職者、新規卒者を支援するため、就職説明会を開催する。 | 都城市 | 408 | 408 | 408 | 408 | 408 | 2,040 | |
| 19 | 地域雇用創造推進事業 | 都城市・三股町における雇用機会の創出を図る「地域雇用創造推進事業」として、①雇用拡大メニュー、②人材育成メニュー、③就職促進メニューを実施する。 | 都城市 | 5,000 | 5,000 | | | | 10,000 | 地域雇用創造推進事業貸付金元金収入 |
| 20 | オンライン企業ガイド作成事業 | 雇用促進のための情報源となるインターネットでの「オンライン企業ガイド」の整備を行う。また、求職者と求人企業とが直接やりとりできる「就職マッチングシステム」の活用推進を図る。 | 都城市 | 2,453 | 2,453 | | | | 4,906 | 緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金 |
| 結びつきとネットワークの強化に係る政策分野の合計 | | | | 551,646 | 486,467 | 279,113 | 339,193 | 242,713 | 1,899,132 | |

実施事業一覧(圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野)

(単位:千円)

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|------|--------------------------|---|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 1 | 特定課題解決型研修 | 圏域全体に共通する行政課題を掘り起こし、グループワーク等を通じて解決策を見いだす。 | 都城市 | 769 | 769 | 769 | 769 | 769 | 3,845 | 定住自立圏基金 |
| 2 | 政策立案能力向上研修 | 圏域の住民が安心して暮らせるような政策を立案する能力を養うとともに、圏域を牽引する人材の育成研修を行う。 | 都城市 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 2,190 | 定住自立圏基金 |
| 3 | 特定分野先進事例研修 | 各種政策の先進事例を調査・研究するとともに、最新情報の収集に努め、圏域にとって有益な事業導入について検討・提唱する。 | 都城市 | | 675 | 675 | 675 | 675 | 2,700 | 定住自立圏基金 |
| 4 | 人材育成研修会 | 講師を招聘して地域づくりの先進的事例やノウハウを学び、圏域の人材育成、資質の向上を図る。 | 都城市 | 587 | 587 | 587 | 587 | 587 | 2,935 | 定住自立圏基金 |
| 5 | 圏域内の人事交流 | 圏域における行政機能の相互補完及び人材育成を目的として人事交流を行う。 | 全市町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 6 | 地域活動団体ネットワーク事業 | 圏域の市民等で構成する「地域活動団体連絡会議」を設置し、中間支援組織の役割、機能、体制に関する協議のほか、圏域内での地域活動団体のネットワーク構築を図る。 | 都城市 | 350 | 650 | | | | 1,000 | 定住自立圏基金 |
| 7 | 中間支援組織体制整備事業 | NPOの様々な問題、NPO法人の設立等の専門知識を持つ人材を育成し、相談体制の充実を図る。 | 都城市 | 2,317 | 2,317 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 8,624 | 定住自立圏基金 |
| 8 | 市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業 | 行政職員が市民やNPOとの「協働」についての知識、理解を深める研修を継続して行い、行政側の人材育成に努める。 | 都城市 | 346 | 346 | 346 | 346 | 346 | 1,730 | 定住自立圏基金 |
| 9 | NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業 | NPO法人やその他の市民団体向けの講座を実施し、より活動が円滑になるよう支援する。 | 都城市 | 496 | 496 | 496 | 496 | 496 | 2,480 | 定住自立圏基金 |
| 10 | まちづくり協議会設置推進事業 | 地域力向上と住民自治の強化を図るために、中学校区を単位としてまちづくり協議会を設置する。 | 都城市 | 9,000 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 75,000 | |
| 11 | 市民公益活動推進事業 | 市民の公益活動を活性化し、市民公益活動団体を育成することにより協働のまちづくりを推進する。公募した事業案を審査し、3か年を上限に事業支援 | 都城市 | 2,528 | 2,528 | 2,528 | 2,528 | 2,528 | 12,640 | |
| 12 | がんばる地域づくり応援事業 | 各種団体自らが活動する中で、地域との繋がりを強めようと活動している、または活動を始めようとしている団体へ、地域づくりのきっかけづくりとして助成を行う。 | 三股町 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,000 | |

| 事業NO | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 | 特定財源 |
|-------------------------|---------------------|--|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 13 | 「曾於元気だそお」ふるさと事業 | 明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進するために、地域活性化に関する事業を実施する公民館に助成を行う。 | 曾於市 | 6,710 | 6,710 | 6,710 | 6,710 | 6,710 | 33,550 | |
| 14 | 市民活動支援センター整備事業 | 共生・協働・自立のまちづくりを推進するために、地域づくり団体やNPOなどの市民団体へ活動拠点の提供を行う。 | 志布志市 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 3,000 | |
| 15 | ふるさとづくり委員会事業 | 住民自らが地域の課題や特性を話し合い提案した住み良い地域づくりに向けた活動への助成事業。 | 志布志市 | 10,809 | 10,809 | 10,809 | 10,809 | 10,809 | 54,045 | |
| 16 | 共生・協働・自立推進事業 | 地域づくり団体やNPOが実施する地域活性化のための事業に対する補助を行う。 | 志布志市 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 15,000 | |
| 17 | 多様な民間主体の連携による観光推進事業 | 企業や地域活動団体等が実施する新しい観光メニューの開発、地元住民による観光ボランティアガイドの育成等の活動への助成。 | 都城市 | 150 | 300 | 200 | 200 | 200 | 1,050 | 定住自立圏基金 |
| 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の合計 | | | | 39,100 | 47,725 | 45,988 | 45,988 | 45,988 | 224,789 | |

| 総 合 計 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 6,839,187 | 3,119,200 | 1,569,975 | 1,528,886 | 1,213,458 | 14,270,706 |

資料編

1. 定住自立圏推進要綱

定住自立圏構想推進要綱

第1 趣旨

(1) 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

（3）定住自立圏の中心市と周辺市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、周辺市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、周辺市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、周辺地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と周辺市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

（4）高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の数値（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。
 - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

（1）中心市宣言の定義

中心市宣言は、周辺にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2）中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその周辺にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その周辺にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものと

する。

- ① 周辺にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び周辺にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、周辺にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の周辺にあつて、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

(3) 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

(4) 中心市宣言書の公表

中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域とし、それぞれを中心市又はその周辺にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

(1) 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その周辺にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であつて、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、周辺にある市町村であつて、定住自立圏形成協定を締結す

るものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその周辺にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその周辺にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその周辺にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその周辺にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその周辺にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ダイヤモンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a からe までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d a からc までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその周辺にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。

この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

①定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該

市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。

②定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその周辺にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の周辺にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6（1）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の周辺にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。

③連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。

④定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。

⑤定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。

⑥異なる分野における役割分担を行うため、周辺にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその周辺にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（5）定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその周辺にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

（１）定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村（以下「周辺市町村」という。）の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

（２）定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（３）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

（３）定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

①定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

②定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

③定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載にあたっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね５年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

（４）圏域共生ビジョン懇談会の構成員

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、

大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する周辺市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各周辺市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの周辺市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに周辺市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

第7 2つの市による中心市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4（4）の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4（2）④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定等又は第6（6）の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

周辺市町村は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6（6）の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該周辺市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

（1）都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等 都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるような調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

（2）総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び周辺市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその周辺にあつて当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則

第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

2. 中心市宣言書

都城市定住自立圏中心市宣言

－ 安心して暮らせる圏域を目指して －

右肩上がりの人口増加が終わりを迎え、長期的な人口減少社会に突入しました。また、少子高齢化はさらにその歩みを早めています。今後、私たちはこの少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくりを進めなければなりません。

また、グローバル化・高度情報化の進展や自由時間の増大、住民ニーズの多様化の中で、新しいライフスタイルを求める動きがみられる一方で、市町村合併や地方分権の推進、地域経済の低迷、都市と地方の格差拡大等、地方においては様々な課題を抱えています。

このような状況下において、都城市や周辺自治体も、ほとんどの自治体で人口が減少し、高齢化率は上昇しているという現状にあります。人口の減少は、少子化の影響もありますが、都市部への人口流出も大きな要因と考えられます。この人口流出も、少子高齢化と同様に、その対応が喫緊の課題といえます。

これらの課題を、歴史的・文化的・経済的に繋がり深い都城市と周辺自治体における共通の課題として認識するとともに、共に連携して解決する意思のある自治体と圏域を形成し、課題に立ち向かう必要があります。

いま、私たちは、ここに暮らす住民をしっかりと守り、そしてこのかけがえのない圏域を未来の世代に引き継ぐため、市町や県の垣根を越えて、圏域の知恵を結集し、創意と工夫により新たな取組みを行わなければなりません。

今日まで都城市は、「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、南九州地方の先導役を務めるという意識を持って市政を運営してきました。

都城市は、都市目標の理念に基づき、この圏域が住民にとって安心して暮らせるものとなるよう、圏域の中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

平成21年4月22日

都城市長 長峯 誠

集約とネットワーク

都城市は、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、さらに、国の重要港湾の指定を受け、中核国際港湾としての機能を有している志布志港と本市とを結ぶ、地域高規格道路「都城志布志道路」も一部供用開始となるなど、さらなる利便性の向上が期待されています。また、周辺自治体の多くの住民が利用する公共施設や救急医療施設など、圏域の中核的な役割を担う都市機能も有しております。

今後、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、この都市機能をさらに充実するとともに、圏域内の交流やネットワークを促進する施策を講じます。

■ 主な都市機能

| 分類 | 都市機能 | | 施設名等 | |
|----------|--------------------|--------------|---------------------------------|-------------------|
| 医療 | 救急医療 | 初期救急医療施設（夜間） | 都城救急医療センター | |
| | | 第二次救急医療施設 | 国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 他 10 施設 | |
| | 小児医療 （小児救急医療含む） | 初期救急医療施設（夜間） | 都城救急医療センター | |
| | | 第二次救急医療施設 | 国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 | |
| | 周産期医療 | 地域の中核医療機関 | 国立病院機構都城病院 藤元早鈴病院 | |
| | 災害医療 | 地域災害医療センター | 都城市郡医師会病院 | |
| | 疾病 | がん | 地域がん診察連携拠点病院 | 国立病院機構都城病院 |
| | | 脳卒中 | 急性期を担う中核的な | 都城市郡医師会病院 |
| | | 急性心筋梗塞 | 医療機関 | 藤元早鈴病院 |
| | 交通 | 高速道路 | | 九州縦貫自動車道宮崎線都城 I C |
| 地域高規格道路 | | | 都城志布志道路（建設中） | |
| 芸術 文化 | 文化ホール | | 都城市総合文化ホール | |
| | | | 都城市ウェルネス交流プラザ | |
| | 美術館 | | 都城市立美術館 | |
| | 図書館 | | 都城市立図書館 | |
| 商業 | 大型商業施設 | | 大規模小売店舗 40 店舗 | |
| 教育 | 高等教育機関 | 大学 | 南九州大学都城キャンパス(H21.4月開学) | |
| | | 高等専門学校 | 都城工業高等専門学校 | |
| | | 高等学校 | 県立高校 6 校、私立高校 2 校 | |
| | | 専修学校 | 都城看護専門学校 他 5 校 | |

■ 周辺自治体住民の利用状況

(1) 都城救急医療センター患者数（初期救急医療施設；夜間急患センター）

（単位：人）

| 年 度 | 宮崎県 | 鹿児島県 | | その他 | 都城市 |
|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| | 三股町 | 曾於市 | 志布志市 | | |
| H 1 7 | 1,546 | 1,934 | 359 | 1,039 | 10,663 |
| H 1 8 | 1,543 | 1,906 | 511 | 1,130 | 11,165 |
| H 1 9 | 1,629 | 1,990 | 629 | 1,371 | 11,777 |

※H17年度の志布志市は、松山町(H17.4月～H18.3月)と志布志町・有明町(H17.10月～H18.3月)の累計

(2) 救急車受入状況（都城市郡医師会病院；第二次救急医療施設）

（単位：人）

| 年 度 | 大隅・曾於地区管轄 (曾於・志布志市等) | | その他の管轄 | | 都城市管轄 (都城市・三股町) | |
|-----|-------------------------|------|--------|------|--------------------|------|
| | 入 院 | 外来扱い | 入 院 | 外来扱い | 入 院 | 外来扱い |
| | H 1 9 | 138 | 69 | 54 | 9 | 827 |

(3) 都城市総合文化ホール「MJ友の会」会員数

（単位：人）

| | 宮崎県 | 鹿児島県 | | その他 | 都城市 |
|-----|-----|------|------|-----|-------|
| | 三股町 | 曾於市 | 志布志市 | | |
| 会員数 | 82 | 39 | 5 | 50 | 1,051 |

【H21.2.19現在】

(4) 都城市立図書館利用登録者数

（単位：人）

| | 宮崎県北諸県郡三股町 | 鹿児島県曾於市 | 都城市 |
|------|------------|---------|--------|
| 登録者数 | 1,985 | 1,418 | 38,144 |

【H21.2.1現在】

(5) 保育所・保育園広域入所受託児童数

（単位：人）

| | 宮崎県 | 鹿児島県 | | その他 | 都城市 |
|-----|-----|------|------|-----|-------|
| | 三股町 | 曾於市 | 志布志市 | | |
| 児童数 | 115 | 80 | 2 | 21 | 5,093 |

【H21.2.1現在】

リーディングシティ

都城市は、これからの厳しい社会経済環境の中で、地域間競争に生き残るため、圏域の先導役として、周辺自治体と連携し、圏域の特性やポテンシャルを最大限に活かしながら、住民ニーズに応じた高次の行政サービスや施策を積極的に講じます。

特に、圏域に等しく安心安全を提供できる地域医療体制を構築するとともに、圏域内の交流やネットワークを強化するための必要な交通インフラの確保を共に連携して推進します。

■ 生活機能の強化のための取組み

◆ 医療

広域救急医療体制の整備・充実

現在も圏域の救急医療の中核的役割を果たしている都城救急医療センター（初期救急医療施設）及び都城市郡医師会病院（第二次救急医療施設）の移転・充実を視野に入れ、圏域の医療機関相互の連携やICTを活用した広域医療の充実を図るなど、圏域住民の安心安全を確保するため、広域救急医療体制の整備・充実を目指す。

併せて今日の圏域全体の医師不足に対応するとともに、より高度な医療を提供するため、圏域で連携して地域医療を担う人材の確保などを目指す。

■ 結びつきやネットワークの強化のための取組み

◆ 道路等の交通インフラの整備

地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進

都城志布志道路は、圏域内の結びつきやネットワークの強化、さらに定住自立圏構想実現のための重要な交通インフラであり、圏域で連携して国や宮崎県・鹿児島県に対し、今まで以上に早期完成を働きかける。

■ 圏域マネジメント能力の強化のための取組み

- ◆ 宣言中心市等における人材の育成
- ◆ 圏域内市町村の職員等の交流
- ◆ その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携

広域連携

都城市は、共通の課題に対し、連携して解決する意思のある周辺自治体と共に圏域を形成し、民間団体などを含め、今まで以上に相互連携を図りながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、住民が安心して暮らせる圏域を目指します。

■ 都城市と連携する意思を有する自治体及び都城市に対する通勤通学割合が 0.1 以上の自治体

資料：H17 国勢調査

| 自治体名 | 常住就業者・通学者数(人) | | 都城市で就業・通学者数(人) | 通勤通学割合 d=c/(a-b) |
|------------|---------------|---------------|----------------|---------------------|
| | (15歳以上) a | うち自宅従業者数 b | | |
| 宮崎県北諸県郡三股町 | 13,084 | 1,780 | 6,791 | 0.60 |
| 鹿児島県曾於市 | 22,875 | 6,950 | 3,750 | 0.24 |
| 鹿児島県志布志市 | 18,732 | 5,058 | 268 | 0.02 |

(注) なお、上記のほか、宮崎県西諸県郡高原町が、定住自立圏構想推進要綱に規定する「通勤通学割合 0.1 以上」に該当している。(高原町；0.15)

3. 定住自立圏形成協定

都城市と三股町、曾於市、志布志市との定住自立圏形成協定の内容は次のとおりである。

都城市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携して、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的事項）

第3条 《本編第6章に記載のとおり》

（連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲、乙協議の上別に定めるものとする。

（規定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の決定）

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

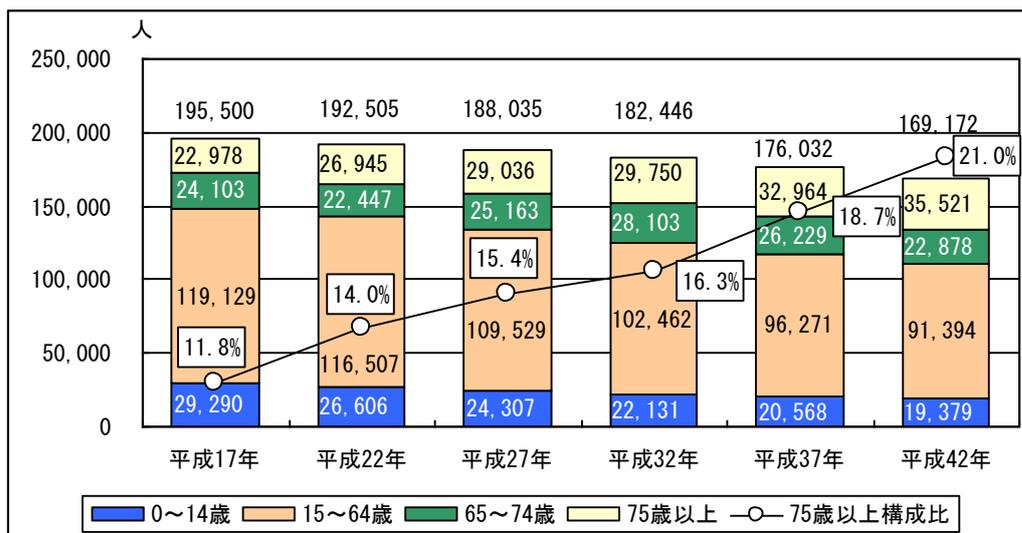
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

4. 生活機能（医療）の強化に関する政策分野関連資料

1 圏域の現状

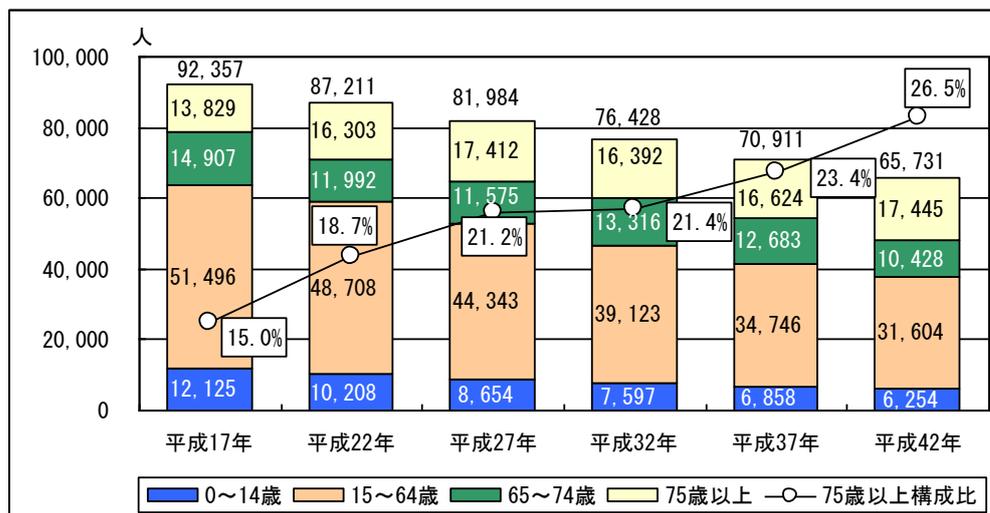
□将来推計人口の推移

【図表 都城北諸県医療圏の4階級年齢別将来推計人口】



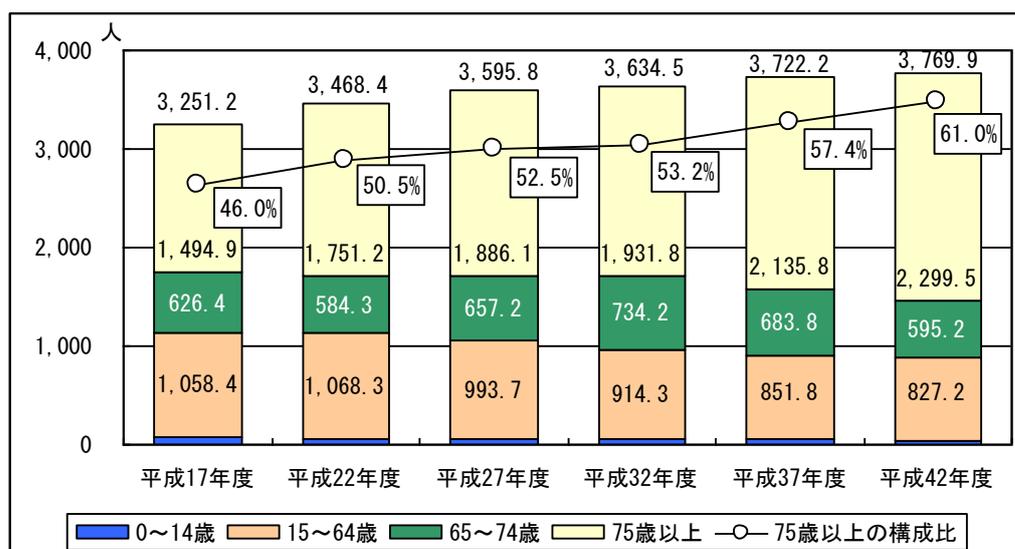
出典：人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

【図表 曾於保健医療圏の4階級年齢別将来推計人口】



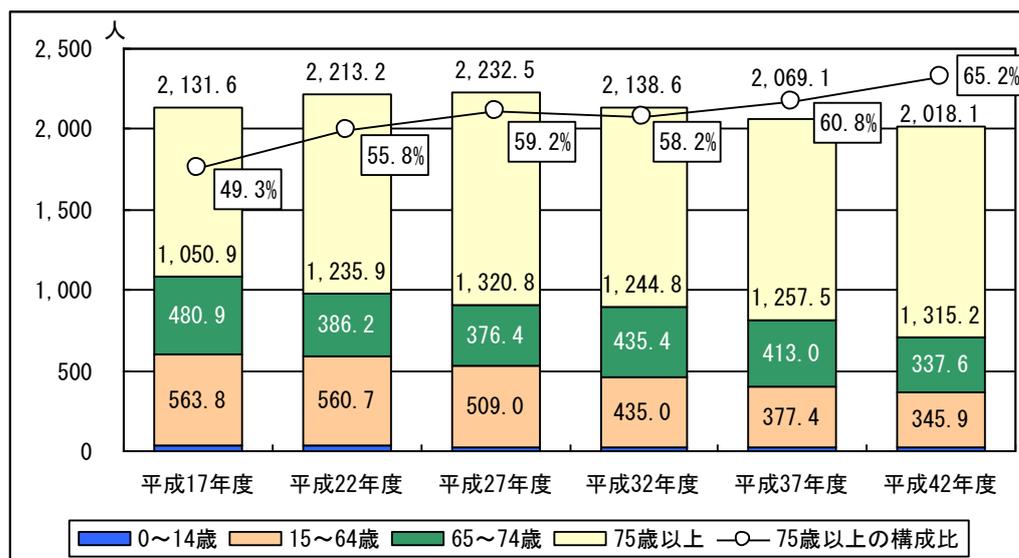
出典：人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

【図表 都城北諸県医療圏の4階級年齢別将来推計入院患者数】



出典：人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」、厚生労働省調査（平成17年）

【図表 曾於保健医療圏の4階級年齢別将来推計入院患者数】



出典：人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」、厚生労働省調査（平成17年）

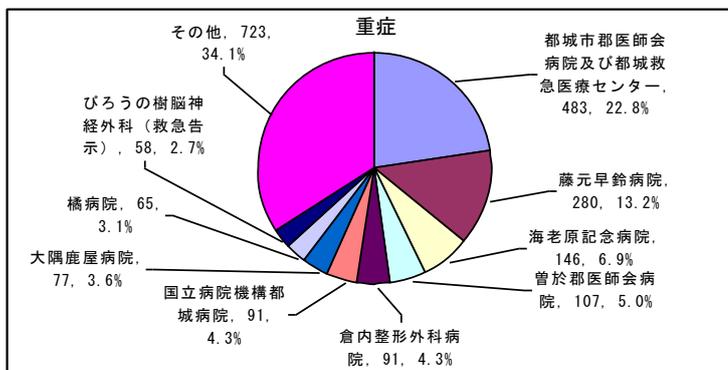
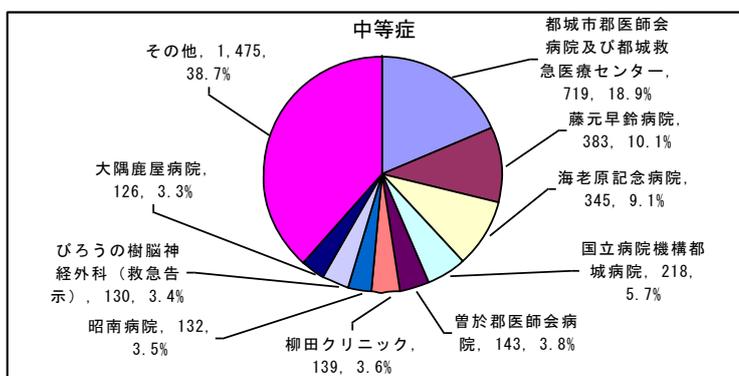
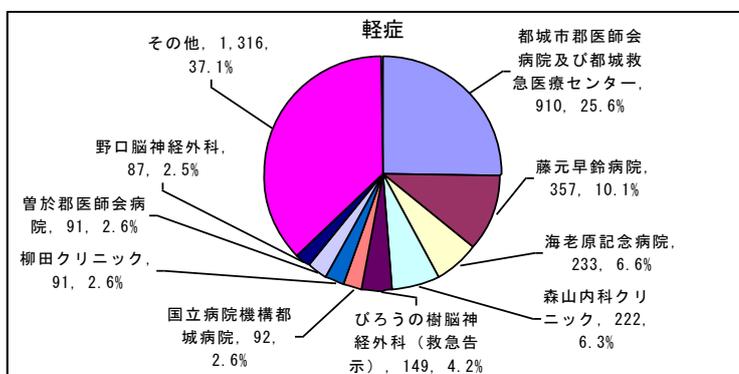
□救急搬送患者動態

【図表 平成 18～20 年の各医療機関の救急患者数の割合】

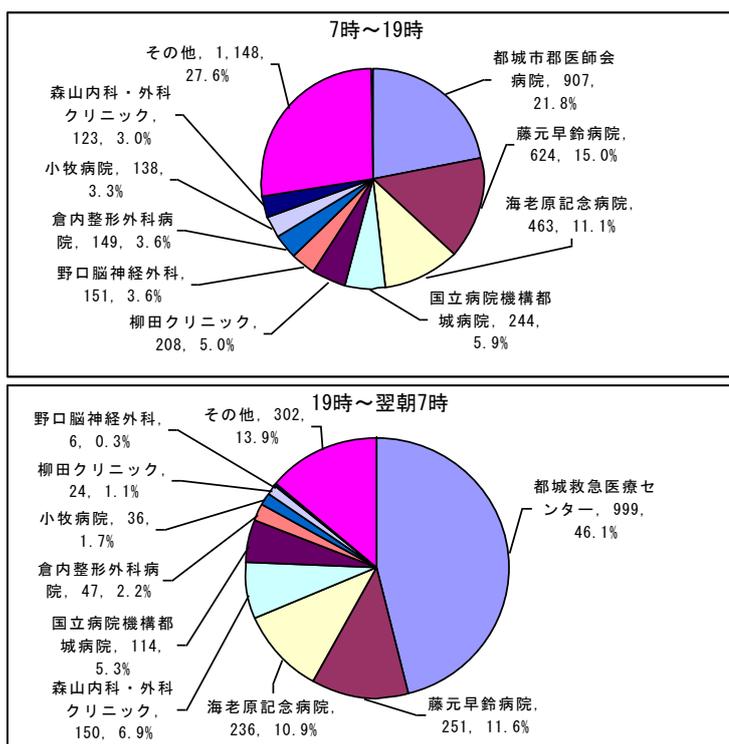
| | 平成18年 (割合) | 平成19年 (割合) | 平成20年 (割合) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 都城救急医療センター | 11.6% | 12.8% | 12.5% |
| 藤元早鈴病院 | 10.8% | 9.8% | 10.7% |
| 都城市郡医師会病院 | 12.0% | 11.3% | 10.2% |
| 海老原記念病院外傷救急センター | 0.0% | 4.5% | 7.6% |
| 独立行政法人国立病院機構都城病院 | 7.1% | 5.1% | 4.2% |
| 曾於郡医師会立病院 | 4.4% | 4.1% | 3.6% |
| びろうの樹脳神経外科（救急告示） | 1.5% | 3.5% | 3.5% |
| 森山内科・外科クリニック | 4.0% | 3.1% | 3.4% |
| 昭南病院 | 4.2% | 3.6% | 2.9% |
| 大隅鹿屋病院 | 2.7% | 2.4% | 2.8% |
| その他 | 41.8% | 39.9% | 38.6% |

出典：都城市消防局、大隅曾於地区消防組合 「消防データ」

【図表 平成 20 年の各医療機関の重症度別救急患者数】

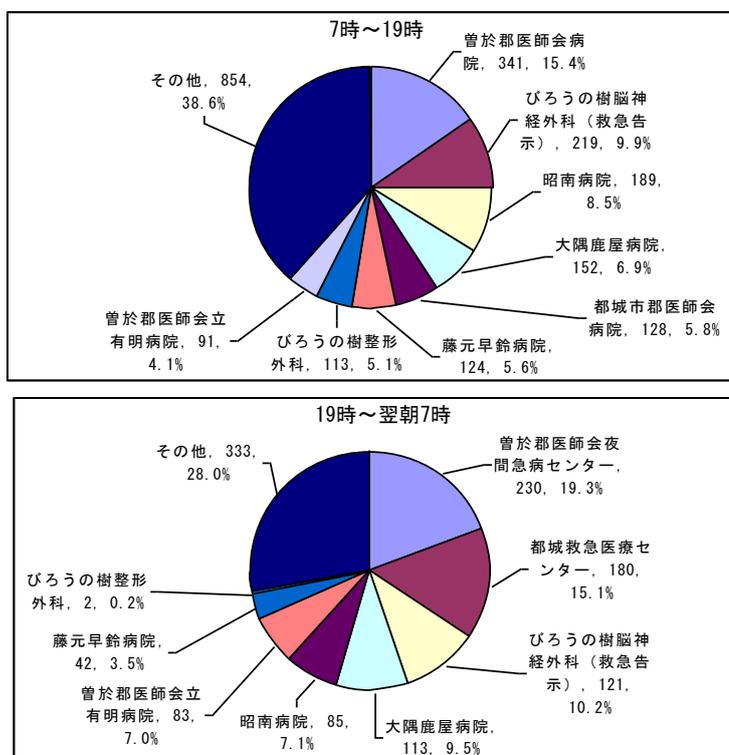


【図表 都城北諸県医療圏の医療機関別・時間帯別救急搬送者数】



出典：都城市消防局 「消防データ」

【図表 曾於保健医療圏の医療機関別・時間帯別救急搬送者数】

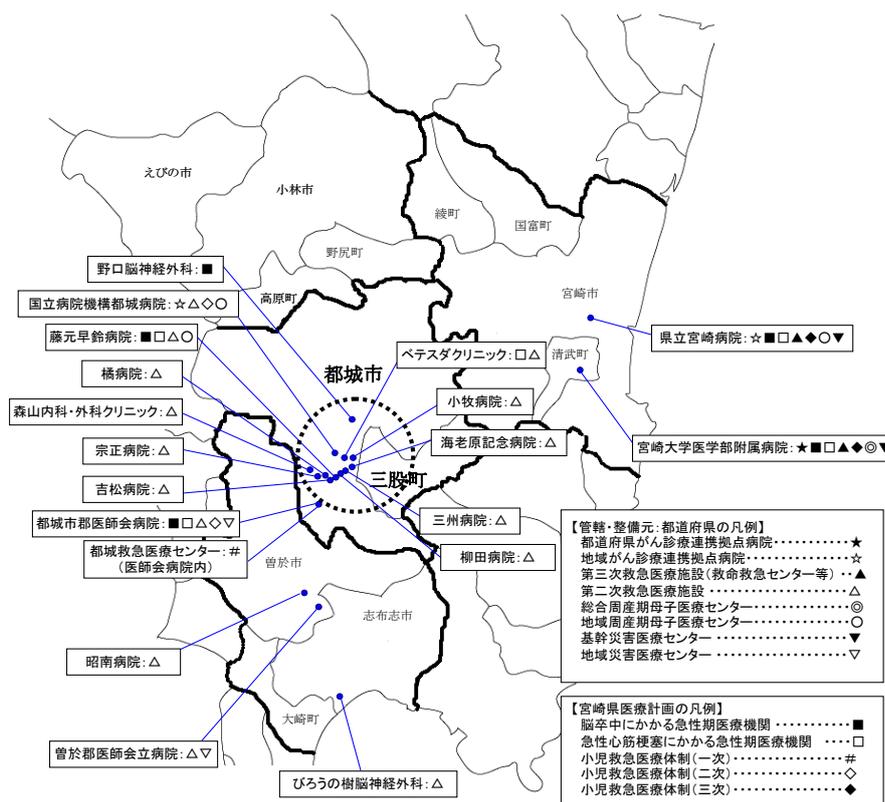


出典：大隅曾於地区消防組合 「消防データ」

□ 病院稼働状況（凡例該当施設のみ）

- ・ 都城北諸県医療圏の4疾病5事業に係る病院、曾於保健医療圏の救急告示病院を挙げた。
 （4疾病とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病であり、5事業とは、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）

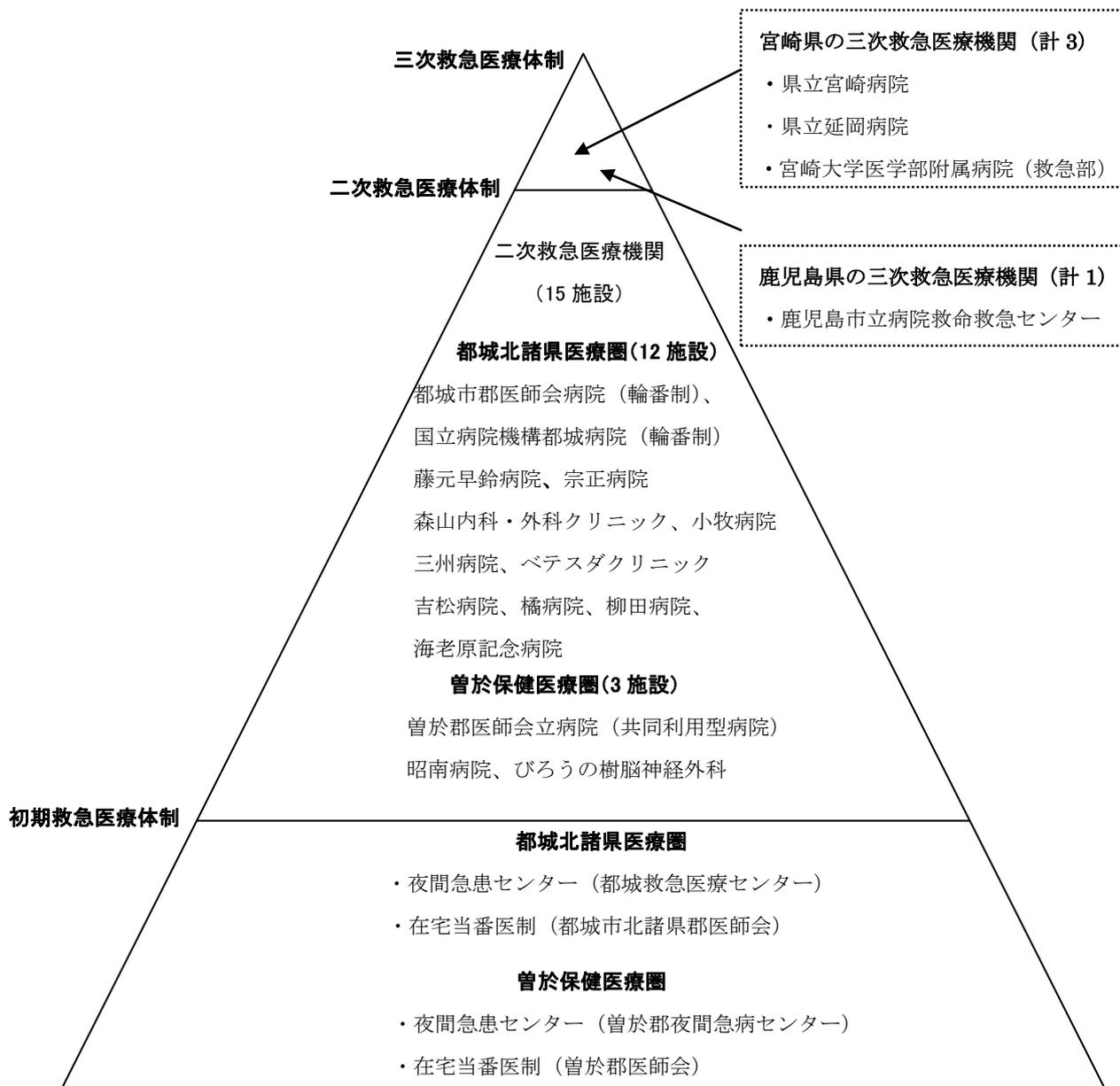
【図表 3市1町の病院マップ】



□ 救急医療体制

都城北諸県医療圏、曾於保健医療圏には初期から 2 次までの救急医療体制が整備されている。3 次救急医療については県立病院・大学病院等が対応している。

【図表 救急医療提供体制の構造】



出典：医事日報 「2009 年版 九州・沖縄病院情報」

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成 20 年 3 月

□ 小児救急医療体制

【図表 都城北諸県及び西諸医療圏、曾於保健医療圏の小児救急医療体制】

| 医療圏 | 初期 | | | 二次 | 三次 |
|----------|----|------------|----|-------------------------|-----------------------|
| | 休日 | 準夜 | 深夜 | | |
| 都城北諸県医療圏 | △ | 都城救急医療センター | | 国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 | 宮崎大学医学部附属病院 県立宮崎病院 |

注) 準夜帯は、概ね19時から23時、深夜帯は概ね23時から翌日の7時である。

初期休日の欄の△は、在宅当番医で、小児科医のほか他科の医師も含めて対応していることを示している。

| 医療圏 | 一般小児医療 | 入院医療 | 地域の拠点病院 | 3次 |
|---------|--------|------|--|---|
| 曾於保健医療圏 | 4診療所 | — | 県民健康プラザ鹿屋医療センター 国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 | 鹿児島大学病院 鹿児島市立病院 宮崎大学医学部附属病院 県立宮崎病院 |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成20年3月

□ 周産期救急医療体制

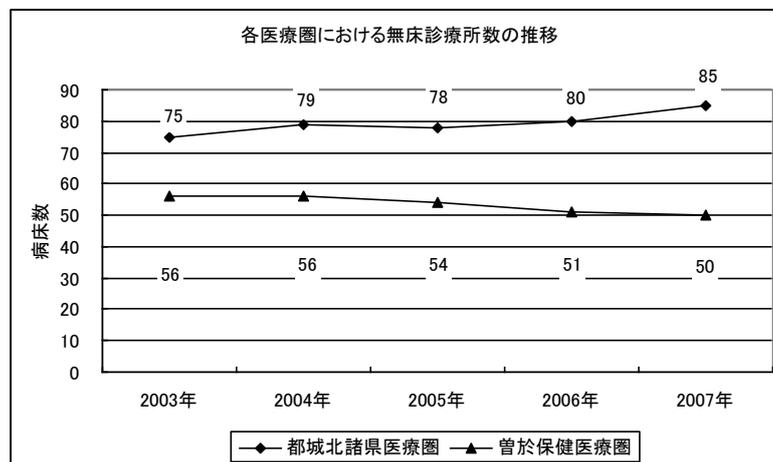
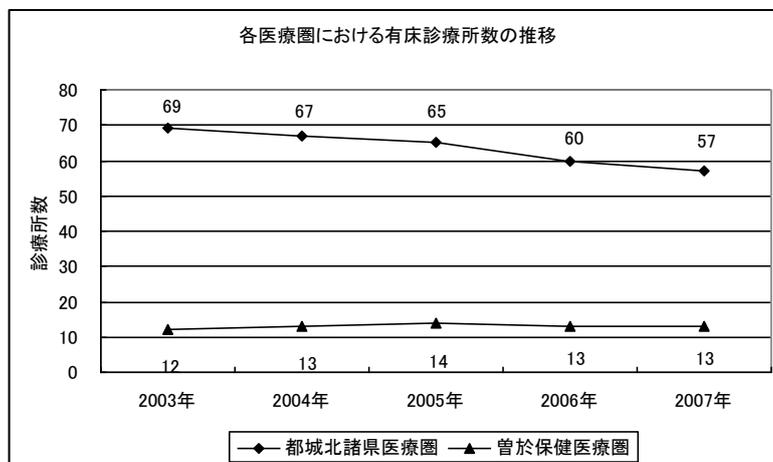
【図表 周産期救急医療】

| 医療圏 | 周産期医療圏 | 地域周産期母子医療センター | 総合周産期母子医療センター |
|----------|--------|------------------|---------------|
| 都城北諸県医療圏 | 県西地区 | 国立都城病院 藤元早鈴病院 | 宮崎大学医学部附属病院 |
| 曾於保健医療圏 | — | 県民健康プラザ鹿屋医療センター | 鹿児島市立病院 |

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成20年3月

□ 診療所の近況

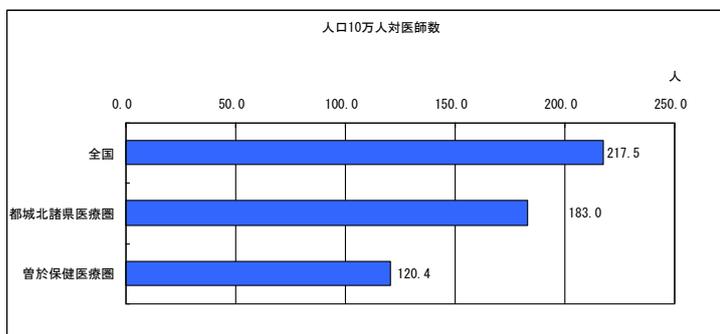
【図表 診療所の推移】



□ 人員体制（医師・看護師）

a. 医師数

【図表 都城市等の人口10万人対医師数】



出典：宮崎県 医療計画 平成20年3月

出典：曾於保健医療圏地域医療連携計画 平成21年3月

b. 診療科別医師数

【図表 都城市等の人口10万人対診療科別医師数】

| | 全国 | 都城北諸県医療圏 ① | 曾於保健医療圏 ② | ①+② |
|-------|------|------------|-----------|------|
| 内科 | 55.2 | 45.7 | 51.1 | 47.4 |
| 呼吸器科 | 3.1 | 2.1 | - | 1.4 |
| 消化器科 | 8.4 | 6.8 | 7.9 | 7.1 |
| 循環器科 | 7.4 | 10.4 | 4.5 | 8.6 |
| 小児科 | 11.5 | 7.8 | 4.5 | 6.8 |
| 精神科 | 9.8 | 18.2 | 6.8 | 14.6 |
| 外科 | 16.9 | 20.8 | 12.5 | 18.2 |
| 整形外科 | 14.8 | 12.5 | 7.9 | 11.0 |
| 脳神経外科 | 4.9 | 6.2 | 5.7 | 6.1 |
| 心臓血管 | 2.0 | 0.5 | - | 0.4 |
| 産婦人科 | 7.5 | 7.3 | 2.3 | 5.7 |
| 産科 | 0.4 | 1.0 | - | 0.7 |
| 婦人科 | 1.3 | 0.5 | 1.1 | 0.7 |
| 泌尿器科 | 4.8 | 5.7 | 1.1 | 4.3 |

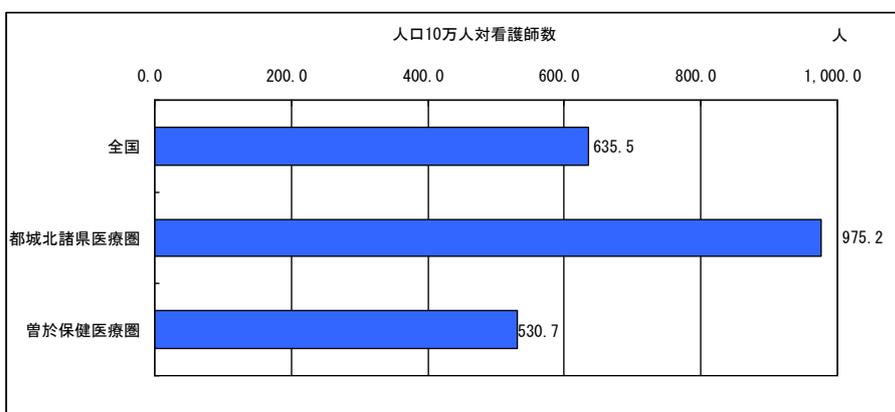
出典：厚生労働省 統計データ 「平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査」

出典：宮崎県 医療計画、鹿児島県 保健医療計画 平成20年3月

出典：宮崎県及び鹿児島県 HP 市町村別人口（平成21年4月1日現在）

c. 看護師数

【図表 都城市等の人口10万人対看護師数】



出典：宮崎県 医療計画 平成20年3月

出典：曾於保健医療圏地域医療連携計画 平成21年3月

□ 情報システムの導入状況

【図表 情報システムの導入状況】

| 情報システム導入状況 | 電子カルテ | オーダリング | PACS | RIS | 3D画像システム | 動画像ネットワークシステム |
|------------|-------|--------|------|------|----------|---------------|
| 都城北諸医療圏 | 0.0% | 10.3% | 6.9% | 0.0% | 20.7% | 0.0% |
| 曾於保健医療圏 | 0.0% | 0.0% | 9.1% | 9.1% | 9.1% | 0.0% |

出典：電子カルテ&PACS 白書（2007-2008）

□ 高額医療機器の導入状況

【図表 人口10万人対高額医療機器設置台数（検査機器類）】

| 人口10万対高額医療機器設置台数 | MRI | PET・PET-CT | SPECT | マルチスライスCT | アンギオCT | マンモグラフィ |
|------------------|------|------------|-------|-----------|--------|---------|
| 全国 | 4.70 | 0.31 | 1.29 | 4.62 | 0.13 | 3.35 |
| 都城北諸医療圏 | 5.69 | 1.03 | 1.55 | 3.62 | 0.52 | 2.07 |
| 曾於保健医療圏 | 2.25 | 0.00 | 1.12 | 2.25 | 0.00 | 2.25 |

出典：月刊新医療（2008年度-2009年度）

【図表 人口10万人対高額医療機器設置台数（治療機器類）】

| 人口10万対高額医療機器設置台数 | ESWL | 定位脳放射線治療システム | 放射線治療計画システム | リニアック・マイクロトロン | ガンマナイフ | サイクロトロン | 小線源治療装置 |
|------------------|------|--------------|-------------|---------------|--------|---------|---------|
| 全国 | 0.72 | 0.21 | 0.98 | 0.73 | 0.04 | 0.12 | 0.19 |
| 都城北諸医療圏 | 1.03 | 0.52 | 1.03 | 1.03 | 0.52 | 0.52 | 0.00 |
| 曾於保健医療圏 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

出典：月刊新医療（2008年度-2009年度）

□ 災害医療の状況

a. 災害拠点病院

- ・ 災害拠点病院の設置目的は、①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、③自己完結型の医療救護チームの派遣機能、④地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保することにより、地域災害医療センターの整備基準としては、以下のものが必要になる。

<施設>

- ・ 病棟、救急診療に必要な診療棟、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
- ・ 診療に必要な施設は耐震構想であること。
- ・ 電気等の生活必需基盤の維持機能
- ・ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

<診療設備等>

- ・ 広域災害・救急医療情報システムの端末
- ・ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため必要な診療設備
- ・ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- ・ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

b. 災害人員体制

- 宮崎県、鹿児島県ともに医療計画において DMAT の整備が求められており、宮崎県には平成 19 年度現在 4 チームあるが、鹿児島県にはない。

【図表 宮崎県内の DMAT 数と宮崎県医療計画における目標値】

| 項目 | 現状 (H19 年度) | 目標値 (H24 年度) |
|----------------------|-------------|--------------|
| 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成確保 | 4 チーム | 7 チーム |

出典：宮崎県医療計画

c. 感染症医療体制

- 都城市新型インフルエンザ対策行動計画（案）では、新型インフルエンザ対策として、危機管理体制、サーベイランスへの協力、感染防止対策、医療体制（検査体制）への協力、市民等への情報提供、社会・経済機能の維持等の実施すべき対応策の 6 つを推進する。

※サーベイランス：見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」に基づき、定期的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院である。二類感染症：鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、結核等。

【図表 第二種感染症指定医療機関】

| | 第二種感染症指定医療機関 | 感染症病床数 |
|-----|--------------|--------|
| 都城市 | 藤元早鈴病院 | 4 床 |
| 曾於市 | 曾於郡医師会立病院 | 2 床 |

出典：厚生労働省 HP 「健康：結核・感染症に関する情報」

□広域救急搬送

a. 救急救命士数

【図表 救急救命士数】

| 消防本部 | 人数 |
|------------|-------|
| 都城市消防局 | 18.2名 |
| 大隅曾於地区消防組合 | 30.6名 |
| 全国平均 | 17.1名 |

出典：都城市受領資料、平成20年版消防白書

出典：総務省 統計局・政策統括官（統計基準担当）・統計研修所 人口推計月報 平成21年4月1日現在

出典：宮崎県及び鹿児島県 HP 市町村別人口（平成21年4月1日現在）

b. 消防拠点数・救急車数の状況

【図表 消防拠点数・救急車数】

| 消防本部 | 拠点数 | 救急自動車台数 |
|------------|-------|-----------------|
| 都城市消防局 | 2.1拠点 | 3.6台 (1台非常用) |
| 大隅曾於地区消防組合 | 3.4拠点 | 6.8台 (1台非常用) |
| 全国平均 | 3.8拠点 | 4.6台 |

出典：都城市受領資料、平成20年版消防白書

出典：総務省 統計局・政策統括官（統計基準担当）・統計研修所 人口推計月報 平成21年4月1日現在

出典：宮崎県及び鹿児島県 HP 市町村別人口（平成21年4月1日現在）

c. 現場到着時間・収容時間

【図表 平均現着所要時間】

| 消防本部 | 平均時間（分） | | |
|----------------|---------|------|-------|
| | 到着 | 収容 | 収容-到着 |
| 都城市消防局 | 9.6 | 37.2 | 27.6 |
| 西諸広域行政事務組合消防本部 | 6.7 | 29.9 | 23.2 |
| 大隅曾於地区消防組合 | 9.8 | 41.0 | 31.2 |
| 全国 | 7.0 | 34.4 | 27.4 |

出典：都城市消防局、西諸広域消防、大隅曾於地区消防組合 「消防データ」

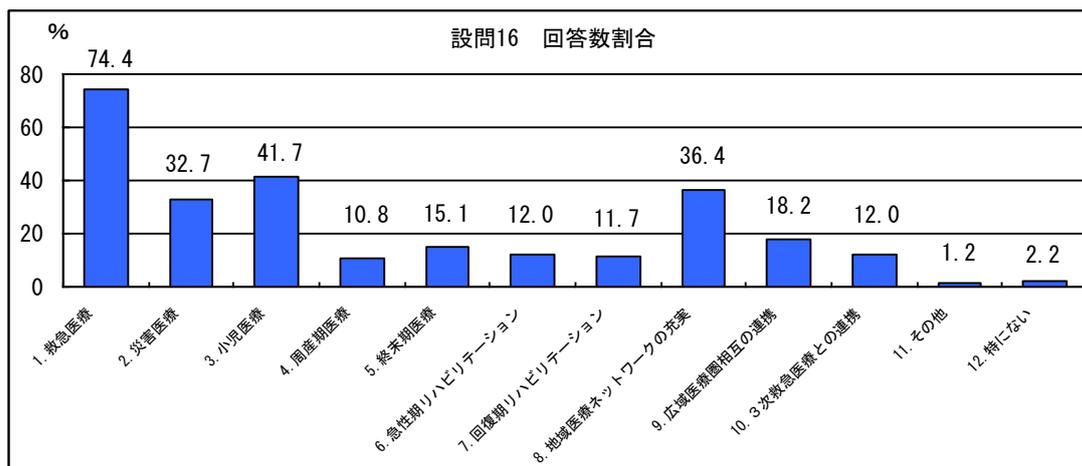
2 アンケート結果

□医療従事者の意向

平成21年8月、医師会病院、救急センター、都城健康サービスセンター（以下、健康センター）にて医療従事者を対象にアンケート調査を実施した。回収数は329件である。

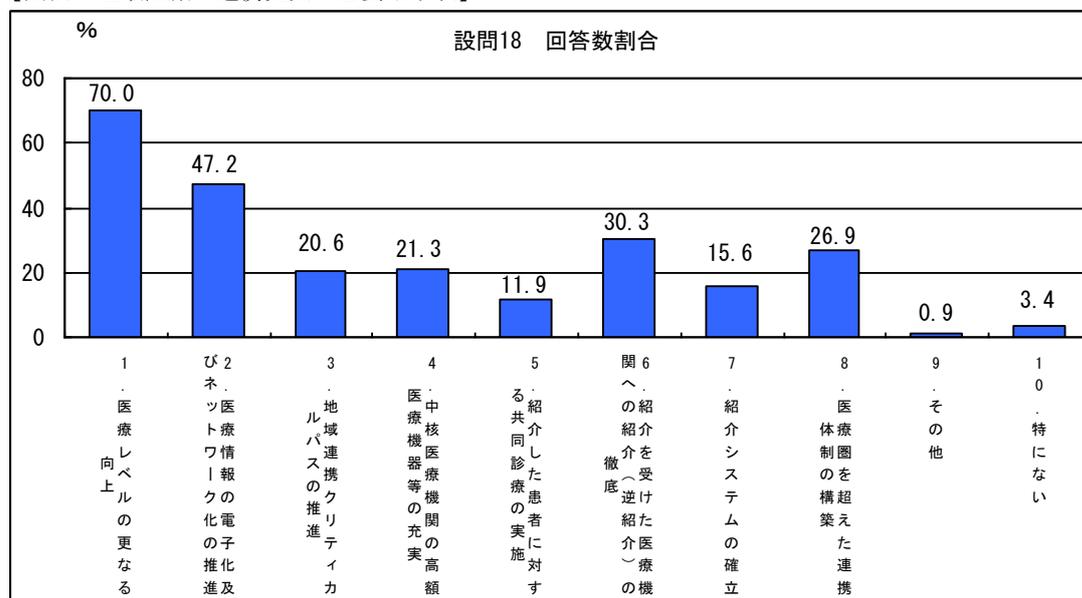
a. 都城北諸県医療圏で充実すべき医療体制について

【図表 都城北諸県医療圏で充実すべき医療体制】



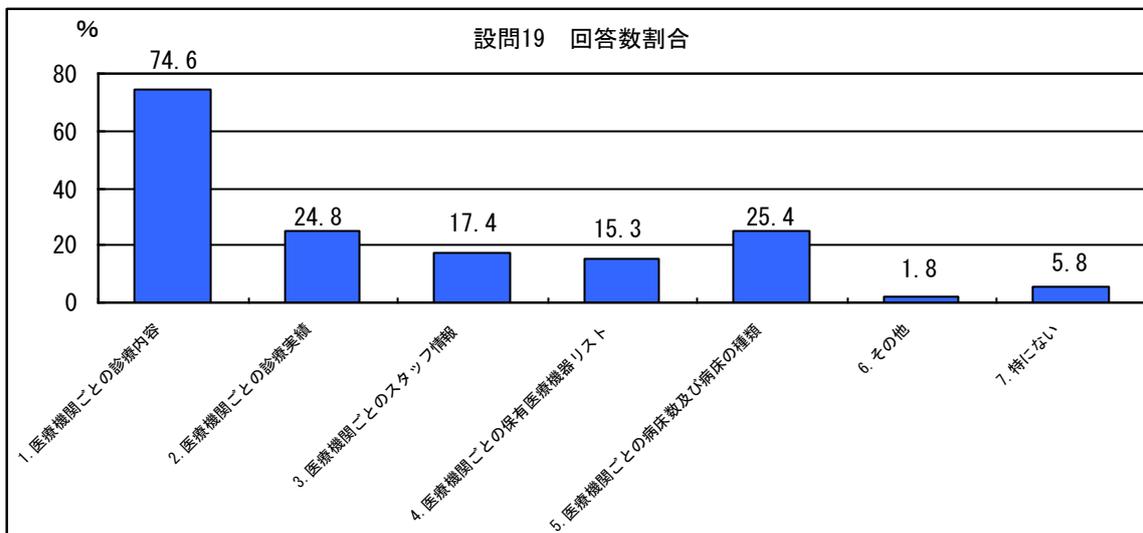
b. 地域医療の連携充実に必要な事項について

【図表 地域医療の連携充実に必要な事項】



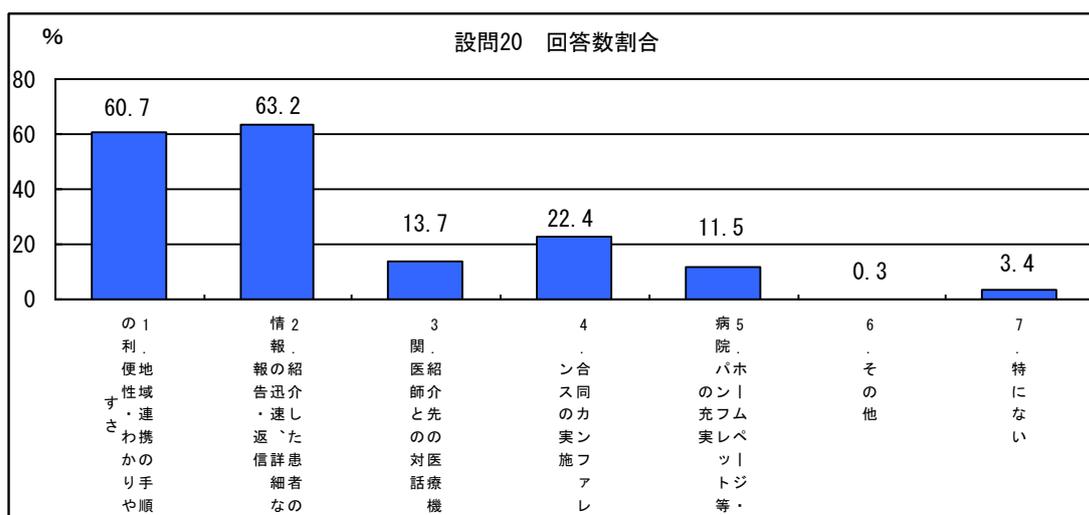
c. 連携時の他医療機関の情報として欲しいものについて

【図表 連携時の他医療機関の情報として欲しいもの】



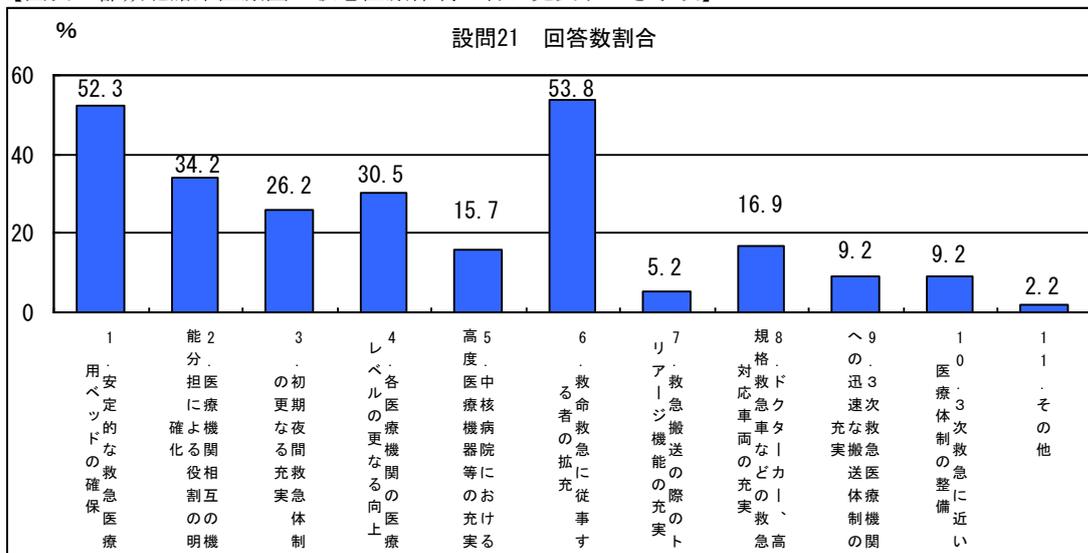
d. 地域医療の連携における手続きや広報で必要な事項について

【図表 地域医療の連携における手続きや広報で必要な事項】



e. 都城北諸県医療圏の救急医療体制で特に充実すべき事項について

【図表 都城北諸県医療圏の救急医療体制で特に充実すべき事項】

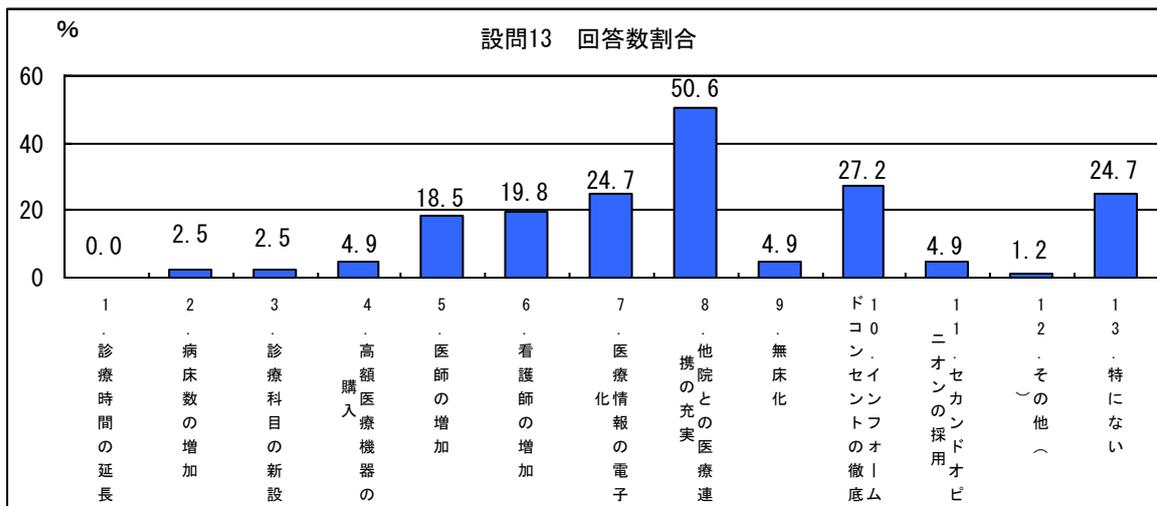


□ 地域医療連携機関の意向

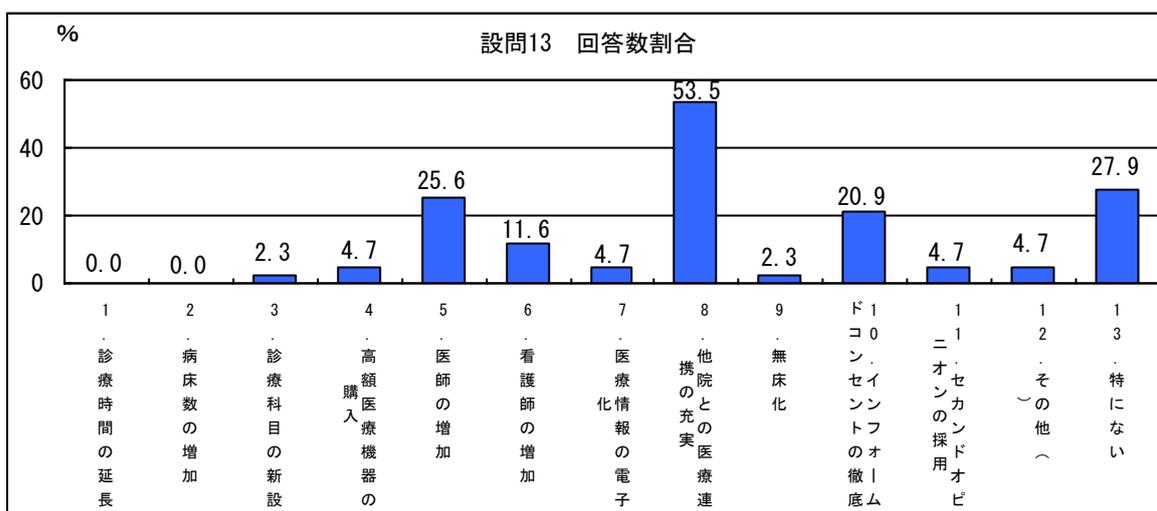
地域医療連携機関のアンケートはA（対象地域：都城北諸県医療圏）、B（西諸医療圏、曾於保健医療圏）の2つがある。A、Bの違いとして、Aは都城北諸県医療圏の救急体制等の設問が2つ追加されている。A、Bは平成21年8～9月に実施し、回収数は、Aが81件、Bが45件である。

a. 今後、積極的に取り組むものについて

【図表 今後、積極的に取り組むもの（アンケートA）】

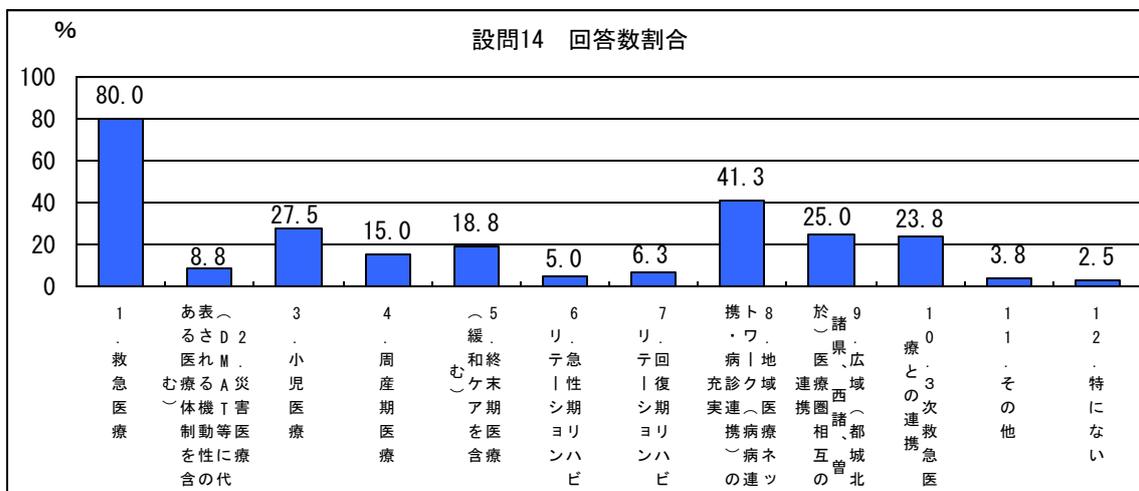


【図表 今後、積極的に取り組むもの（アンケートB）】

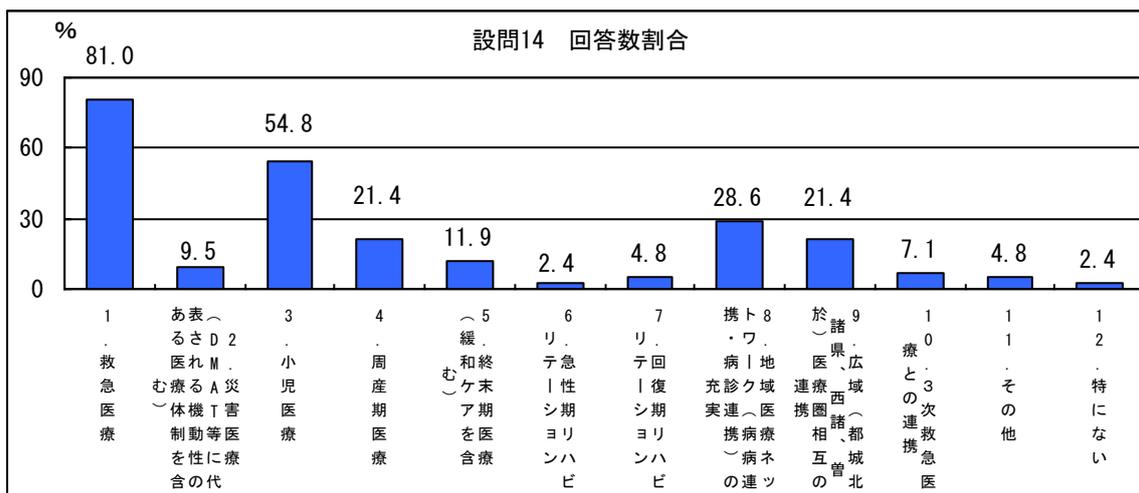


b. 当該医療圏で特に充実すべき医療体制について

【図表 当該医療圏で特に充実すべき医療体制（アンケートA）】

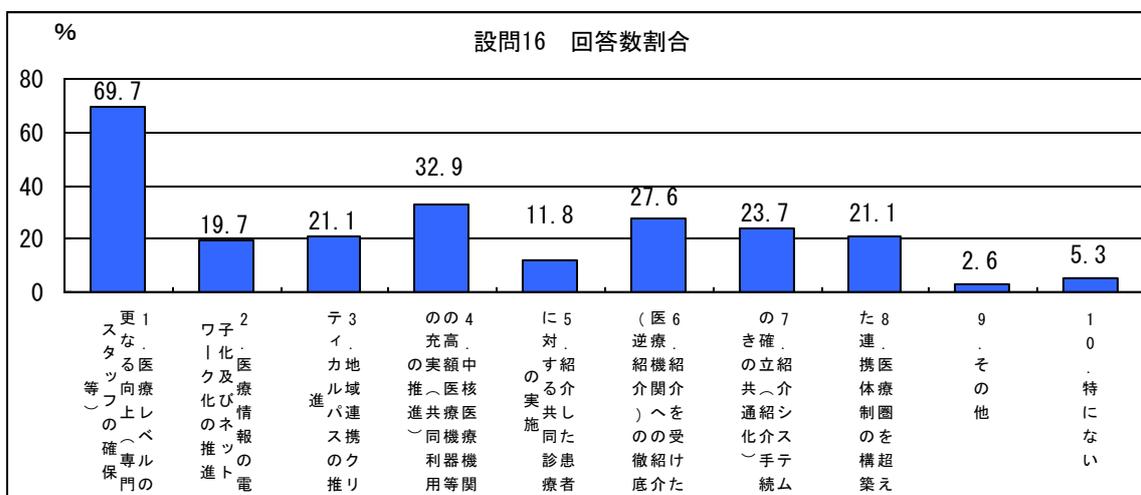


【図表 当該医療圏で特に充実すべき医療体制（アンケートB）】

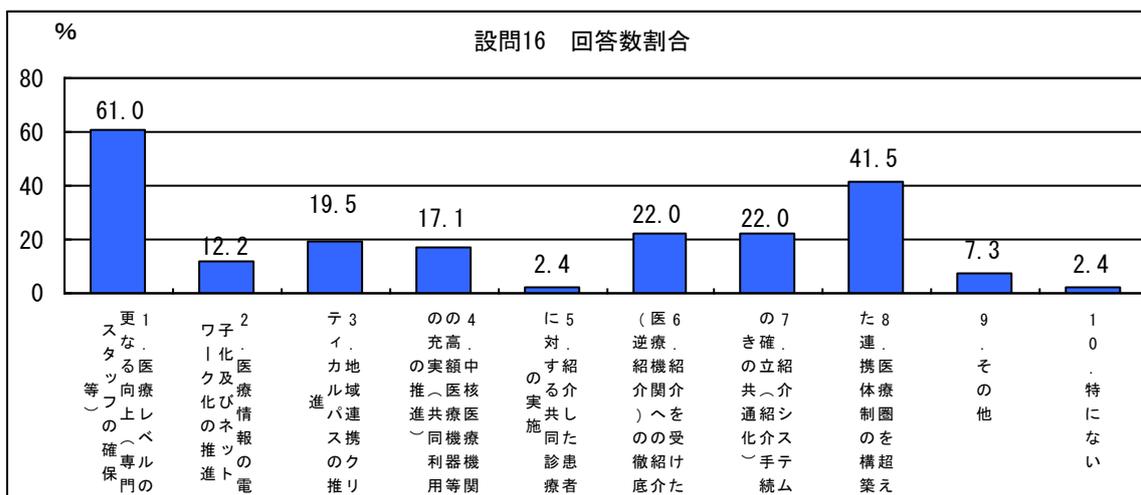


c. 地域医療の連携機能を充実するために必要なことについて

【図表 地域医療の連携機能を充実するために必要なこと（アンケートA）】

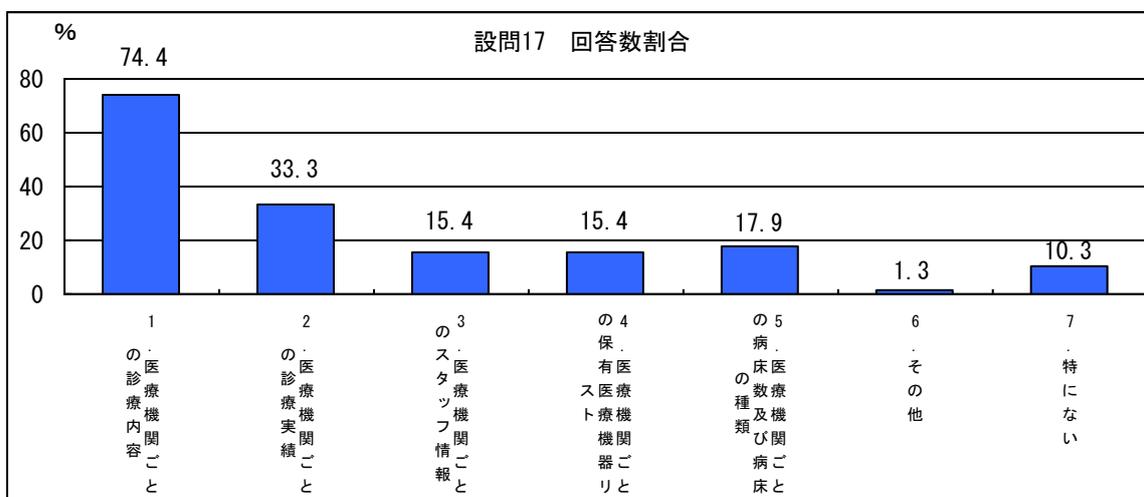


【図表 地域医療の連携機能を充実するために必要なこと（アンケートB）】

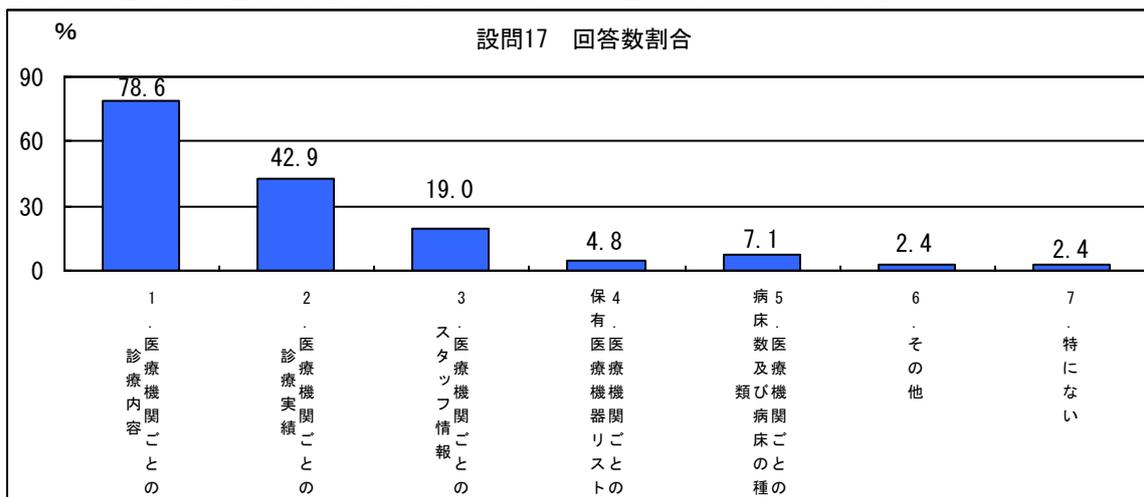


d. 連携時の他医療機関の情報として欲しいものについて

【図表 連携時の他医療機関の情報として欲しいもの（アンケートA）】

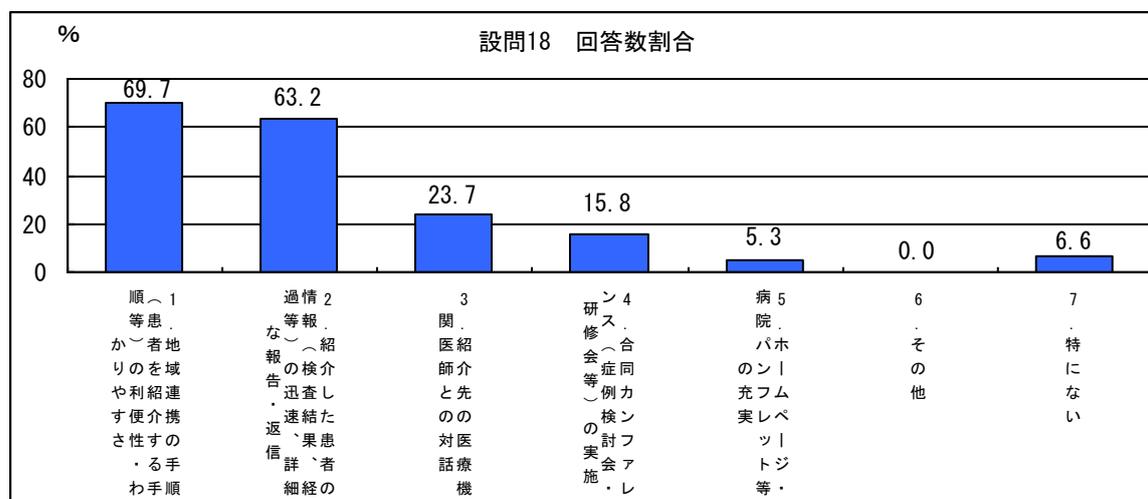


【図表 連携時の他医療機関の情報として欲しいもの（アンケートB）】

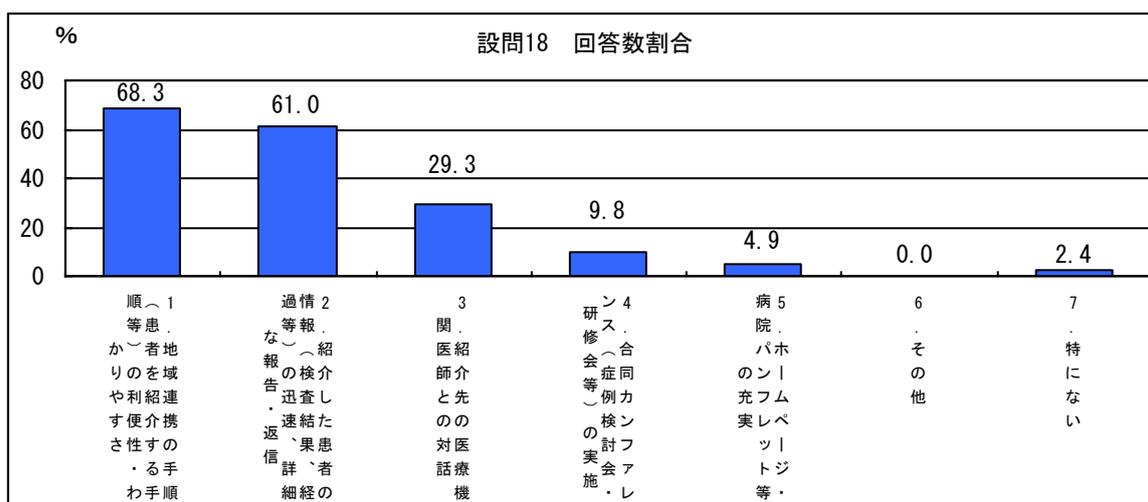


e. 連携時の手続きや広報で必要なものについて

【図表 連携時の手続きや広報で必要なもの（アンケート A）】

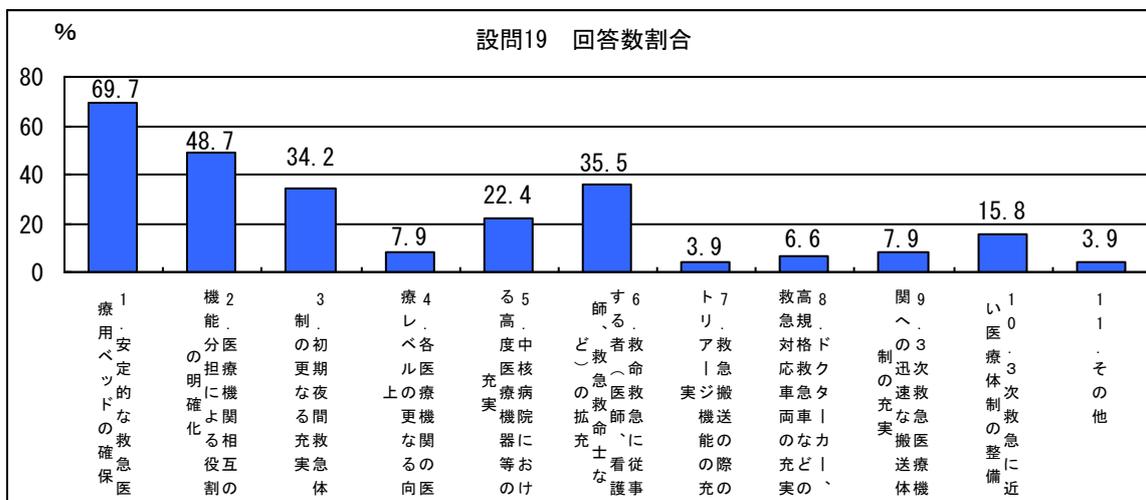


【図表 連携時の手続きや広報で必要なもの（アンケート B）】

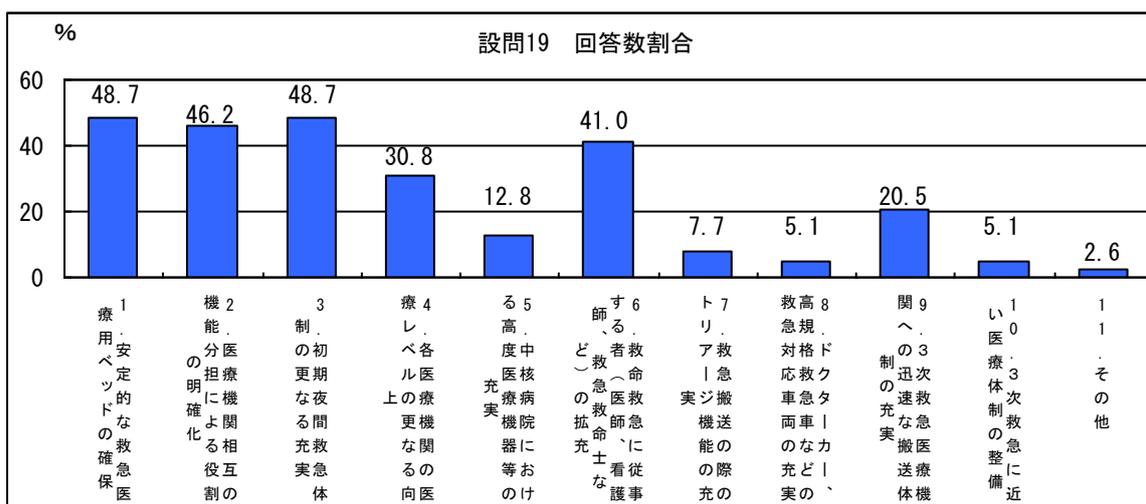


f. 当該医療圏の救急医療体制で充実すべきことについて

【図表 当該医療圏の救急医療体制で充実すべきこと（アンケートA）】



【図表 当該医療圏の救急医療体制で充実すべきこと（アンケートB）】

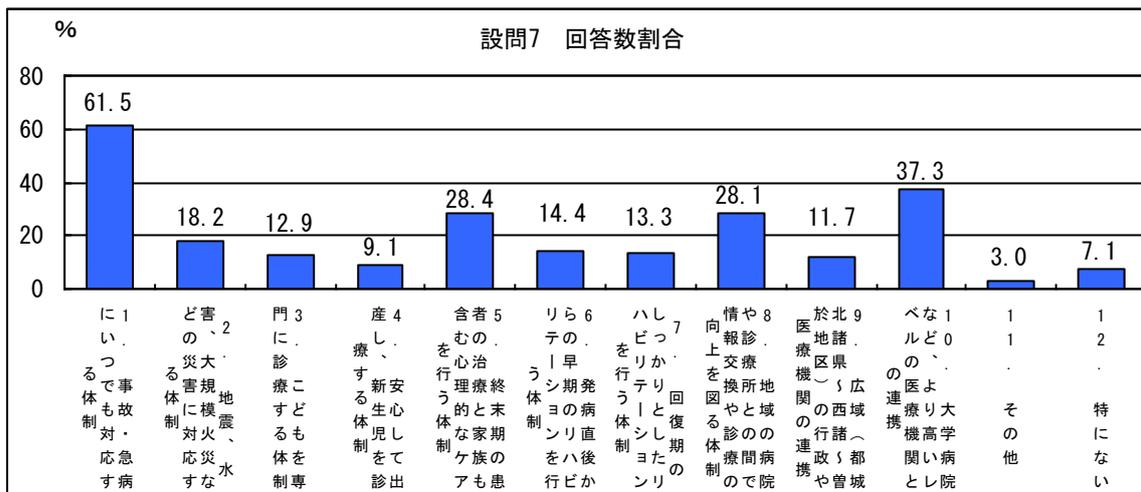


□ 地域住民の意向

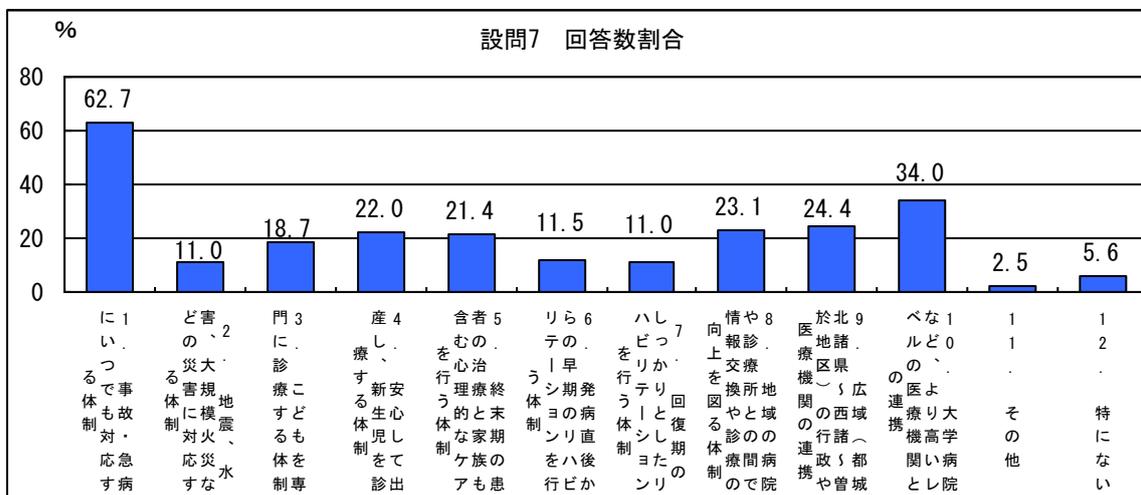
地域住民のアンケートはA（対象地域：都城北諸県医療圏）、B（西諸医療圏、曾於保健医療圏）の2つがある。A、Bの違いとして、Aは都城救急医療センターについての設問が4つ追加されている。A、Bは平成21年10月に実施し、回収数は、Aが894件、Bが770件である。

a. 特に充実すべき医療体制について

【図表 特に充実すべき医療体制（アンケートA）】

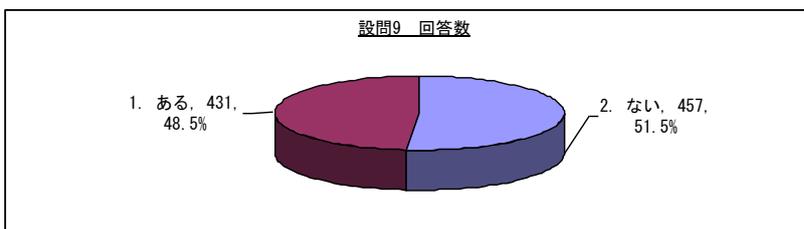


【図表 特に充実すべき医療体制（アンケートB）】

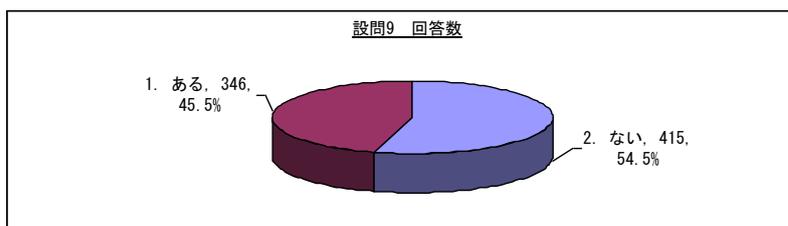


b. 夜間に急病で困ったことについて

【図表 夜間に急病で困ったこと（アンケート A）】

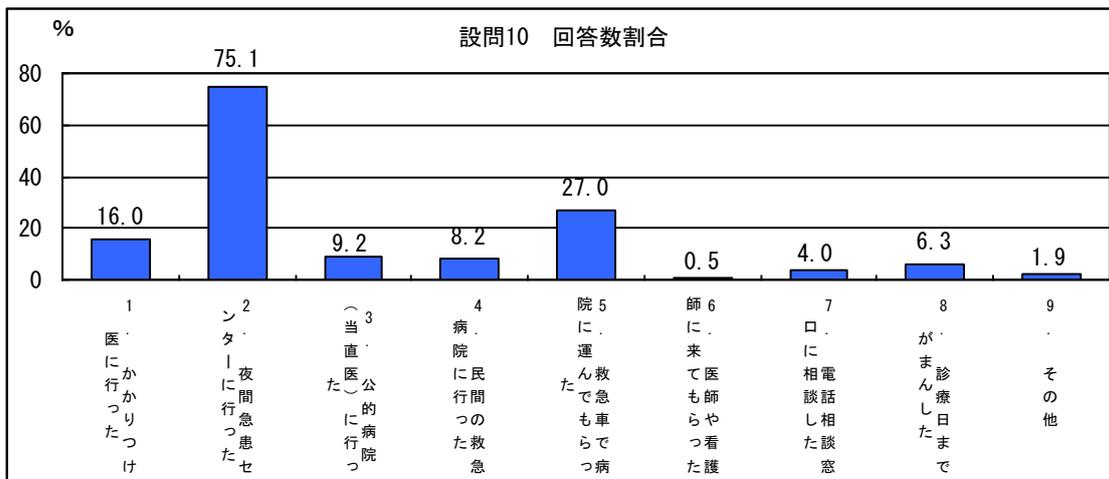


【図表 夜間に急病で困ったこと（アンケート B）】

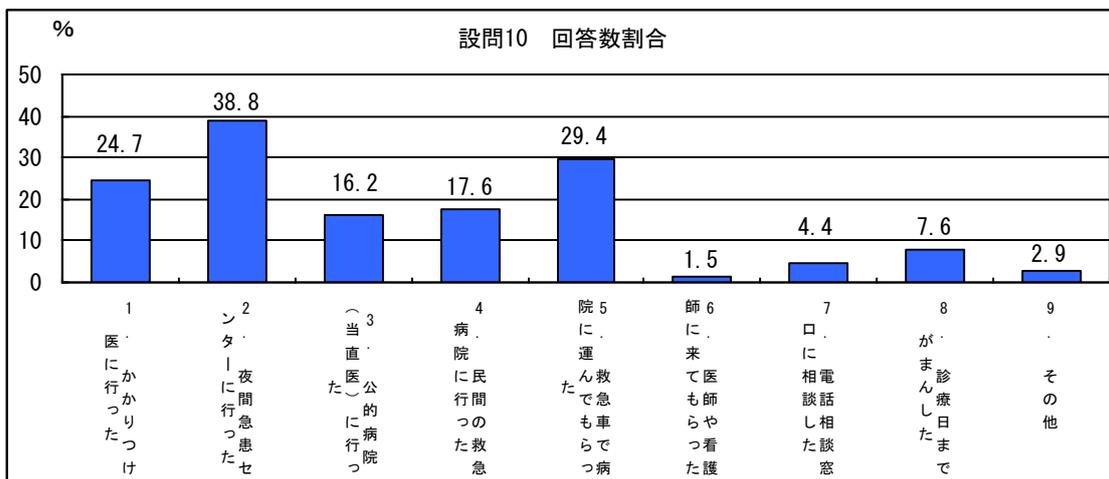


c. 夜間に急病になったときの対応について

【図表 夜間に急病になったときの対応（アンケート A）】

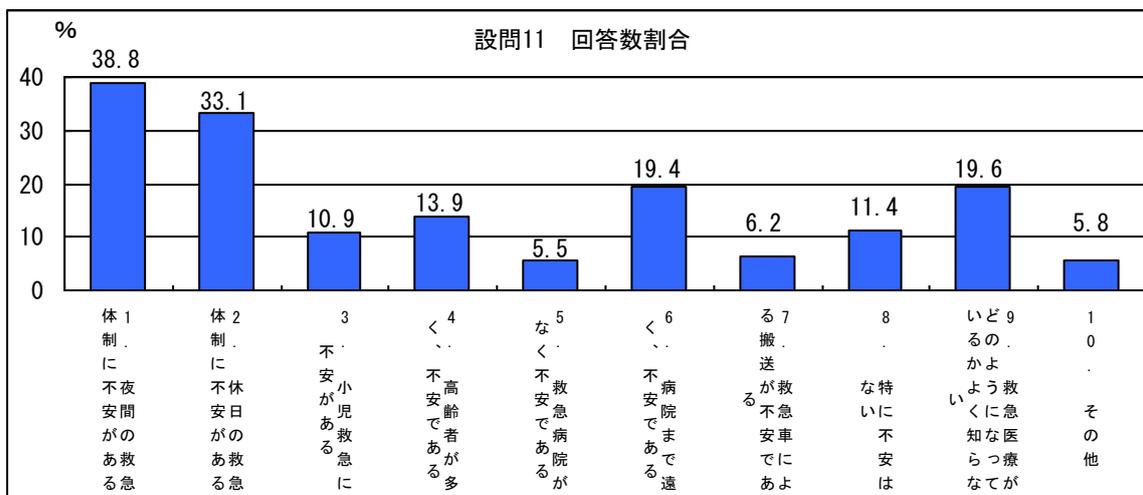


【図表 夜間に急病になったときの対応（アンケート B）】

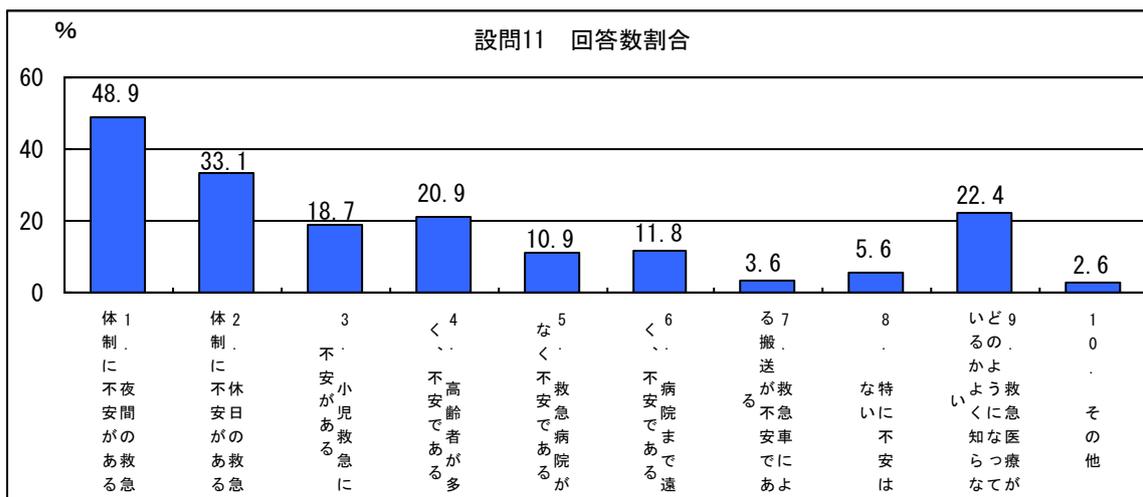


d. 救急医療に対しての不安について

【図表 救急医療に対しての不安（アンケート A）】



【図表 救急医療に対しての不安（アンケート B）】



3 医療等用語

| | |
|----------|---|
| 初期救急 | 入院の必要がなく、外来での対処が可能な緊急の患者に対する治療のこと。整備は市町村の責務とされている。 |
| 二次救急 | 入院を必要とする緊急の患者に対する治療のこと。都道府県が定めた医療圏域（二次医療圏）ごとに整備する。 |
| 三次救急 | 二次救急医療機関では対応できない重篤な緊急の患者に対する治療のこと。複数診療科にわたる高度な医療を提供する医療機関で行われる。 |
| 都城北諸県医療圏 | 都城市と三股町を範囲として、宮崎県の医療計画で定められた二次医療圏。 |
| 曾於保健医療圏 | 曾於市、志布志市、大崎町、鹿屋市の一部（旧輝北町）を範囲として、鹿児島県の医療計画で定められた二次医療圏。 |
| 周産期医療 | 周産期（しゅうさんき）（妊娠 22 週から出生後 7 日未満）を含めた前後の期間における、突発的な事態に対して、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供すること。 |
| オーダーリング | 診療現場の医師等が検査や投薬などの指示（オーダー）を入力すると、その内容が電子的に関係部局に伝達されるシステム。 |
| 電子カルテ | 患者に関わる様々な情報を電子媒体に記録、保存し運用するシステムで、医師の書いた記録だけではなく、看護記録、X線写真、検査レポートなどを含むもの。 |
| RI 装置 | 画像診断のうちの、核医学検査装置のこと。体内に投与した放射性医薬品が、臓器などに集まった様子を画像化する。その他の核医学検査として、PET 検査や SPECT 検査がある。 |
| PACS | Picture Archiving and Communication System の略で、CT や MRI、レントゲンフィルムなどの医用画像をフィルムの代わりに、デジタル画像としてデータベース化し、必要に応じてその画像を転送、表示することができるシステムである。 |
| RIS | RIS とは、Radiology Information System の略で、放射線情報管理システムを指す。放射線部門内で扱う様々な情報を統合的に管理するシステムであり、検査の予約や読影（画像診断）レポートの管理などを行う。 |
| DMAT | 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム |

| | |
|---------|---|
| 医療クランク | 医師の仕事を補助する事務職員で、医師が診察に専念できるようにするのが役目。 |
| 災害支援看護師 | 災害支援に関する専門的知識を習得した看護師 |
| 中間支援組織 | 行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。NPO への支援などを主目的として発足しているケースが多い。 |